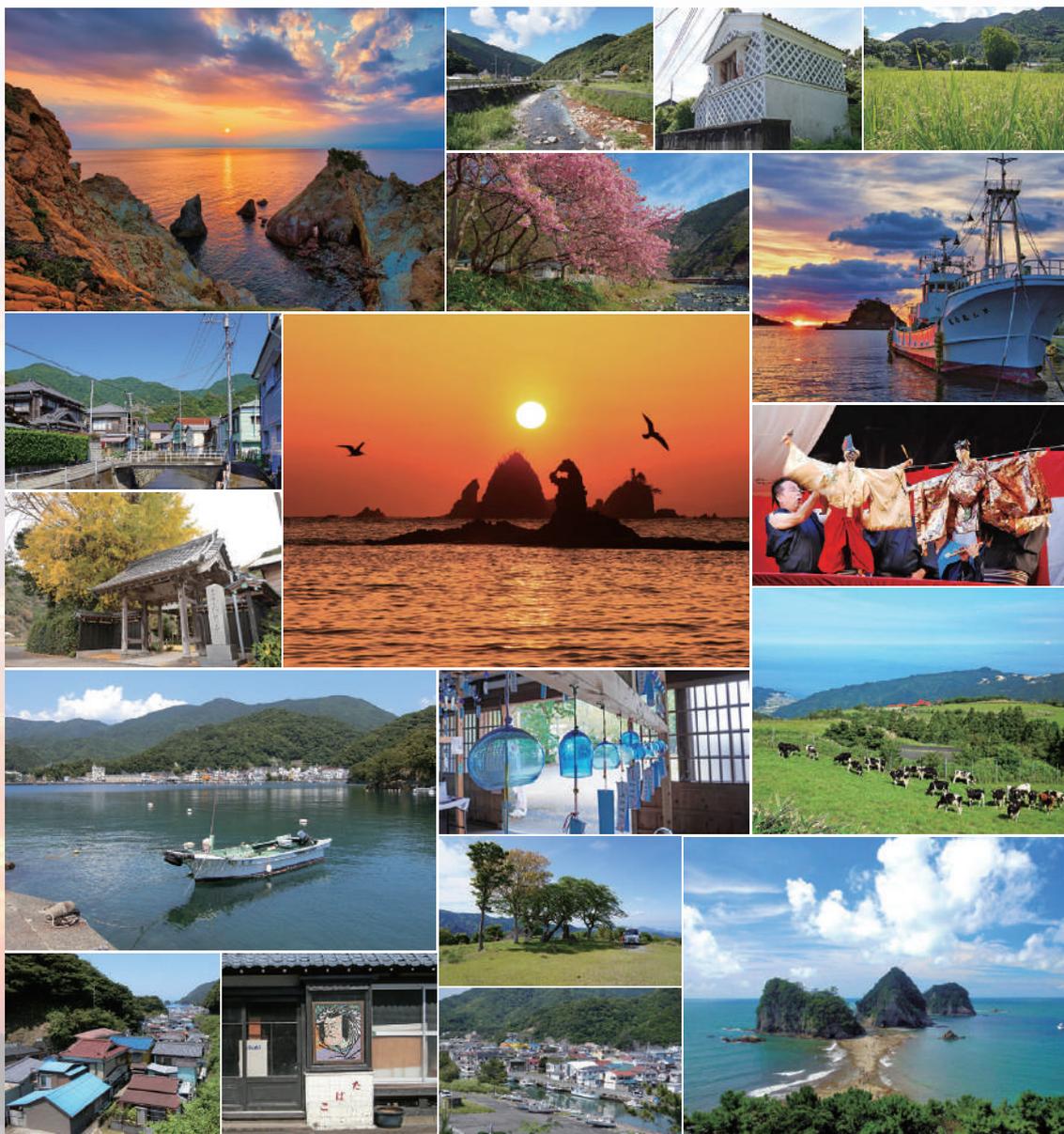


西伊豆町景観計画（案）



令和8年3月
西伊豆町

目次

序章	1
1. 背景と目的	1
2. 景観計画の位置付け	2
第1章 景観の現況と課題	3
1. 景観の現況	3
2. 法規制状況	20
3. 課題の整理	21
第2章 景観計画の区域	27
1. 景観計画区域	27
第3章 良好な景観まちづくりの方針	28
1. 景観まちづくりの理念	28
2. 景観まちづくりの目標	30
3. 目標ごとの景観まちづくりの方針	31
4. 拠点ごとの景観まちづくりの方針	41
【1】堂ヶ島エリア	42
【2】黄金崎エリア	44
【3】西天城高原エリア	46
【4】やまびこ荘周辺エリア	48
【5】西伊豆町役場周辺エリア	50
【6】田子エリア	52
【7】安良里エリア	54
第4章 良好な景観まちづくりのための行為の制限に関する事項	56
1. 景観誘導の仕組み	56
2. 届出の対象区域	57
3. 景観協議及び届出対象行為の手続きの流れ	58
4. 届出対象行為	59
5. 景観形成基準	61
第5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	87
1. 景観重要建造物の指定の方針	87
2. 景観重要樹木の指定の方針	88
第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	89
1. 基本事項	89
2. 制限の方針	89
第7章 景観重要公共施設の指定の方針	90
1. 景観重要公共施設の指定に関する方針	90
2. 景観重要公共施設の整備に関する方針	90
第8章 景観まちづくりの推進	92
1. 景観まちづくり主要方策	92
2. 景観まちづくりの推進体制の整備	93
3. 進行管理と改定	95
資料編（別冊）	
景観形成基準の解説	

序章

1. 背景と目的

本町は、静岡県東部の伊豆半島西海岸のほぼ中央に位置し、西側は駿河湾に面し、東側は急峻な天城山系が連なる自然に囲まれた美しいまちです。

景勝地である堂ヶ島公園や黄金崎公園をはじめ、山や海に点在する温泉施設やキャンプ場、駿河湾を舞台とした漁業風景、天城山系の清らかな湧水によるわさび栽培、温暖な地域ならではのアロエ栽培など、豊かな自然と気候や人の営みにより育まれた特徴的な景観が広がっています。

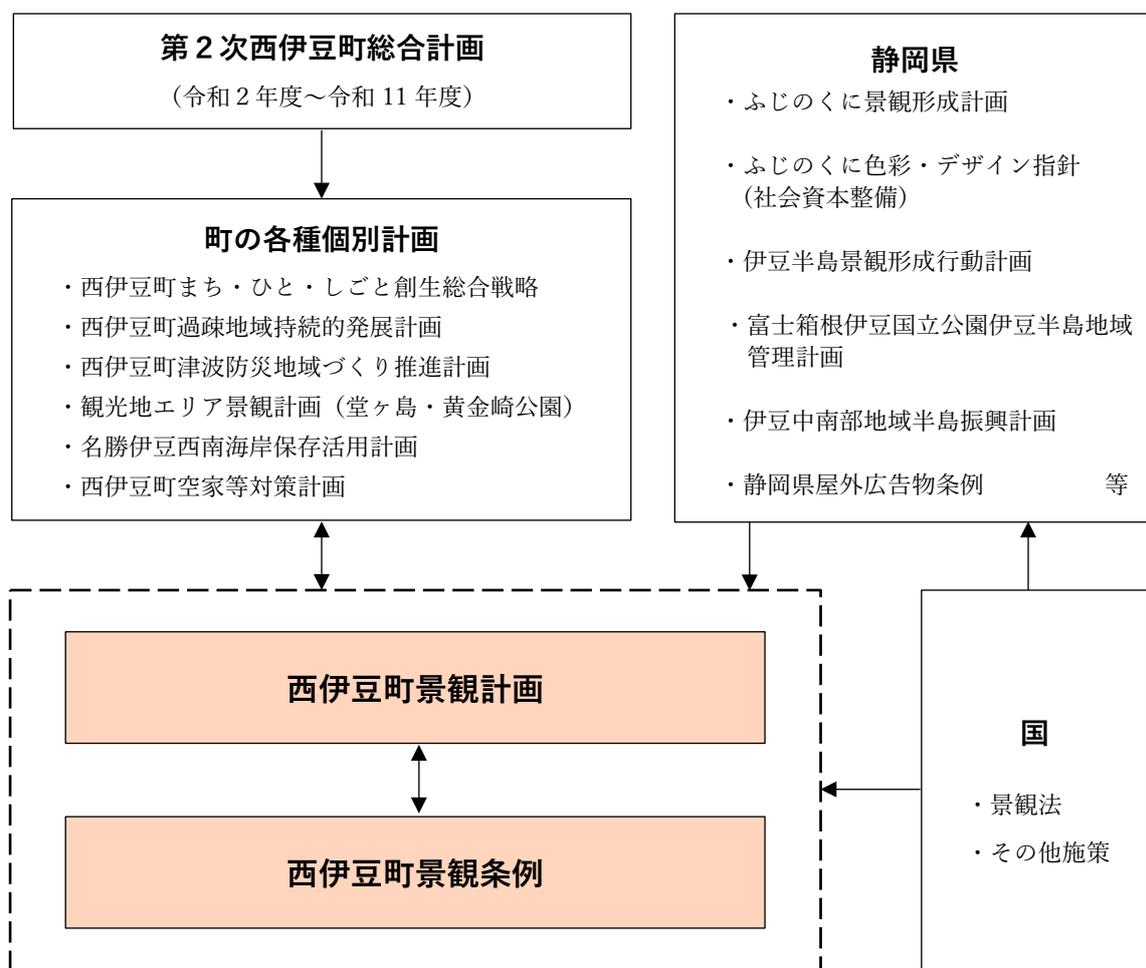
特に、国立公園・名勝に指定された当町の海岸や島々、奇岩を前景に駿河湾へ沈む夕陽は非常に美しく、西伊豆の原風景の一つと言えます。この「夕陽」を町の資源ととらえ、平成17年に「夕陽日本一宣言」を行い、平成21年に「夕陽のまちづくりマスタープラン」を策定し、夕陽景観を地域の活性化のために生かしていく取組が進められています。

しかしながら、少子高齢化や過疎化の進行、国民の生活様式やニーズの変化など、町を取り巻く社会情勢は変化を続け、町の景観も大きく変化をしています。本町の美しい景観を守り、育て、次世代に継承していくためには、本町の景観のあり方や景観を生かしたまちづくりの理念や目標を示し、目標を実現するための施策や取組を明確化し、確実に進めていく必要があります。

このようなことから、「西伊豆町景観計画」を策定し、景観まちづくりを進めていきます。

2. 景観計画の位置付け

本計画は、上位計画である第2次西伊豆町総合計画に即するとともに、その他の関連計画等と連携・整合を図ります。



第1章 景観の現況と課題

1. 景観の現況

西伊豆町の景観を構成する要素を「自然」、「歴史・文化」、「暮らし」、「観光交流」の4つに区分して整理しています。要素毎に、以下のような特性を有しています。

(1) 自然の景観

① 山地（森林・斜面緑地）の景観

- ・東部は猫越岳（標高 1000m）から長九郎山（標高 996m）に至る山脈が続き、仁科川上流に丹野平（標高 712m）、仁科川中流に大昌山（標高 545m）が続いています。
- ・西部は大野山（標高 616m）、笠蓋山（標高 703m）、八ノ段（標高 618m）が連なっており、沿岸部中央には今山（標高 302m）があります。
- ・町域面積の 89%を森林が占めており、どこにいても「山のみどり」に囲まれていることを実感でき、集落地から眺められる山々は、地域の景観を特徴づける重要な要素となっています。
- ・国道 136 号の沿岸部は、広葉樹林が広がり、主要地方道伊東西伊豆線（県道 59 号線）と一般県道仁科峠宇久須線（県道 410 号）は、山間部に入るとスギ等の人工林が多く見られます。



仁科峠からの眺望



森林景観(国道 136 号)



神洞の滝

② 河川の景観

- ・本町は大小 170 本、総長 131,367m にのぼる河川があり、代表的な河川水系は宇久須川水系（宇久須川・大久須川・赤川）、安良里浜川水系（安良里浜川）、仁科川水系（仁科川・白川・本谷川）があります。各水系には滝が見られ、名前のない滝も多く存在します。
- ・仁科川は、本谷川、白川等と合流した後、下流域で平地を形成して駿河湾に注いでいます。下流域は川幅が広がり、田園地帯や集落地を流れる開放的な河川景観が見られます。



仁科川河口

- ・宇久須川は、赤川、大久須川と合流後、田園部や集落地を経て駿河湾に注いでいます。下流域では川沿いに桜並木が連なるなど、自然豊かな河川景観が見られます。
- ・安良里浜川は、安良里地区をほぼ東西に貫きながら流れており、中下流部は三面張りの護岸構造ですが、生活に身近な河川として潤いを与えています。



安良里浜川

③ 海岸の景観

- ・本町の海岸は、複雑に入り組んだリアス式海岸地形であり、多彩な表情を見せる自然海岸や美しい海浜が多く残され、富士箱根伊豆国立公園や名勝（伊豆西南海岸）に指定されているほか、天然記念物にも指定されています。
- ・天然記念物は、国指定では堂ヶ島^{てんそうどう}天窓洞、県指定では瀬浜海岸のトンボロや黄金崎のプロピライトがあり、極めて特色ある景観を見ることができます。
- ・海岸部の特徴的な自然は、伊豆半島の特異な成り立ちに関係し、それらは「伊豆半島ジオサイト」として情報発信され、活用されています。
- ・黄金崎、浮島海岸、堂ヶ島、沢田公園、枯野公園（鍛冶屋浜）がジオサイトとして紹介されています。
- ・堂ヶ島は、小島が点在し、美しい縞模様の地層が見られるなど、大地の営みがつくった複雑多様な造形が絶景を生み出しています。
- ・これらジオサイトは、遊歩道や展望台等が整備されている場所が多く、海岸一帯が眺望に優れています。



黄金崎馬ロック



浮島海岸



枯野公園

④ 夕陽の眺望景観

- ・沿岸部の遊歩道や展望台等では、海岸の美しい地層断面や駿河湾の雄大な景色とともに、美しい夕陽を鑑賞できます。
- ・夕陽の景観は、本町の特徴的な景観であり、夕陽スポットとして、積極的に情報発信されています。
- ・夕陽のまちづくりを積極的に推進してきたことにより、夕陽は価値ある町の財産として、町民全体に共有されています。



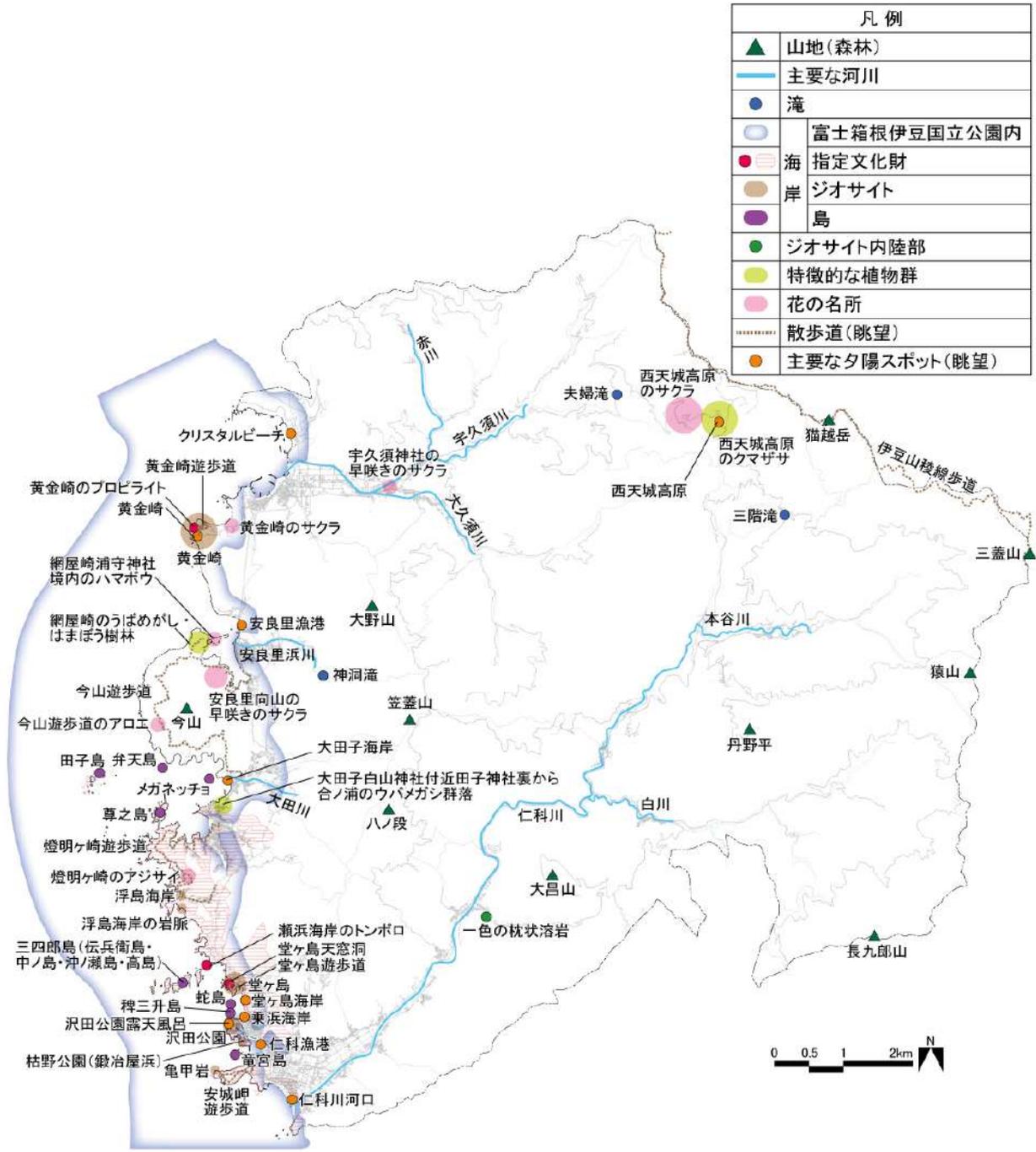
大田子海岸からの夕陽

■主な自然の景観要素

山地(森林)	今山、笠蓋山、大野山、八ノ段、大昌山 猫越岳、三蓋山、猿山、長九郎山、丹野平 等
主要な河川	宇久須川水系：宇久須川、大久須川（宇久須）、赤川 安良里浜川水系：安良里浜川（安良里） 仁科川水系：仁科川（仁科）、白川（大沢里）、本谷川（大沢里） 大田川（田子） 等
滝	夫婦滝、神洞滝、三階滝 等
海岸	富士箱根伊豆国立公園内
指定文化財	伊豆西南海岸（国指定名勝） 堂ヶ島天窓洞（国指定天然記念物） 瀬浜海岸のトンボロ（県指定天然記念物） 黄金崎のプロピライト（県指定天然記念物）
ジオサイト※2	黄金崎、浮島海岸、堂ヶ島、沢田公園、枯野公園（鍛冶屋浜） 特徴的な岩：亀甲岩、浮島海岸の岩脈
島	田子島・尊之島・弁天島・メガネツチヨ、三四郎島（伝兵衛島・中ノ島・沖ノ瀬島・高島）、蛇島、稗三升島、竜宮島
ジオサイト※2 内陸部	一色の枕状溶岩
特徴的な植物群	網屋崎のうばめがし・はまぼう樹林（町指定文化財） 大田子白山神社付近田子神社裏から合ノ浦のウバメガシ群落 西天城高原のクマザサ
花の名所	黄金崎のサクラ、宇久須神社の早咲きのサクラ、西天城高原のサクラ、 今山遊歩道のアロエ、燈明ヶ崎のアジサイ、網屋崎浦守神社境内のハマ ボウ、安良里向山の早咲きのサクラ 等
遊歩道(眺望)	黄金崎遊歩道、今山遊歩道、燈明ヶ崎遊歩道、堂ヶ島遊歩道、安城岬 遊歩道、伊豆山稜線歩道、他公園内遊歩道 等
主要な夕陽スポット (眺望)	西天城高原、クリスタルビーチ、黄金崎、安良里漁港、大田子海岸、堂 ヶ島海岸、乗浜海岸、沢田公園露天風呂、仁科漁港、仁科川河口 等

参考資料：西伊豆町観光協会 HP、西伊豆町 HP

主な自然の景観要素



(2) 歴史・文化の景観

① 歴史的な建造物の景観

- ・ 集落地では、数少ない貴重ななまこ壁の住宅や蔵が見られます。また、伊豆石が使われている蔵や塀等は、採石が盛んに行われていた伊豆地域の文化を伝えています。
- ・ 昭和初期の木造住宅等が多く見られ、年月とともに木材の風合いが増し、風情を感じさせます。大沢里の小学校校舎を改装したやまびこ荘や、かつて宇久須に珪石産業をもたらした AGC ミネラル株式会社（旧東海工業株式会社）の木造建築等は、地区の歴史文化を伝える価値ある建造物です。



AGC ミネラル株式会社の木造建築

② 社寺の景観

- ・ 社寺は多数点在し、古い社殿や石垣、社寺林などが自然景観と調和し、趣が感じられます。
- ・ 浦守神社や神明神社など、神社の多くは、信仰の場所として、生活の場から少し離れた林の中や山の中にひっそりと佇み、自然景観と一体化しています。
- ・ 正法院や法眼寺など集落内に広い敷地をもつ寺院は、庭木等が手入れされ、美しく維持されています。
- ・ 宇久須神社では、拝殿に青い風鈴を大量に飾り付ける催しがされ、風鈴神社としてガラス文化を発信しています。風が吹くといっせいに風鈴の音が響き渡り、目だけでなく、耳も楽しませてくれます。



法眼寺



宇久須神社

③ 巨木・古木の景観

- ・ 巨木や古木は多数点在し、歴史を感じさせる風格ある姿は、地域のシンボルとして親しまれています。
- ・ 永明寺のイチョウ、中の神明神社のナギなど、主に社寺林が町の文化財に指定されています。



永明寺のイチョウ

④ 史跡等の景観

- ・古墳や遺跡をはじめ、石切り場跡などの産業遺跡、人々の思いで建立された供養塔や石碑等は、地域の歴史文化を伝える貴重な景観資源です。

⑤ 郷土芸能・生活文化

- ・各地の神社の祭りで奉納される三番叟や神楽、天王社のお注連あげなど、神社の風情ある佇まいの中で見られる伝統行事は歴史文化を感じる風景です。
- ・田子の正月魚等は、地域ならではの風物詩であり、潮かつおという食文化を伝えています。



田子の正月魚

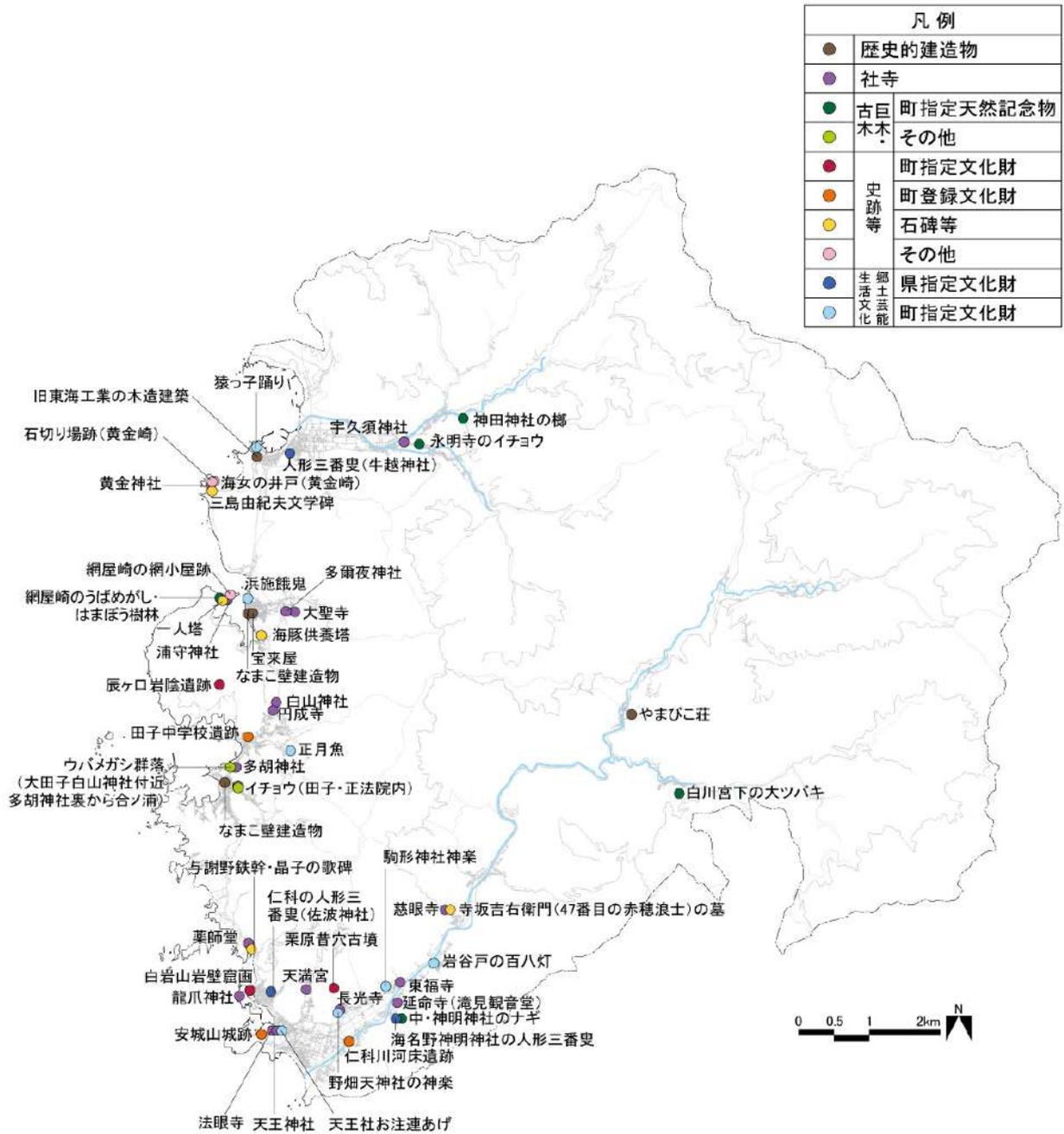
■主な歴史・文化の景観要素

歴史的建造物		町内に点在するなまこ壁建造物、昭和初期の木造建築 AGC ミネラル株式会社（旧東海工業株式会社）の木造建築、 宝来屋、やまびこ荘
社寺		宇久須神社、浦守神社、大聖寺、白山神社、多胡神社、薬師堂、法 眼寺、東福寺、慈眼寺（一色）、天満宮、天王神社、黄金神社、多爾 夜神社、龍爪神社、延命寺（滝見観音堂）、長光寺、円成寺、正法院 等
巨木・ 古木	町指定天然記念物	永明寺のイチョウ、中・神明神社のナギ、白川宮下の大ツバキ、網 屋崎のうばめがし・はまぼう樹林、神田神社の榔
	その他	ウバメガシ群落（大田子白山神社付近 多胡神社裏から合ノ浦） イチョウ（田子・正法院内） 等
史跡等	町指定文化財	栗原昔穴古墳、辰ヶ口岩陰遺跡
	町登録文化財	仁科川河床遺跡、田子中学校遺跡、安城山城跡
	石碑等	寺坂吉右衛門（47番目の赤穂浪士）の墓、与謝野鉄幹・晶子の歌碑、 三島由紀夫文学碑、海 ^{いるか} 豚 供養塔、一人塔
	その他	網屋崎の網小屋跡、海女の井戸（黄金崎）、石切り場跡（黄金崎）
郷土芸 能・生 活文化	県指定文化財	人形三番叟（牛越神社）※、仁科の人形三番叟（佐波神社）※、海名 野神明神社の人形三番叟
	町指定文化財	芸能：駒形神社神楽、野畑天神社の神楽、猿っ子踊り※ 年中行事：岩谷戸の百八灯、天王社お注連あげ、浜施餓鬼 生活文化：正 ^{しょうがつよ} 月魚

参考資料：西伊豆町文化財総覧、西伊豆町 HP

※現在、休止中もしくは不定期開催

主な歴史・文化の景観要素



(3) 暮らしの景観

① 中心集落地の景観

- ・中心集落地である役場周辺（仁科）は、主要道路である国道 136 号沿いに商店や事業所、商業施設等が集積し、都市的景観が見られます。
- ・国道 136 号の東側には昔ながらの小さな商店街があり、落ち着いた雰囲気がありますが、沿道に空き店舗や駐車場なども増えています。



国道 136 号沿道

② 沿岸部の集落地景観

- ・宇久須、安良里、田子、仁科地区の沿岸部は、古くから漁業が盛んであり、湾に面した平地に集落が形成されています。集落内では、どこでも山を背景に民家が軒を連ねる暮らしの景観を見ることができます。かつて民宿を営んでいたと思われる民家や、漁具が屋外に置かれた民家など、漁村集落らしい景観が見られます。
- ・宇久須は、比較的平地の面積が広く、海岸に並行する道路沿いに住宅地が形成されています。
- ・安良里は、深く入り組んだ湾内の平地に集落が形成され、住宅が密集し、路地の景観を見ることができます。
- ・安良里や田子では、外壁が板張りで、水色等に塗られたカラフルな民家が多く見られます。漁船の塗料を用いて外壁を塗っており、この地域の暮らしや漁業文化を反映した一つの風景といえます。



宇久須



安良里



安良里の住宅



田子の住宅

- ・田子は、山が多く平地が限られていますが、山を削った標高の高い傾斜地においても住宅が密集しています。路地が多く、特に潮騒ギャラリーのある「遊遊通り」は路面が美装化され、なまこ壁の建造物や石蔵があり、風情があります。



田子集落の遊遊通り

- ・仁科の沢田は、小さな湾の船溜まりと乗浜海岸に面した平地に住宅地が形成されています。堂ヶ島に観光客が多く訪れるため、民宿も多く見られます。船溜まりや乗浜海岸は防潮堤で遮られていないため、水辺と集落が一体となった良好な景観を見ることができます。
- ・仁科の大浜は、海岸に面した平地に集落が形成され、迷路のような入り組んだ路地や点在する松が特徴的です。



仁科沢田の船溜まりとまち並み



仁科大浜

③ 農村部の集落地景観

- ・仁科の中地区や宇久須は、河川流域のわずかな平坦地にまとまりある農地が見られます。
- ・中地区では、山際に住宅、中央に農地が広がる風景が見られます。水田よりも畑が多く、広大に広がるアロエ畑の景観が特徴的です。また、ビニールハウスも多く見られ、カーネーションやキンギョソウ等が栽培されています。
- ・宇久須の河口では、農地と住宅が混在した風景が見られます。
- ・近年、耕作放棄地の増加が課題となっていますが、地元ボランティアによる「宇久須美農里プロジェクト」の取組により、菜の花やひまわり畑等が見られる場所があります。特に永明寺周辺では、美しい水田が広がり良好な農村風景が形成されています。
- ・宇久須の神田集落には、伝統的な家屋が多く残り、風情ある集落景観が形成されています。建物の多くは寄棟屋根を特徴とし、周囲の山並みと調和した落ち着いた感じのあるたたずまいを見せており、全体としてまとまりのある景観を呈しています。



仁科のアロエ畑



宇久須永明寺周辺の水田



宇久須の神田の集落

④ 山間部の集落地景観

- ・山間部の集落は、仁科川の川筋に集落地を形成し、豊かな自然環境と調和した農山村の景観が見られます。
- ・一色は、川沿いのわずかな平地に集落が形成され、山際や道筋、川筋に沿って住宅が並んでいます。



一色の集落

- ・大沢里は、急峻な谷あい集落を形成し、曲がりくねった河川や道路沿いに住宅地が形成されています。
- ・大沢里の宮ヶ原集落の道路は、緩やかなカーブを描き、低い石垣で縁取られており、魅力的な景観を形成しています。



大沢里の宮ヶ原の集落道

⑤ 港湾・漁港の景観

- ・宇久須港は、沼津方面からの海上交通の玄関口として、また硅砂の積出し港として発展しました。広い湾内は開放感あふれる景色が見られ、栈橋では、多くの釣り人が見られます。
- ・安良里漁港や田子漁港は、風光明媚な湾内にあります。田子漁港では燈明ヶ崎や尊之島が見えるほか、漁港内にはスーパーデッキ潮騒の塔（水門）やみなと公園、管理の行き届いた公衆トイレ等があり、釣り人や観光客が訪れています。
- ・仁科漁港からは、安城岬や竜宮島を見ることができ、隣接する漁協直売所や食堂に訪れる人々の姿が見られます。



宇久須港



田子漁港

⑥ 主要な道路景観

- ・主要な道路は、町の南北を走る国道 136 号、町の東西を結ぶ主要地方道伊東西伊豆線、一般県道仁科峠宇久須線があり、暮らしと観光の重要なルートとして機能しています。沿岸部や山間部、中心集落地など、多様な地域景観を結ぶ、町のイメージを印象付ける重要な道路景観軸となっています。
- ・主要な道路の沿道や交差点で見られる花壇の多くは、花が植えられ、良好な道路景観の形成に寄与しています。
- ・特に国道 136 号の鏝沢周辺は、駿河湾への眺望が開け、沿道には町の花であるツワブキが群生し、西伊豆らしい景観が見られます。



国道 136 号（鏝沢周辺）



ツワブキの群生（鏝沢周辺）

⑦ 公共建築物

- ・公共公益施設の建築物は、町役場をはじめ、学校等の教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設等があり、町民の暮らしにかかわる身近な施設として、良好な景観形成を図るお手本としても重要です。



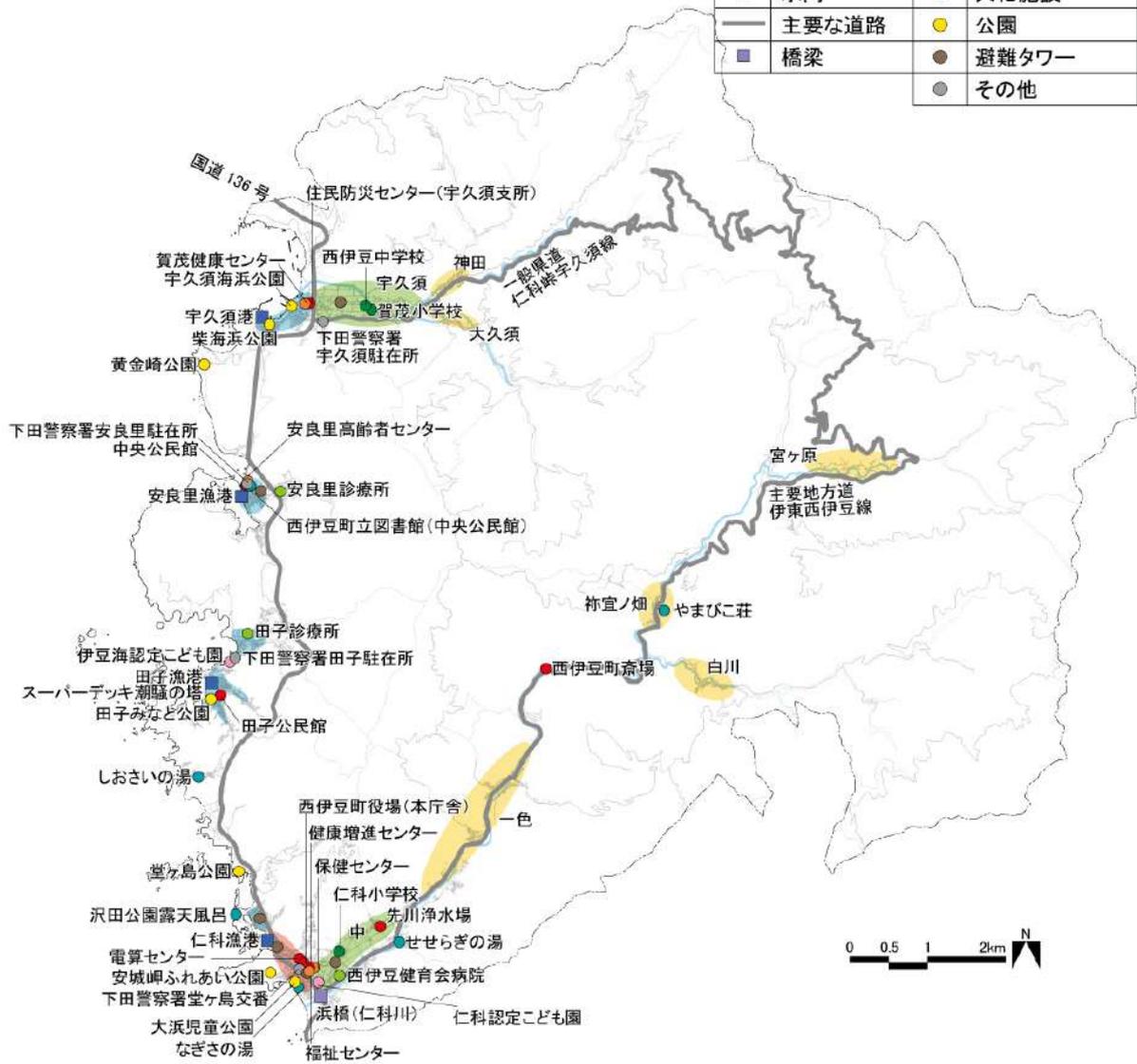
西伊豆町役場

■主な暮らしの景観の要素

中心集落地	西伊豆町役場周辺	
集落地	沿岸部の集落：宇久須、安良里、田子、仁科 農村部の集落：宇久須、中 山間部の集落：一色、大沢里	
主要な農地	アロエ畑（中）、水田（仁科、宇久須）	
インフラ	港・漁港	港湾：宇久須 漁港：仁科（第1種）、田子（第2種）、安良里（第2種）
	水門	スーパーデッキ潮騒の塔、町内各所
	主要な道路	国道136号、主要地方道伊東西伊豆線、一般県道仁科峠宇久須線
	橋梁	浜橋（仁科川）、町内各所
公共公益施設	行政施設	庁舎等：西伊豆町役場（本庁舎）、住民防災センター（宇久須支所）、先川浄水場、電算センター スポーツ施設：健康増進センター 消防施設：各地区内の詰所 防災センター：各地区内のコミュニティ防災センター その他施設：中央公民館、田子公民館、西伊豆町斎場 等
	教育施設	仁科小学校、賀茂小学校、西伊豆中学校
	子育て支援施設	伊豆海認定こども園、仁科認定こども園
	医療施設	安良里診療所、田子診療所、西伊豆健育会病院（民間） 等
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設：安良里高齢者センター、福祉センター 保健福祉施設：保健センター その他社会福祉施設：賀茂健康センター 等
	文化施設	図書館：西伊豆町立図書館（中央公民館） 温泉施設：しおさいの湯、なぎさの湯、せせらぎの湯、沢田公園露天風呂、やまびこ荘
	公園	黄金崎公園、堂ヶ島公園、安城岬ふれあい公園 コミュニティ公園：大浜児童公園、田子みなと公園、芝海浜公園、浜海浜公園
	避難タワー	宇久須1箇所、安良里1箇所、仁科4箇所
	その他	各地警察署（駐在所・交番）

主な暮らしの景観の要素

凡例			
● (赤)	中心集落地	● (赤)	公共公益施設
● (青)	沿岸集落地	● (赤)	行政施設
● (黄)	農山村集落地	● (緑)	教育施設
● (緑)	主な農地	● (紫)	子育て支援施設
インフラ		● (黄)	医療施設
■ (青)	港・漁港	● (赤)	保健・福祉施設
■ (青)	水門	● (青)	文化施設
— (黒)	主要な道路	● (黄)	公園
■ (青)	橋梁	● (赤)	避難タワー
		● (黒)	その他



(4) 観光交流の景観

① 観光スポットの景観

- ・夕陽をはじめ、温泉や美しい海・山・川、ジオサイト、高原などが観光資源となっています。堂ヶ島クルージングやカヌー・カヤック、SUP、ダイビング、ハイキング、キャンプ、釣りなど、人々が自然と楽しみ触れあう姿が見られます。

○温泉施設

- ・しおさいの湯をはじめとした町営の温泉施設は、規模が小さく、各地の集落内にあり住民も多く利用しているため、素朴で親しみやすい雰囲気があります。
- ・沢田公園露天風呂は、岸壁に位置する大自然を満喫できる岩風呂であり、夕陽やジオサイトの特徴ある景観も楽しめることから、多くの人が訪れています。
- ・国道 136 号沿いの堂ヶ島周辺は、温泉を楽しめる大規模なホテルや旅館が集中しています。



沢田公園露天風呂

○海水浴場

- ・本町の海岸には美しい浜辺が多数あり、夏は海水浴客と色とりどりのテントやパラソルで華やぐ浜辺は、一年で最もにぎやかで活気に満ちています。
- ・国道 136 号から直接見える海岸として、堂ヶ島の乗浜海水浴場があり、本町の代表的な海水浴の景観です。
- ・田子瀬浜海水浴場など、集落から離れた海岸は、水質もよく透明度が高いため、シュノーケリングをはじめ、シーカヤック、ダイビングなどを楽しめます。



乗浜海水浴場

○ジオサイト（沿岸部の公園）

- ・ジオサイトがある黄金崎公園、堂ヶ島公園、沢田公園、枯野公園、安城岬ふれあい公園は、遊歩道や展望台が整備されており、ジオサイトの美しい景観を見に多くの人が訪れています。
- ・黄金崎公園には、ダイビング施設があり、ダイビングを楽しむ人々、枯野公園（鍛冶屋浜）、安城岬ふれあい公園（安城海岸）では、磯遊びやシュノーケリング等を楽しむ人々の姿が見られます。
- ・堂ヶ島は、縞模様のダイナミックな地層の景観や天窓洞、亀岩、三四郎島とトンボロなど見所が多く、多くの観光客が訪れています。
- ・堂ヶ島公園では、縞模様の巨大な岩の上を歩く人々、



堂ヶ島のトンボロ



堂ヶ島公園

海上では遊覧船の洞窟めぐりやジオサイトクルーズを楽しむ人々の姿が見られます。

- ・そのほかの沿岸部においても迫力ある地層や奇岩、洞窟をシーカヤックやカヌーで巡る体験ツアーなどが実施されています。



カヤック

○ハイキングコース（遊歩道）

- ・公園の遊歩道以外に、今山遊歩道や燈明ヶ崎遊歩道、伊豆山稜線遊歩道があり、ハイキングやウォーキングを楽しむ人々が訪れています。
- ・今山遊歩道では、雄大な駿河湾や段々畑のアロエが見られ、黄金崎と富士山を一度に目にすることができる絶景ポイントもあります。
- ・燈明ヶ崎遊歩道は、眼下に駿河湾が広がり、遠くは日本平や南アルプスを望めます。途中には、椿園やアジサイ畑があり、松の林、海岸植物が茂っています。
- ・伊豆山稜線遊歩道は、修善寺虹の里（伊豆市）から天城峠（伊豆市と河津町の境）までを結ぶ登山道であり、本町には仁科峠がかかります。遊歩道は、広々とした開放感あふれるササ原の景観が特徴的であり、仁科峠展望台では 360 度の大パノラマと富士山を眺めることができます。



今山遊歩道



燈明ヶ崎遊歩道

○観光施設

- ・景勝地である堂ヶ島公園周辺には、堂ヶ島マリンや堂ヶ島地下売店、伊豆トリックアート迷宮館、海鮮が楽しめる食堂などが集積しており、観光客でにぎわいを見せています。
- ・公共の観光施設として、黄金崎クリスタルパーク、伊豆半島ジオパーク西伊豆ビジターセンターのこがねすと、西天城高原牧場の家等があり、観光客が訪れています。
- ・民間施設では、わさびや潮かつお等の地域の特産品を扱う店、食堂やキャンプ施設、安良里漁港の係船釣り、ダイビングやカヌー・カヤック等を体験できる施設など、多様な施設があります。

② 祭事・イベントの景観

- ・年間で黄金崎さくらまつりや天草・ところてん祭り、堂ヶ島火祭り、夏祭りや秋祭り（伝統芸能）、夕陽のまち西伊豆町ふるさとまつり、キャンドルナイトなど、季節や地域資源を活かした祭事・イベント等が多く開催されており、人々が季節を楽しみ交流する景観を創出しています。



キャンドルナイト

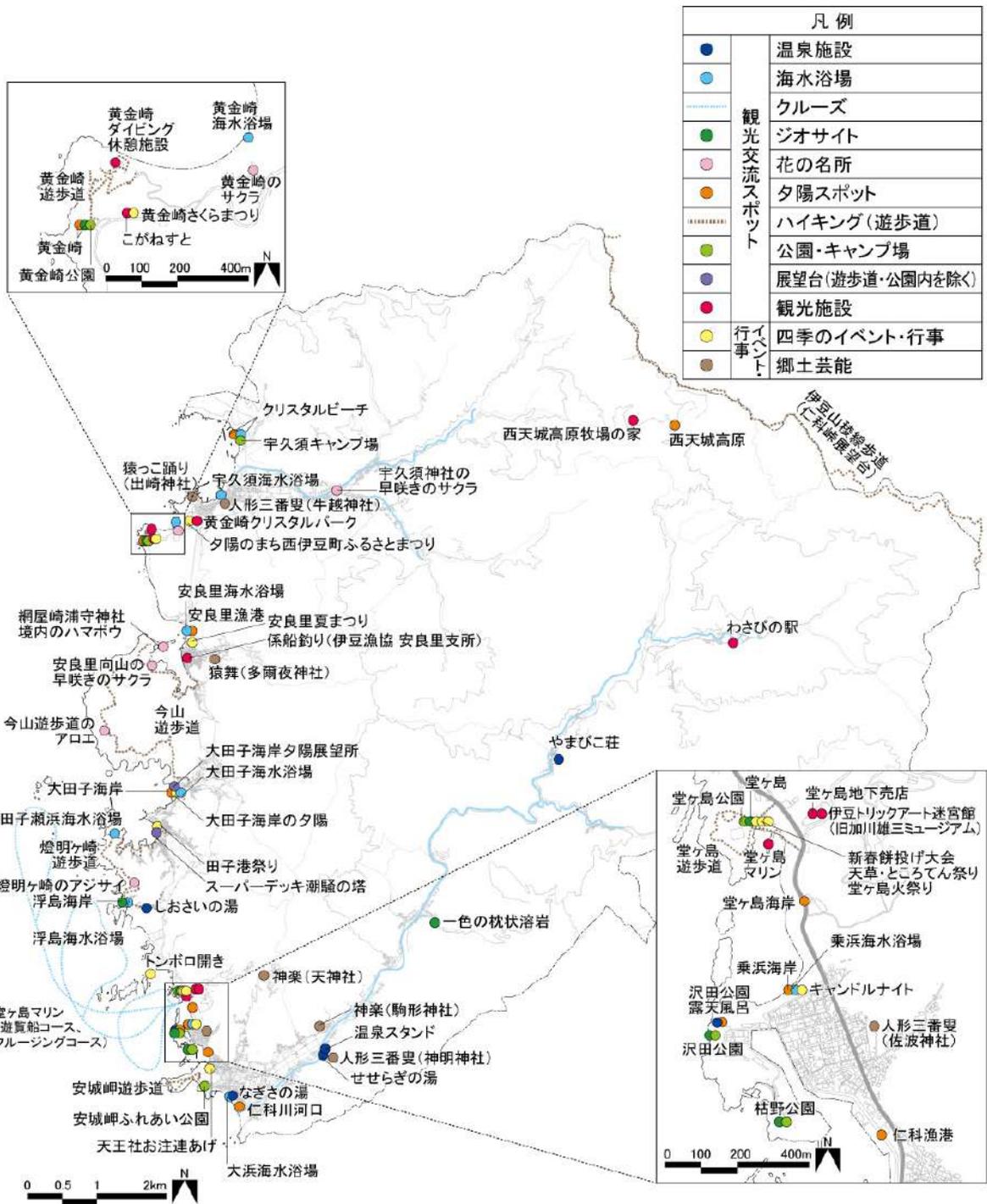
■主な観光交流の景観要素

観光交流スポット	温泉施設	町営：しおさいの湯、なぎさの湯、せせらぎの湯、沢田公園露天風呂、やまびこ荘、温泉スタンド 民営：宿泊施設各所
	海水浴場	クリスタルビーチ、宇久須、黄金崎、安良里、大田子、田子瀬浜、浮島、乗浜、大浜
	クルーズ	堂ヶ島マリン（遊覧船コース、クルージングコース）
	ジオサイト	黄金崎、浮島海岸、堂ヶ島、沢田公園、枯野公園、一色の枕状溶岩
	花の名所	黄金崎のサクラ、宇久須神社の早咲きのサクラ、今山遊歩道のアロエ、燈明ヶ崎のアジサイ、網屋崎浦守神社境内のハマボウ、安良里向山の早咲きのサクラ 等
	夕陽スポット	西天城高原、クリスタルビーチ、黄金崎、安良里漁港、大田子海岸、堂ヶ島海岸、乗浜海岸、沢田公園露天風呂、仁科漁港、仁科川河口 等
	ハイキング（遊歩道）	黄金崎遊歩道、今山遊歩道、燈明ヶ崎遊歩道、堂ヶ島遊歩道、安城岬遊歩道、伊豆山稜線歩道（仁科峠展望台）、他公園内遊歩道 等
	公園・キャンプ場	黄金崎公園、堂ヶ島公園、沢田公園、枯野公園、安城岬ふれあい公園 宇久須キャンプ場 等
展望台（遊歩道・公園内を除く）	大田子海岸夕陽展望所、スーパーデッキ潮騒の塔	
イベント・行事	観光施設	公共施設：黄金崎クリスタルパーク、こがねすと、黄金崎ダイビング休憩施設、堂ヶ島地下売店、西天城高原牧場の家 民間施設：堂ヶ島マリン、伊豆トリックアート迷宮館（旧加山雄三ミュージアム）、わさびの駅、係船釣り（伊豆漁協 安良里支所）、各地ダイビング施設 等
	四季のイベント・行事	春：トンボロ開き、黄金崎さくらまつり、天草・ところてん祭り 夏：堂ヶ島火祭り、安良里夏まつり、田子港祭り、天王様のお注連あげ、キャンドルナイト 秋：大田子海岸の夕陽、夕陽のまち西伊豆町ふるさとまつり、各地神社の秋祭り※郷土芸能 冬：新春餅投げ大会 等
	郷土芸能	人形三番叟（牛越神社）※、猿っ子踊り（出崎神社）※、猿舞（多爾夜神社）、人形三番叟（佐波神社）※、神楽（天神社）、人形三番叟（神明神社）、神楽（駒形神社）

参考資料：西伊豆町観光協会 HP、西伊豆町 HP

※現在、休止中もしくは不定期開催

主な観光交流の景観要素



2. 法規制状況

本町においては、景観に関連する以下の法令・条例等が施行されています。

■施行されている法令により規制されている事項

法令・条例等	対象となる区域	許可・届出等 /窓口	行為の制限事項
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可 /産業振興課 農林水産係	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内の開発行為（原則不可） 農地等の転用制限
農地法	農地	許可 /町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> 農地の売買、贈与、賃借、転用等の行為
森林法	保安林	許可 /静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 立木の伐採や土地の形質変更
	地域森林計画の対象となる民有林	届出・許可 /静岡県・ 産業振興課 農林水産係	<ul style="list-style-type: none"> 1 ha を超える開発行為（林地開発許可）（太陽光は0.5ha以下） 森林の売買、相続、贈与等新たに森林の土地を取得する行為 立木の伐採
静岡県屋外広告物条例	町全域	許可 /下田土木事務所 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> はり紙、はり札、広告塔、広告板、看板等の屋外広告物の掲示
	伊豆西南海岸広告景観保全地区	許可 /下田土木事務所 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> はり紙、はり札、広告塔、広告板、看板等の屋外広告物の掲示
文化財保護法	名勝伊豆西南海岸に指定されている区域	許可 /教育委員会 社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築、増築、改築、移築、色彩変更等、鉱物の採掘、水面の埋め立て、土地の形状変更等
自然公園法	富士箱根伊豆国立公園に指定されている区域	許可（特別） 届出（普通） /産業振興課 観光商工係	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の新築・増改築、土地の形状変更、広告物の設置、木竹の伐採、植物の採取等
西伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱	町全域	承認 /まちづくり戦略課 企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> 施行区域の面積が2,000㎡以上のもの。（ただし、工場・再エネ発電設備及び産廃埋め立ての場合1000㎡以上のもの） 建築物の高さが4階建以上か11m以上の中高層等建築物。または1棟の延床面積が1,000㎡以上の中高層等建築物
西伊豆町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	町全域	届出兼同意 /まちづくり戦略課 企画調整係	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光は施行区域1,000㎡以上 風力は施行区域1,000㎡以上または設備の高さが11m以上

3. 課題の整理

関連計画や法規制の整理、現況調査結果、アンケート調査結果を踏まえ、本町の景観に関する課題を整理しています。

(1) 自然景観の保全・活用が求められる

- ・本町の優れた景勝地、海、山、川、高原などの自然景観は、町民にとって誇れる景観資産であり、観光客を魅了する観光資産でもあります。しかしながら、山林の荒廃や地滑り等の土砂災害、沿岸部の松枯れ、海浜の漂流ゴミ、河川内に繁茂する草木、眺望景観を阻害する樹木など課題も多く、対応が必要です。
- ・アンケート調査結果においても、西伊豆町を美しい町とするために必要なことでは「海岸や河川などの自然環境を保全する」が2番目に多く、次に「森林など町内の緑の自然環境を保全する」、続いて「河川や河岸部に親しみのある水辺を整備する」が多く、自然環境を保全し、活用することが求められています。

(2) 歴史文化資源の保全・活用が求められる

- ・集落地でみられる歴史文化資源は、社寺や社寺林、なまこ壁建造物や地域文化に関わる建物、句碑や石碑、昔から親しまれている樹木などがあります。こうした歴史文化資源は、まちづくりに生かせる地域の宝ですが、価値に気付かず簡単に失われるおそれがあります。
- ・また、農地や川が美しい農村集落や海辺や港と一体化した漁村集落、あるいは路地が入り組んだ密集集落地など、伝統的な集落構造が維持されている地域も、価値ある歴史文化資源であり、まちづくりに生かせるポテンシャルを秘めています。こうした歴史文化資源を掘り起こし、その価値や魅力を再認識しつつ、保全・活用していくことが必要です。

(3) 主要道路や観光施設のアクセス路など、沿道景観の向上が求められる

- ・伊豆半島は観光名所が多く、それらをつなぐ国道136号は多くの観光客が行きかう道路として、本町のイメージを大きく左右することから、景観への配慮が求められます。また、夕陽スポットが多数ある海浜や沿岸部の公園へのアクセス路も観光客が目にする所であり、美しい海岸部への期待が高まるような良好な沿道景観が求められます。
- ・特に、主要道路からアクセス路へ誘導する交差点部について、景観への配慮が必要です。美しい公共サインの整備や花壇の適切な管理だけでなく、建築物や屋外広告物、道路構造物等の景観誘導、空き家の撤去など、景観を阻害するものを除去し、改善をしていく必要があります。

(4) 観光拠点周辺のまち並みの魅力上が求められる

- ・アンケート調査結果では、美しい町として必要な取組として「観光拠点のまち並みを改善する」は、上位8番目(17位中)にあり、美しい景観としていくためのルールに関しては、「観光拠点の店舗の形や色などの統一についてルールを設ける必要はない」の割合が高く

なっていますが、堂ヶ島公園周辺の観光施設や商業施設は、看板の掲出が多く、建物の形状や色彩、意匠などが様々でまち並みのまとまりに欠けるため、堂ヶ島の美しい海岸景観にふさわしい景観形成が求められます。

- ・堂ヶ島周辺は景勝地の価値を損ねることがないように、自然公園（自然公園法）の特別地域や、名勝（文化財保護法）の管理区分、広告景観保全地区（静岡県屋外広告物条例）が設定されていることから、景観計画では、町民や観光事業者の理解促進を図りつつ、これらの現行の規制・基準と連携、あるいは補強するようなかたちで、景観形成の方針・基準を検討し、設定する必要があります。

（５）景観を阻害する要因への対応

- ・本町の良い景観を阻害する要因は、周辺景観と調和しない建築物の色彩や過度な屋外広告物の表示・掲出のほか、廃屋や空き家、耕作放棄地の増加、周辺との調和に配慮されていない太陽光発電設備、良好な眺望景観を阻害する電線電柱、沿道の荒れた草木等があります。また、近年は過疎化、高齢化の進展により、沿道の草刈りなど地域住民による環境維持が困難になり、景観阻害要因として挙げられる場所も増加傾向にあります。様々な手段や工夫により除去・改善を図っていく必要があります。
- ・近年、風光明媚な景色を楽しめる港や海辺等において観光客による違法駐車やゴミのばい捨て、漁業資材の老朽化などにより景観や環境への影響が生じています。漁業者の負担に配慮しつつ、漁協や地域住民、行政が連携し、長期的な環境・景観保全の取組を進めていく必要があります。
- ・アンケート調査結果によると、まち全体の景観が10年前と比べて悪くなった要因として、空き家と耕作放棄地の増加が最も多く挙げられています。これらの解消については景観計画の取り組みだけでは困難なため、空き家対策や農業振興の施策と連携を図る必要があります。

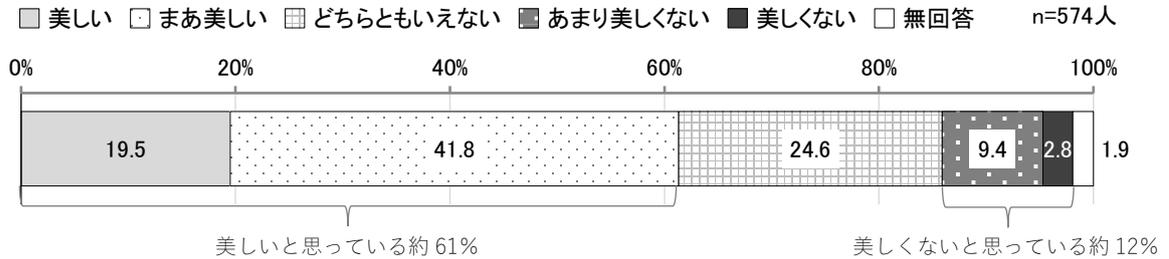
（６）景観に対する町民の意識と向上が求められる

- ・アンケート調査結果によると、回答者の約6割が西伊豆町全体の景観を美しいと感じている一方で、自分が住む地区の景観を美しいと感じている割合は4割以下となっています。
- ・アンケート調査結果を全体的に分析すると、空き家や自然環境保全に対する問題意識は高いが、「美しい景観としていくためにはどの程度ルールが必要か」という問いに対して、「建築物の形や色などに関してルールを設ける必要はない」と考える人の割合が高いなど、建築物・工作物に関する景観形成については、あまり重要視していないことがわかります。
- ・本計画では、新築や改修する建物・工作物等に関して、周辺景観と調和するような基準を設定し、基準に則した誘導を行っていくことから、アンケート調査の結果を踏まえ、無理のない適切な基準を検討し設定するとともに、住民の景観に対する理解と意識の向上を図ります。
- ・また、町民の景観に関する意識の向上を図るためにも、公共施設及び公共建築物については、町の景観形成の先導役となるような仕組みの構築が求められます。

【町民アンケート一部抜粋】

問 あなたは、西伊豆町が美しいまちだと思いますか。

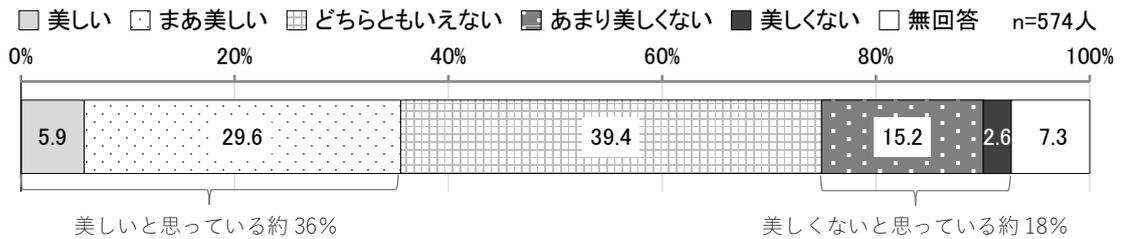
「まあ美しい」(41.8%) が最も多く、「美しい」(19.5%) と合わせて約 61%の方が「美しい」と思っている。一方で、「あまり美しくない」(9.4%)、「美しくない」(2.8%) と回答した割合は合わせて約 12%となっている。



問 あなたの住む地区の景観は、美しいと思いますか。

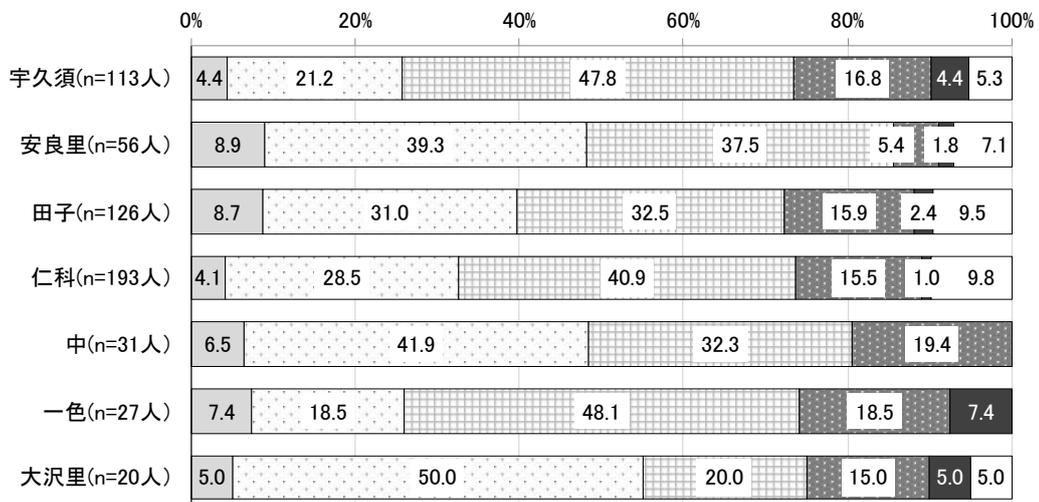
「どちらともいえない」(39.4%) が最も多く、「まあ美しい」(29.6%) と「美しい」(5.9%) と合わせて約 36%の方が「美しい」と思っている。一方で、「あまり美しくない」(15.2%)、「美しくない」(2.6%) と回答した割合は合わせて約 18%となっている。

【全体】



地区別では、「美しい」と「まあ美しい」と合わせた回答割合が、大沢里が 50.5%、中が 48.4%と高い割合を示している。一方で一色は、「美しい」と「まあ美しい」と合わせた回答割合が 25.9%と他地区に比べて低く、「あまり美しくない」(18.5%)、「美しくない」(7.4%) と合わせた回答割合が 25.9%と他の地区に比べて高い割合を示している。

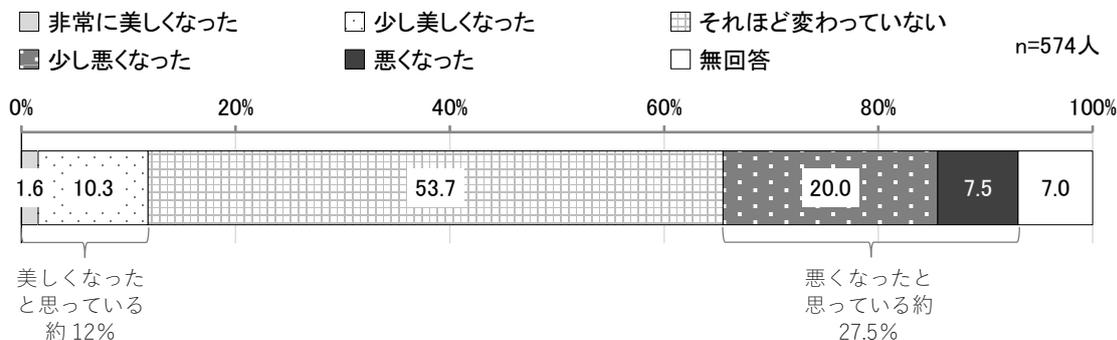
【地区別】



問 西伊豆町全体の景観は、10年程前と比べたらどのように変化したと思いますか。

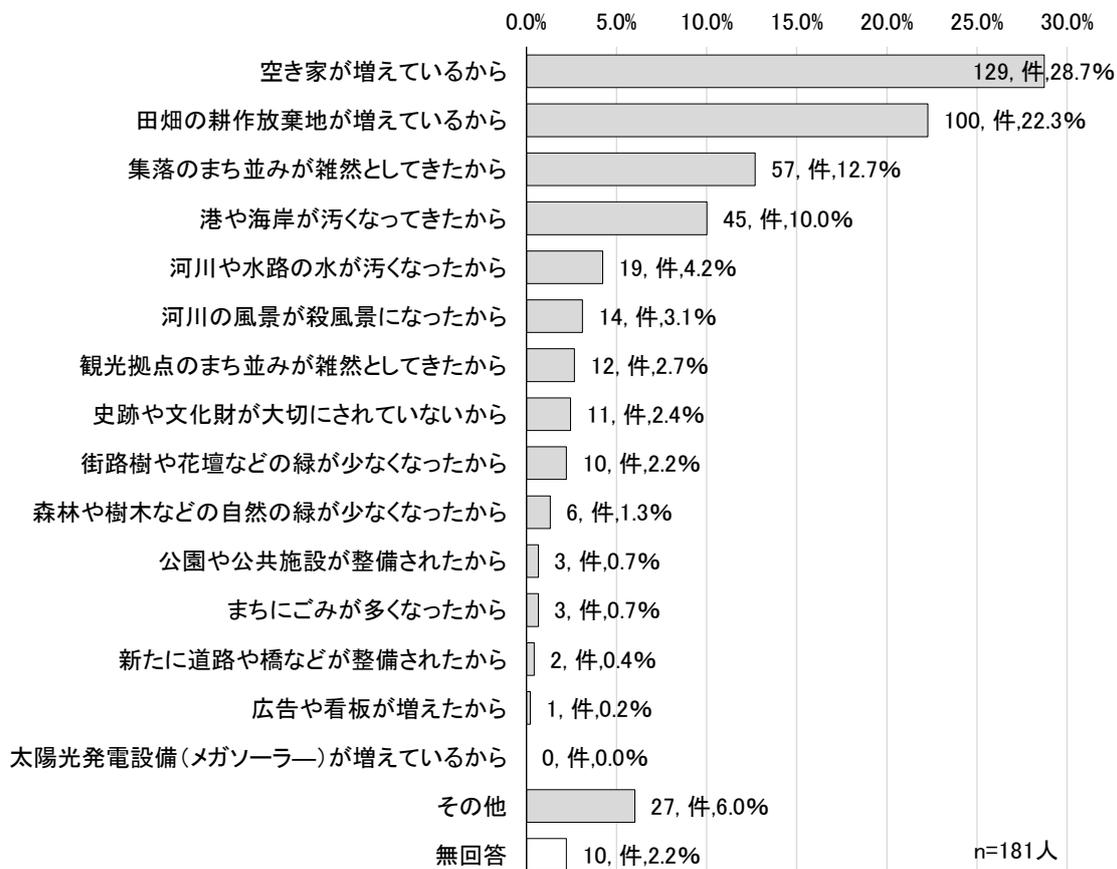
10年前と比較すると、「それほど変わっていない」(53.7%)が最も多く、大きな変化はないと感じている人が5割以上いる。

しかしながら、「非常に美しくなった」(1.6%)と「少し美しくなった」(10.3%)を合わせた回答割合(11.9%)よりも、「少し悪くなった」(20.0%)と「悪くなった」(7.5%)を合わせた回答割合(27.5%)の回答割合の方が高く、景観の悪化が懸念される。



問 10年程前と比べ「悪くなった」または「少し悪くなった」理由は何ですか。(複数回答3つまで)

悪くなった(「少し悪くなった」「悪くなった」)と思う理由は、「空き家が増えているから」(107件)が最も多く、次いで「田畑の耕作放棄地が増えているから」(97件)が多く、「海岸や港が汚くなってきたから」(57件)が比較的多くなっている。

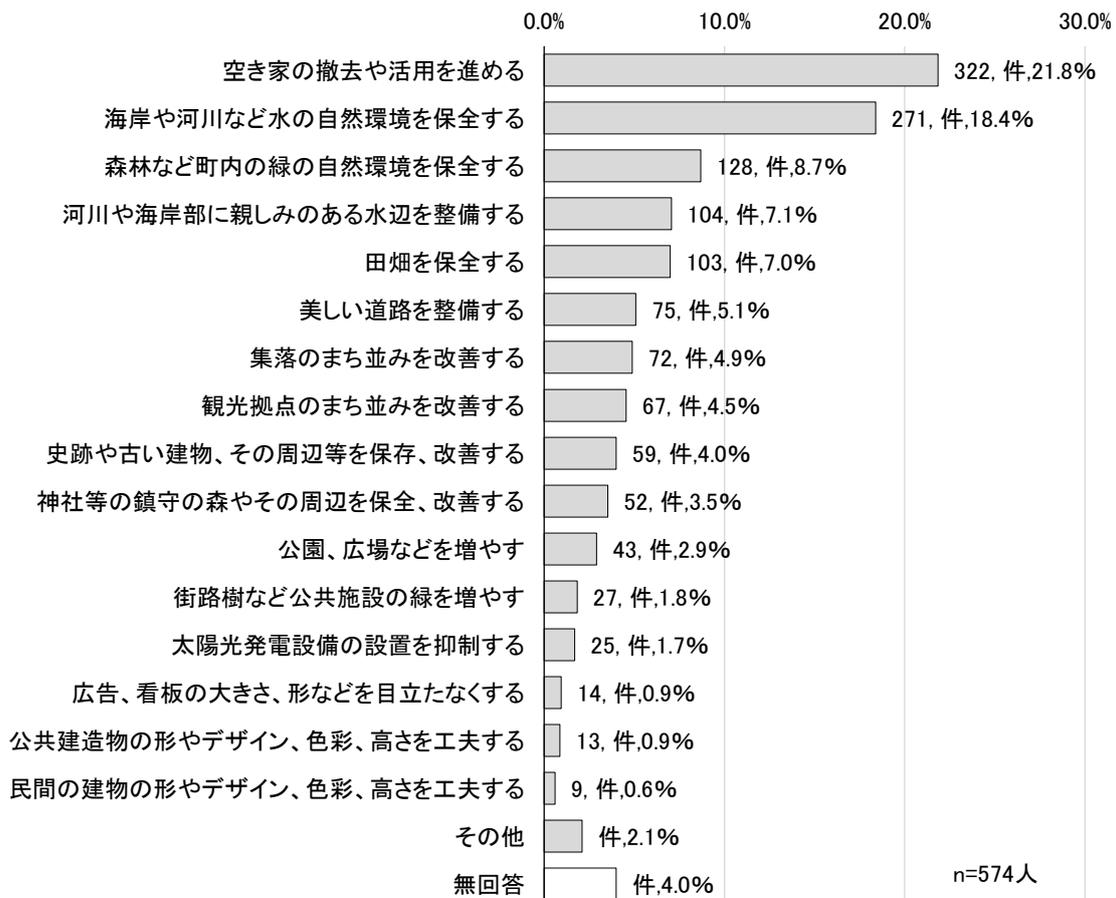


問 西伊豆町を美しい町とするためには、あなたは何が必要だと思いますか。(複数回答3つまで)

「空き家の撤去や活用を進める」(322件)が最も多く、次いで「海岸や河川など水の自然環境を保全する」(271件)が多くなっている。

一方で、「建物の形やデザイン、色彩、高さを工夫する」や「広告、看板の大きさ、形などを目立たなくする」などの建物や工作物に関する項目の割合が少ない。

地区別においても、「空き家の撤去や活用を進める」と「海岸や河川など水の自然環境を保全する」の割合がどの地区も多くなっている。他地区に比べ、宇久須と中は、「田畑を保全する」の割合が高く、大沢里では「美しい道路を整備する」の割合が他地区より高くなっている。



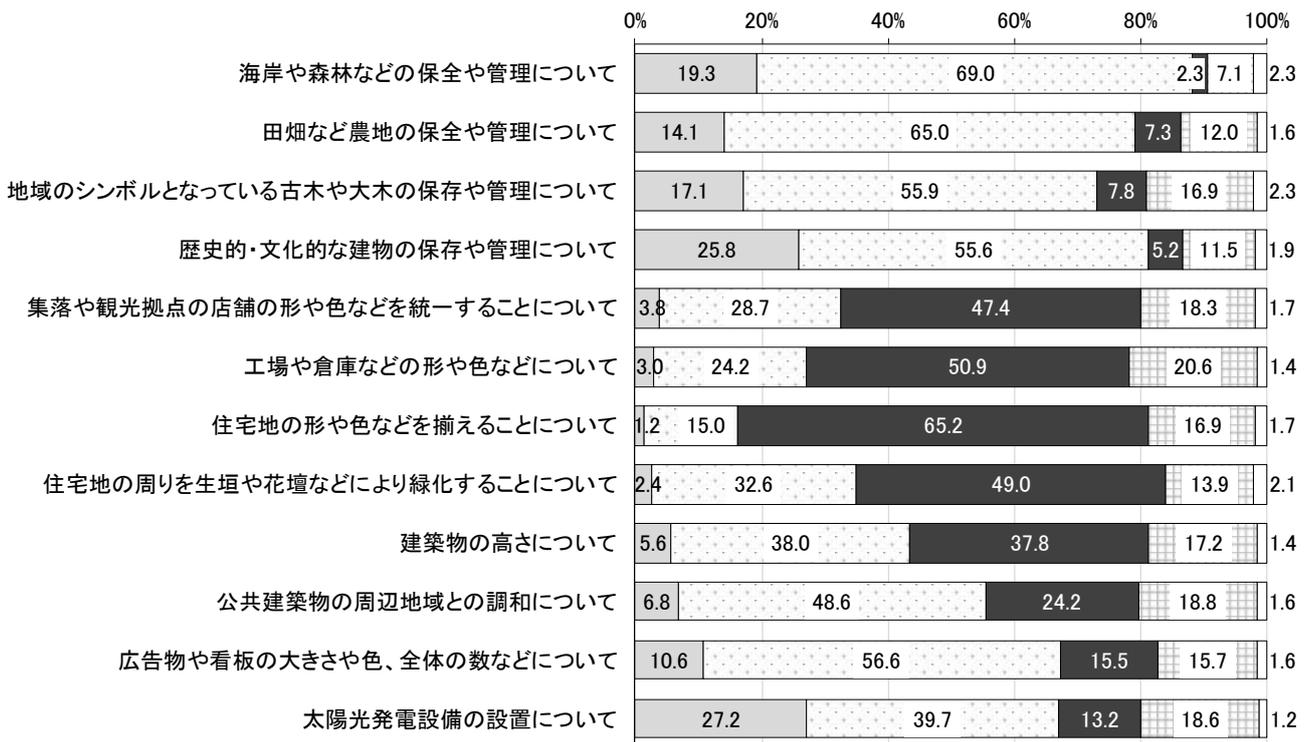
「その他」では、「山や農地、海岸、道路などにおける草木の管理が必要」という意見が最も多く、「空き家や耕作放棄地の活用」や「海岸などにおけるゴミの処分」に関する意見などが見られた。

問 あなたの身近にある次の対象について、美しい景観としていくためには、どの程度のルールとしていくべきだと思いますか。

「厳しいルールが必要」の割合が最も多いのが、「太陽光発電設備の設置について」(27.2%)、次に「歴史的・文化的な建物の保存や管理について」(25.8%)が上位になっている。

「ルールを設ける必要はない」の割合が最も多いのが「住宅地の形や色などを揃えることについて」(65.2%)、次に「工場や倉庫などの形や色などについて」(50.9%)、「住宅地の周りを生け垣や花壇などにより緑化することについて」(49.0%)、「集落や温泉地の店舗の形や色などを統一することについて」(47.4%)が上位であり、ルールが必要と思っている割合より多くなっている。

■ 厳しいルールが必要 □ ある程度のルールが必要 ■ ルールを設ける必要はない □ わからない □ 無回答



【調査概要】

n=574人

■ 調査目的

「西伊豆町景観計画」を策定するにあたり、景観の現状や今後の景観の在り方などについて、町民の意識や要望などを聴取することを目的として実施した。

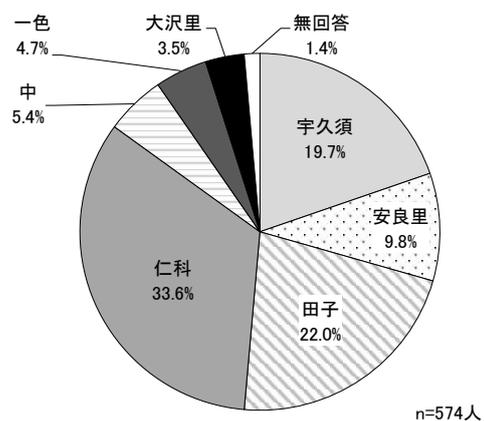
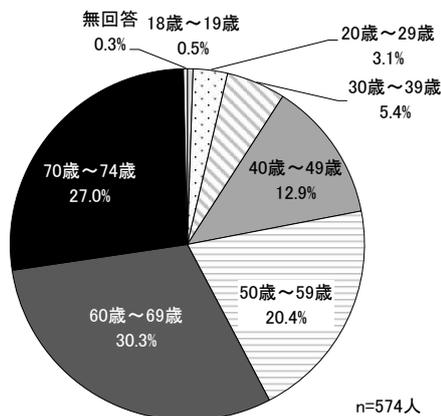
■ 調査対象など

- ①調査対象：西伊豆町に居住する方
- ②調査方法：住民基本台帳より 18 歳以上 74 歳以下の方 2,000 人を無作為抽出、郵送による発送、回答は郵送・Web 併用
- ③調査期間：令和 6 年 7 月 22 日～8 月 30 日

■ 回収結果

①有効回収数：574 票 回収率：28.7% (574/2,000)

■ 属性



第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域

本町は、伊豆半島の西海岸に位置し、西は駿河湾、東は天城山系に接しており、町の全域が海と緑の豊かな自然環境に囲まれています。北東の仁科峠周辺はササ原の特徴ある植生や、のどかな牧場の風景、駿河湾の眺望景観等を見ることができます。西側の沿岸部は、名勝「伊豆西南海岸」や富士箱根伊豆国立公園区域に指定されており、堂ヶ島公園や黄金崎公園は、美しい海岸景観を楽しめる観光の拠点となっています。また沿岸部の至る所から夕陽を眺めることができ、駿河湾に沈みゆく美しい夕陽の風景は、本町を象徴する景観として町民に広く浸透しています。

人々の暮らし営みの場である集落地の景観は、豊かな自然環境や起伏に富んだ地形を生かして営まれてきた産業とともに、伝統的な農村漁村の集落地構造が見られるほか、集落地内には地域の歴史文化を伝える景観資源が見られます。また、道路の拡幅整備により沿道に商業施設や大型宿泊施設等が立地する都市的な景観も見られます。

このように、本町においては、町の各所に様々な景観を見ることができます。これらの景観を本町の特徴や魅力として捉え、多様な施策の推進により良好な景観の保全活用を図りつつ、景観阻害要因等に対しては改善策等の適切な対応を進めていくため、景観計画区域は西伊豆町全域とします。



第3章 良好な景観まちづくりの方針

現況調査や課題の整理結果を踏まえ、本町における景観まちづくりの方針を次のように掲げます。

1. 景観まちづくりの理念

“ふるさと”と言いたくなる 夕陽のまちの景観まちづくり

住むひと・訪れるひと 心に響く風景を
守り、創り、育て、未来につなぐ

西伊豆町は、まちの将来像に「“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち」を掲げ、町民と行政が協働して夕陽のまちづくりを推進してきました。

「夕陽」という言葉には、今日を振り返り、明日への希望を開いていこうとする「癒し」「希望」の意味が込められ、住民が安心と安らぎのある生活ができるまちづくり、住む人も訪れる人も「心のふるさと」と言いたくなるような、心豊かで住みやすいまちづくりを目指してきました。

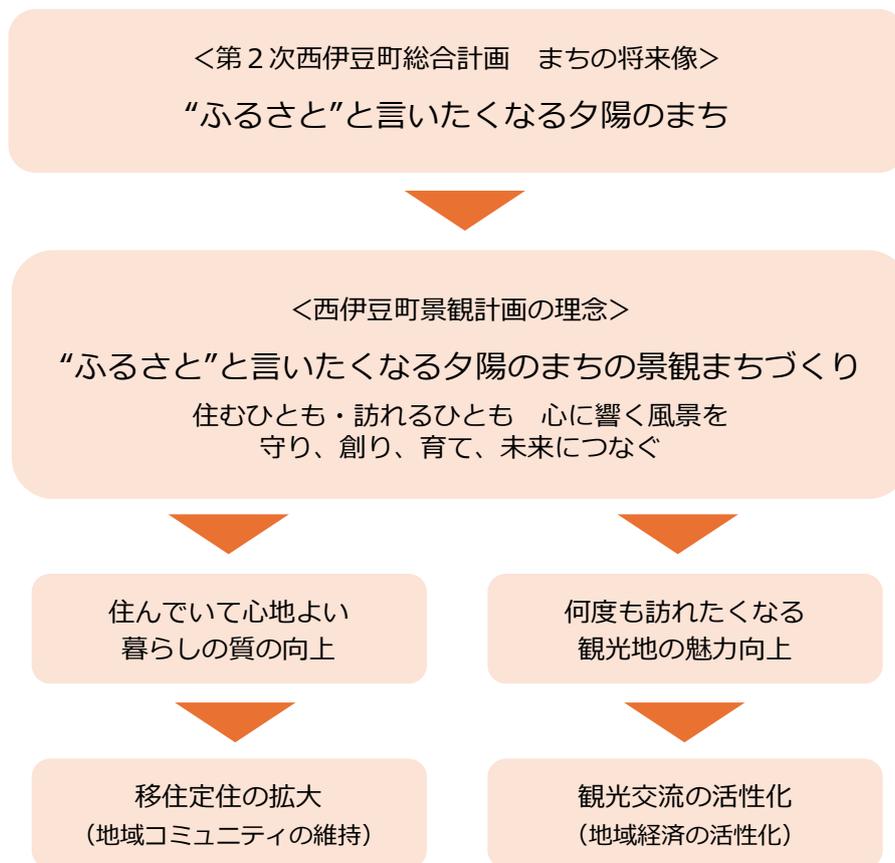
本計画においても、まちの将来像の実現に向け、「景観」という観点で、町民・事業者・行政がともに協力・連携しながら、まちづくりを進めていきます。

本町において「夕陽」は、町民や訪れる人、みんなに共通する心の風景であり、全体で共有されている財産です。そして、夕陽の価値は、本町固有の豊かな自然環境、先人たちが築いてきた歴史や文化、人のやさしさなど、地域の特徴や性質である風土により成り立っています。

夕陽のまちの景観まちづくりでは、こうした風土から生まれる、癒しや感動を与えるくれる風景を守り活かしながら、新たに魅力ある風景を創出し、本町の風景として育て、次世代に継承していくことが大切であると考えます。そして将来にわたり、景観まちづくりを進めることにより、暮らしの質の向上や観光地としての魅力、価値を高め、持続可能なまちに必要な、移住定住の拡大（地域コミュニティの維持）、観光交流の活性化（地域経済の活性化）につなげていきます。



大田子海岸の夕陽



景観計画策定の意義・役割のイメージ

2. 景観まちづくりの目標

景観まちづくりの理念を踏まえ、本町における良好な景観まちづくりの目標を次のように整理します。

目標1 夕陽や海岸等の美しい自然景観を守り・活かし、次世代につなぐ

本町は伊豆半島の特徴的な地形や地質、温暖な気候、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれ、特に堂ヶ島をはじめとした類まれな風致景観や夕陽の眺めは、本町を象徴する景観であり、町民の誇りとなっています。自然の恵みを活かして観光産業を発展させてきた本町にとって、美しい自然景観は重要な観光資源であり、町民の財産です。よって、今後も本町の原風景である自然を守り、美しい夕陽や海岸の眺望を楽しめる、自然と触れあえる場として生かし、次世代につなぐ景観形成を目指します。

目標2 歴史・文化・自然が調和した集落地景観を守り・育てる

中山間地域などの農山村集落地や、沿岸部の漁村集落地の景観は、永い年月をかけて育まれた、特色ある景観です。そこには、自然と共生の暮らしや営みの中で、先人たちが形成してきたまちづくりの特徴が見られるとともに、長年、積み重ねられてきた地域の歴史や文化が醸し出されています。集落の景観的な特徴を認識し、理解した上で、歴史・文化・自然が調和した良好な集落地の景観形成を目指します。

目標3 住みよさとおもてなしが伝わるまち並み景観を創出する

今後一層人口減少が進む中で、住み続けたい、訪れてみたいと思う人を増やしていくためには、まちのイメージを牽引するまち並み景観の向上を図る必要があります。暮らしや観光のルートである主要道路沿道や観光スポット等の観光交流施設、地域住民が利用し交流する公共施設等の景観は、多くの人が目にし、町や地域の印象に影響を及ぼす重要な景観です。これらの景観を良好にし、住みよさやおもてなしが伝わるまち並みの創出を目指します。

目標4 ひとりひとりが景観まちづくりに関わる環境をつくる

良好な景観を育むためには、町民ひとりひとりが、地域の景観を知り関心を高めることから始まり、景観への意識の醸成、ひいては郷土愛の醸成が大切です。そのため子どもの頃から景観を意識できる景観教育の実践、景観に関する多様な情報発信、官民が連携して景観形成を進める仕組みづくりなど、ひとりひとりが景観まちづくりに関わりたくなる環境づくりを目指します。

3. 目標ごとの景観まちづくりの方針

景観まちづくりの理念を踏まえつつ、本町における景観まちづくりの方針を4つの目標毎に整理します。

目標1 夕陽や海岸等の美しい自然景観を守り・活かし、次世代につなぐ

方針1-1 夕陽や海岸等の良好な眺望景観を保全する

- ・各地の様々な場所から眺められる夕陽等の良好な眺望景観を保全するため、眺望を阻害する要素や要因を抑制したり、取り除いたりする取組を進めます。
- ・特に多くの人に親しまれている優れた眺望景観については、景観保全の重要性が増すことから、眺望を遮る樹木の適切な管理、自然美の価値を損なわない建物や工作物の景観誘導のほか、景観に大きな影響を及ぼす太陽光発電設備や風力発電等の大規模な再生可能エネルギー施設の建設を抑制します。
- ・視点場に設置される工作物や公共サイン、屋外広告物（仮設も含む）については、むやみな掲出を抑制するとともに、規模や形態意匠が自然景観と調和するよう誘導します。

方針1-2 西伊豆町の骨格となる森林・緑地景観の保全

- ・森林面積が89%を占めている本町において、緑は骨格となる景観要素です。遠くに眺められる山並みをはじめ、集落の背景となる山や斜面緑地、海岸線の借景となる緑など、遠景や中景の眺めを意識した良好な緑の自然景観を保全します。
- ・森林は、「西伊豆町森林整備計画書」に基づく適切な森林整備・管理のもと、自然環境の保全を図ります。
- ・主要幹線道路や優れた眺望点から見える斜面緑地においては、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、太陽光発電設備の設置等を抑制し、緑地景観の保全を図ります。また、外周囲山稜のスカイラインを保全します。

方針1-3 景勝地やジオサイト等の海岸景観の保全・活用

- ・海岸は、景勝地やジオサイトなどの貴重な自然環境や植生を有していることから、町民共有の貴重な景観資源として、維持・保全するとともに、人々の自然とのふれあいの場として活用します。
- ・良好な海岸景観や海水浴場の環境の保全を図る上で、悪影響を及ぼす海岸漂着物については、官民が連携して、円滑に処理されるよう対策を進めます。
- ・海岸は、名勝「伊豆西南海岸」や伊豆箱根国立公園に指定されていることから、文化財保護法や自然公園法と連携して自然環境の保護を図るとともに、文化財としての価値及び景観の保持に著しく支障を及ぼす開発や建築行為を抑制し、自然景観との調和に配慮した建築物工作物の景観誘導を図ります。

方針 1-4 表情豊かな河川景観の保全・活用

- ・上流から下流まで連続して表情豊かな、特に下流では、ごみや雑草の除去など、官民連携で美化清掃に努め、良好な河川景観を維持・保全するとともに、水と触れ合うことができる安全で魅力ある河川空間の確保に努めます。
- ・河川景観を眺められる橋梁上は視点場になりやすいことから、河川及び河川沿いについて良好な景観の創出を図り、地域のイメージ向上につなげます。
- ・河川整備にあたっては、洪水、津波、土石流などの災害発生の防止と軽減に留意しつつ、生物が生息・生育・繁殖できる河川環境と多様な河川景観の保全・創出に努めます。
- ・橋梁や防護柵等の色彩や意匠は、自然景観や周辺のまち並みと調和するよう配慮します。

方針 1-5 自然とふれあえる公園・広場、散策路等の維持管理

- ・自然とのふれあいの場として、町内には安城岬ふれあい公園や堂ヶ島公園、黄金崎公園等の公園・広場や散策路、展望台等が整備されており、これらは本町の重要観光施設であることから、来訪者が安全で快適に利用できるよう設備（トイレ・サイン・ベンチ等の休憩施設等）の更新や適切な維持管理を図ります。
- ・公園・広場内の施設や設備について、色彩、意匠、素材が自然美を損ねることがないように十分に配慮します。
- ・公園・広場や散策路沿いのみどりは適切に管理するとともに、松くい虫による松枯れや鹿による食害・糞害などの各公園施設で発生する問題についても対策を講じます。
- ・町内には、観光用の散策路として位置付けられてはいないものの、風光明媚で魅力的な景観を楽しむことができる古道が存在しています。今後は、これらの古道についても、活用の可能性を検討していきます。

自然景観や良好な眺望景観を阻害する要素・要因の抑制イメージ例



眺望景観を阻害する太陽光発電施設、風力発電施設



斜面緑地の保全、山稜のスカイラインの保全



眺望景観を阻害する電線電柱



電線電柱地中化、沿道景観の保全



眺望景観を阻害する屋外広告物



眺望景観の維持保全、透過性の高い防護柵

目標2 歴史・文化・自然が調和した集落地景観を守り・育てる

方針 2-1 各集落の歴史文化を伝える景観資源の保全と活用

- ・なまこ壁や伊豆石等の建造物や地域の歴史文化を伝える歴史的建造物、社寺、供養塔や石碑、地蔵など、地域の歴史文化を伝える歴史的文化的景観資源として、適切な保全維持管理を図り、その価値を伝えていきます。
- ・歴史的建造物は、地域の個性的な魅力を形成する重要な景観要素となることから、所有者が歴史的建造物を保全活用し続けられる環境整備を検討します。特に重要な歴史的建造物については、景観重要建造物の指定制度を活用することも検討します。
- ・歴史的文化的資源の周辺部は、歴史文化の醸し出す雰囲気や価値を損ねることのないよう、景観資源に調和した建築物や工作物の誘導等により良好な景観形成に努めます。また、歴史的文化的資源に隣接してゴミステーションが設置され、良好な景観と空間を損ねている場合は、位置の変更を検討します。
- ・良好な景観を形成している樹木、生け垣、社寺林等は、地域で景観的価値を共有・認識するとともに、より公共性が高く住民から親しまれている樹木については、景観重要樹木の指定制度を活用するなど、適切な維持保全を図ります。
- ・地域固有の歴史的文化的景観資源や昔ながらの集落地景観が見られるエリアは、散策ルートの設定等を検討し、地域の魅力スポットとして活用できるよう、景観形成を推進します。

方針 2-2 昔ながらの農山村集落の景観の保全

- ・宇久須、中の良好な農村集落や、大沢里、一色の山村集落の景観は、背後の里山や斜面緑地、田畑と一体となった良好な景観を形成していることから、古くからの土地利用構造を維持保全し、地域固有の魅力ある景観として位置づけ、地域づくりに生かしていきます。
- ・農村集落では、まとまりある農地が広がる景観が魅力であることから、農地の流動化の促進、景観作物の栽培、貸し農園としての活用等により、耕作放棄地の発生防止に努め、農地景観の維持保全を図ります。
- ・里山や農地と一体となった歴史や文化を感じる昔ながらの農家住宅については、可能な限り維持保全を図るよう支援方策を検討するとともに、空き家発生後の利活用の仕組み等について検討します。
- ・住宅地は、敷地内の既存樹木や樹林の保全、生垣等による緑化を推進することで、周辺の農地や山並みと調和する農山村集落の景観維持に努めます。

方針 2-3 昔ながらの漁村集落の景観の保全

- ・安良里、田子、仁科（乗浜）などに見られる、密集した建物配置や細い街路などの漁村集落特有の構造が残る沿岸部の景観は、地域固有の魅力ある景観として位置づけ、保全に努めるとともに、地域づくりに活かしていきます。

- ・特に趣のある路地や道路は、散策コースなどに設定し、通りの雰囲気や損なわないよう景観的に配慮するとともに、沿道の昭和レトロな建物や空き家は、住民や民間事業者と連携し、住民や来訪者が交流できる賑わい・交流スポット等に積極的に活用を図り、保全継承に努めます。
- ・港と漁村集落が一体化した良好な景観が見られる場所では、魅力あるまちづくりを行えるポテンシャルを秘めていることから、海辺の散策道や休憩スポットを配置するなど、観光交流の場として活用することを検討します。

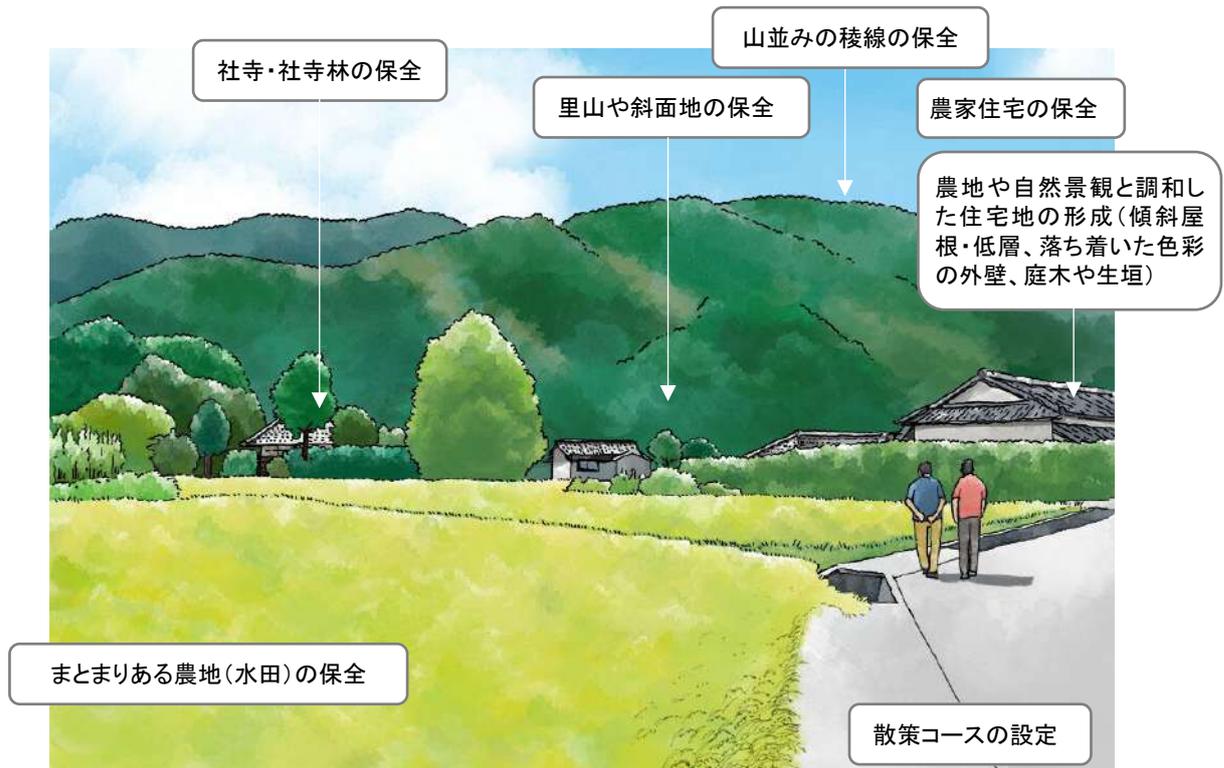
方針 2-4 集落地景観を阻害する要素・要因の抑制・改善

- ・新しく建築する建物や工作物が農村集落や漁村集落の特徴ある景観構造（宅地の空間構成等）を損ねることのないよう、各地の景観の魅力や価値を伝えるとともに、建築物や工作物の誘導等により良好な景観形成に努めます。
- ・集落地の廃墟化した荒廃が著しい空き家については、可能な限り速やかに解体撤去するよう所有者との協議を進めます。
- ・遠くの山並みの稜線や集落背後の里山あるいは斜面緑地の維持保全を図るため、建築物や工作物、開発行為等の適切な誘導を図るとともに、むやみな木竹伐採や土石採取、廃棄物の堆積、土地への太陽光発電設備、風力発電設備等の設置を抑制します。

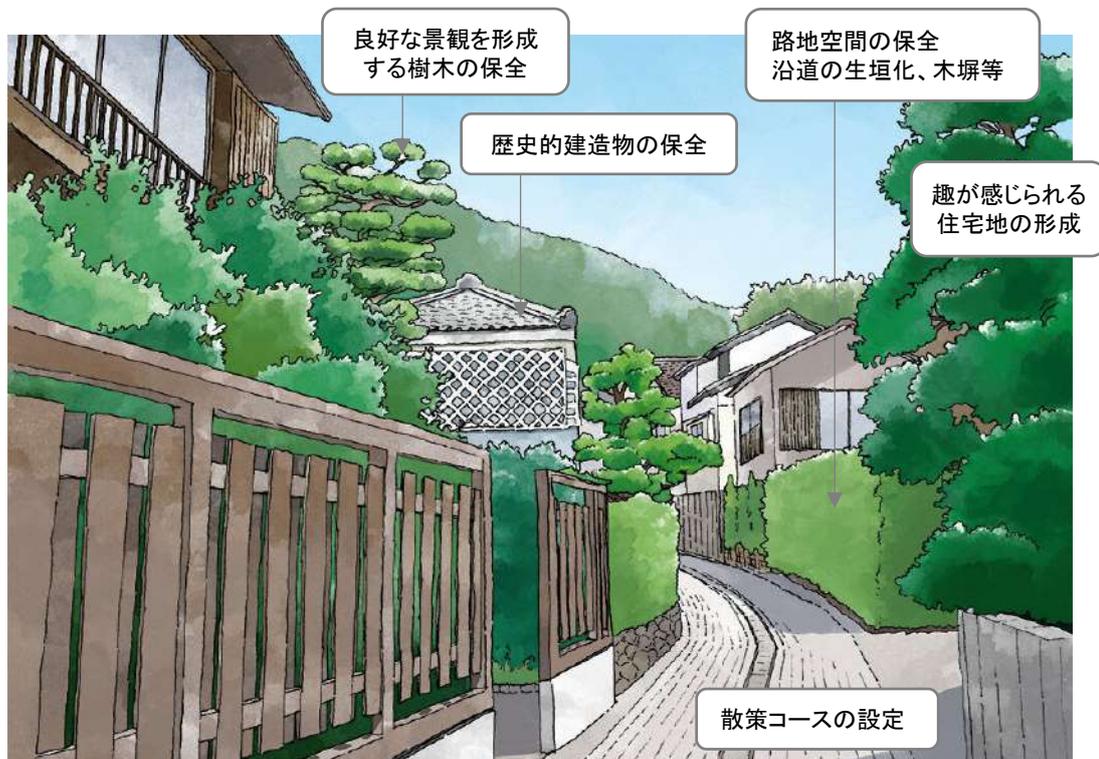
方針 2-5 郷土芸能・生活文化の保全・活用

- ・佐波神社や神明神社の三番叟、駒形神社等の神楽等の郷土芸能や正月魚等の生活文化については、歴史的文化的景観の創出に大きく寄与することから、町民においてその価値を再認識するための施策を推進し、町外民への情報発信に努め、保全継承を図ります。

農村集落の景観の保全イメージ例



漁村集落の路地景観の保全イメージ例



目標3 住みよさとおもてなしが伝わるまち並み景観を創出する

方針3-1 堂ヶ島公園等の風光明媚な観光交流拠点の景観形成

- ・西天城高原 牧場の家や黄金崎公園、堂ヶ島公園等、優れた眺望や特徴ある自然景観が見られる本町の重要な観光スポットについては、施設周辺のまち並みも含め、観光交流拠点として重点的に景観形成を図ります。景観阻害要素の除去や公共施設の景観整備、あるいは地域独自のルール（景観形成基準）による景観誘導等の検討とともに、自然景観を楽しむ活用方策なども検討し、観光交流拠点の魅力向上に努めます。

方針3-2 まちの印象を良くする主要道路沿道の景観形成

- ・主要道路である国道136号、主要地方道伊東西伊豆線、一般県道仁科峠宇久須線は、暮らしと観光の重要なルートであり、本町のイメージを印象付ける道路景観軸です。廃墟、耕作放棄地、派手な屋外広告物、沿道に繁茂する雑草等、沿道景観を阻害する要因については改善を図り、良好な沿道景観を形成します。
- ・国道136号の歩行空間にベンチや花壇の休憩スポットを創出するとともに、バス停留所の雨除け等の道路の附帯施設は、周辺と調和した質の高いデザインを心掛け、快適で魅力ある空間の創出に努めます。

方針3-3 沿岸部の夕陽スポット等の環境整備とアクセス路の景観向上

- ・これまで夕陽のまちづくりを推進し、夕陽スポットの紹介や情報を発信し、観光に生かす取組を進めてきました。今後は、視点場の快適な整備や眺望を阻害する要因の改善を行い、夕陽スポットの良好な眺望景観の保全、向上を図ります。
- ・沿岸部の夕陽スポットや観光スポットへ向かうアクセス路の景観を改善することにより、点から線とつなげる景観づくりを進めます。また、沿道の既存花壇の維持管理、雑草の抑制、周辺景観と調和した公共サインの整備、廃墟や屋外広告物等の沿道景観の阻害要因の改善を図るとともに、歩いて楽しいアクセス路として休憩スポットの創出や空き家の活用、沿道緑化など、官民連携で魅力的な沿道景観の形成に取り組みます。

方針3-4 周辺景観と調和する建築物・工作物の誘導

- ・宿泊施設や観光施設等の一定規模以上の建築物は周辺景観への影響が大きいことから、高さや規模、形態意匠、色彩等について規制誘導を図ります。
- ・住宅地では、既存樹木や樹林の保全、生け垣等による緑化を推進し、周辺景観との調和に配慮するよう周知を図るとともに、景観に関する意識の向上方策を進めていきます。

方針3-5 周辺景観と調和した公共施設の景観形成

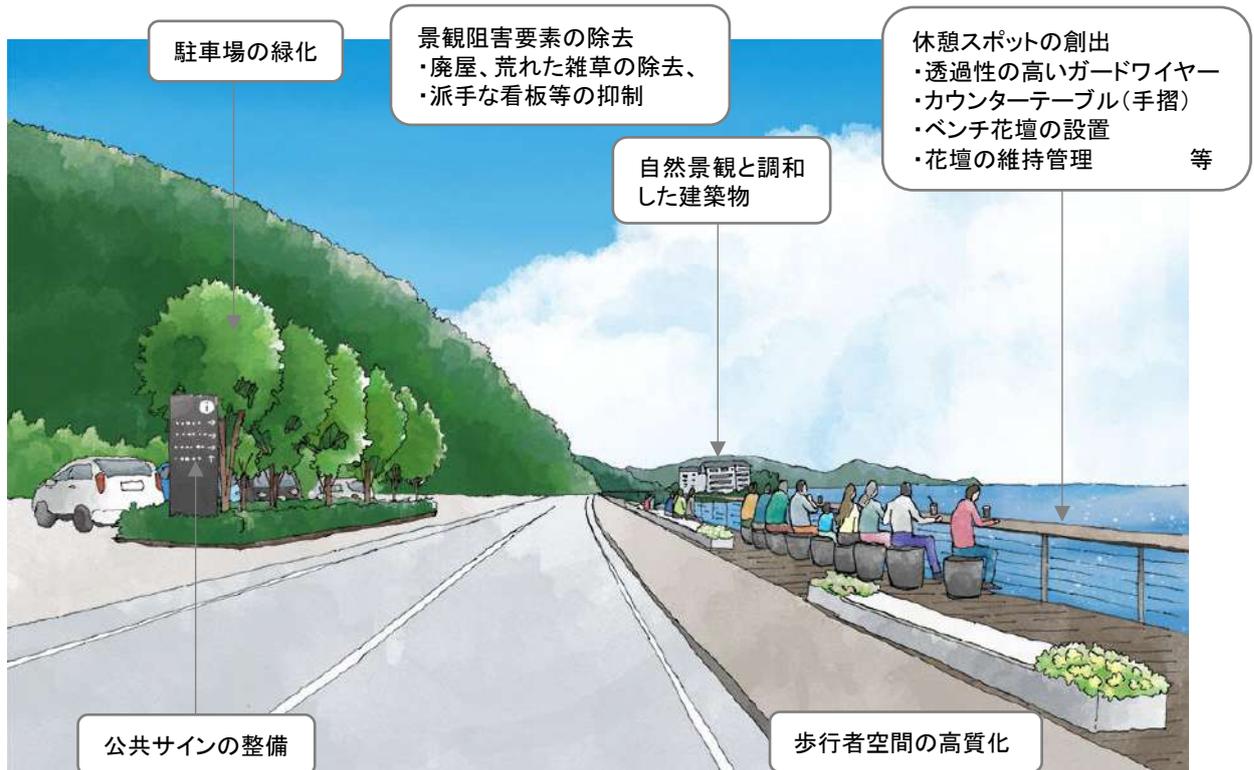
- ・公共建築物は、町民や来訪者の目に触れることの多い建築物であることから、行政は、景観づくりのお手本となるよう、周辺景観と調和した建築物の配置や意匠となるよう配慮します。
- ・ガードレール・ガードパイプ、橋梁等の道路工作物は、静岡県「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づき、周辺の自然景観と調和した景観整備を進めます。

- ・河川や海岸沿いの防護柵は、来訪者が自然景観を眺めることができるよう、可能な限り透過性の高いガードパイプやガードワイヤーを使用するよう努めます。
- ・港湾や漁港は、町内外の釣り客や住民にとっての憩いの場であるため、自然景観と調和した施設整備を行うとともに、水域の維持管理、違法駐車対策、美化清掃を推進し、景観や環境の改善を進めます。

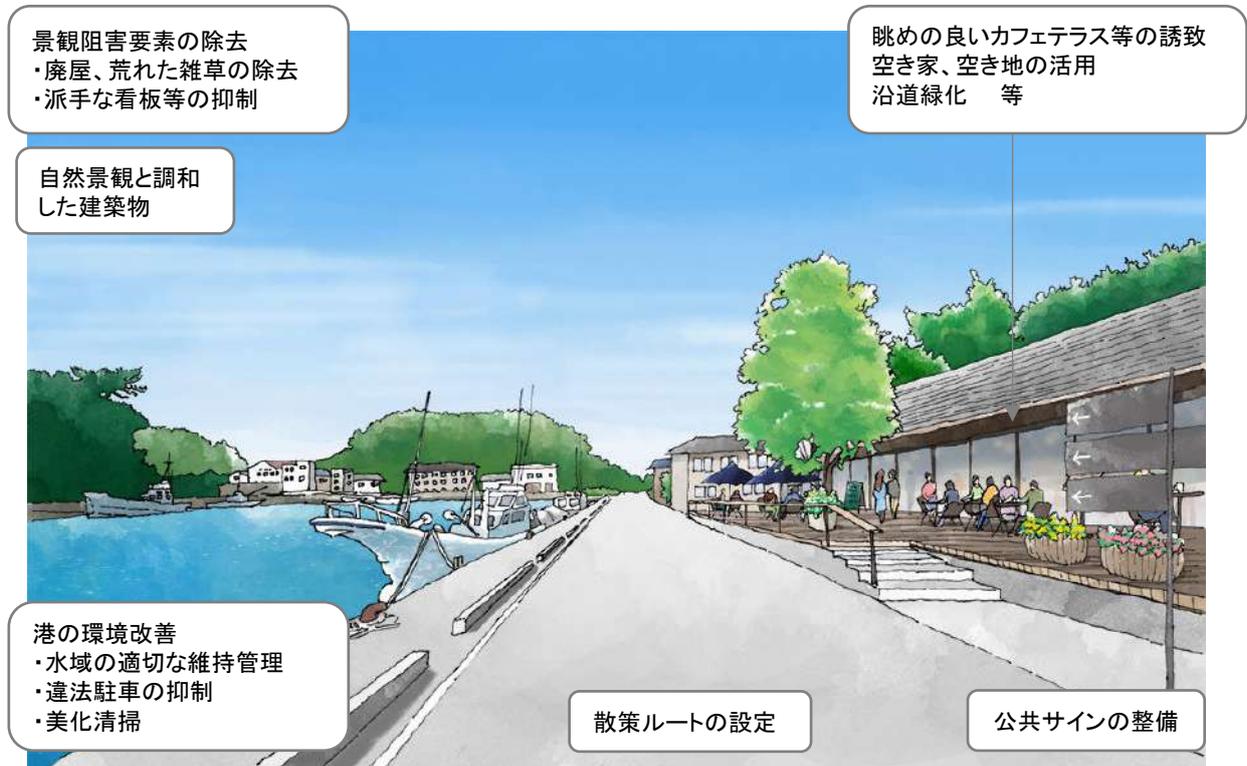
方針 3-6 空き家対策との連携

- ・夕陽や景勝地の視点場付近や主な散策道沿道等、眺望や周辺景観の阻害要因となる空き家については、西伊豆町空き家等対策計画に基づき、所有者等に活用及び指導を行い、適切な管理・改善をするよう促します。
- ・活用の可能性が高い空き家については、西伊豆町空き家バンク等を通じて積極的に情報発信することにより流通を促進します。
- ・空き家の有効活用や補修を進めるにあたっては、自治会や町内会、NPO等の地域団体と協働しながら、円滑かつ持続的な取組を推進します。
- ・空き家の跡地については、住宅密集地の駐車場や防災に資する広場等として活用することを検討します。
- ・廃墟化した荒廃が著しい空き家については、西伊豆町空き家等対策計画に基づき、特定空き家に認定し、町から適正管理の指導・勧告を行いますが、改善が見られず、著しく保安上危険な状態に加え、衛生面・生活環境面等で周囲に悪影響を及ぼしていると判断される場合は、行政代執行による除却等の措置を講ずることを検討します。

主要道路沿道の景観形成のイメージ例



アクセス路の景観向上のイメージ例



目標4 ひとりひとりが景観まちづくりに関わる環境をつくる

方針4-1 町民・事業者・行政の景観まちづくりに関する意識の醸成

- ・小中学校を対象に景観まちづくりを学ぶ授業や講座を開催し、子どもの時期から景観に関する意識を高めるとともに、町の良さを認識してもらい郷土愛の醸成につなげていきます。
- ・良好な景観を損なうゴミのポイ捨てや不法投棄等を抑制するよう、町民のモラル向上のための啓発活動や観光客のマナー啓発等を推進します。

方針4-2 景観まちづくりを広げるための仕組みづくり

- ・地区で実践されている景観形成に係る活動を継続できるよう支援するとともに、ボランティアツーリズムのように観光と景観まちづくりが連係した活動推進のための仕組みを構築するなど、景観まちづくりが実践される仕組みづくりを進めます。
- ・町民、事業者の景観まちづくりの取組を促進するため、表彰制度や補助金制度の創設等、支援方策を検討します。
- ・住民や企業が河川や道路の美化活動などに取り組むリバーフレンドシップ制度やアダプトロードプログラム等を活用し、自治会や活動団体等による海岸や道路、河川等の美化活動の継続的な促進を図ります。

方針4-3 景観まちづくりに関する多様な情報の把握

- ・本町において、的確に景観まちづくりの施策を進めていくためには、町に係る全ての人達の思いや町の現状を的確に把握するとともに、都市からの観光客やインバウンドの趣向や意見を把握することも重要です。アンケート調査やワークショップ等による情報把握、フォトコンテストやSNS情報の分析等、本町の景観に関する多様な情報の把握と分析を進め、景観まちづくりの施策に反映します。

方針4-4 景観まちづくりに関する情報発信

- ・本町の景観まちづくりに関する情報を、町のHPやSNS、あるいは広報紙等を活用して積極的に発信し、町民や事業者、行政の景観まちづくりに関する情報発信を進めます。

コラム「景観学習とは？」

「景観」はそれぞれの地域において、異なる自然条件や、歴史、文化等をもとに、人々のさまざまな営みが積み重なってつくられています。

まちの「景観」を知ることは、地域の歴史文化や環境などを学習することになり、それを大切にすることを増やすことが、それぞれのまちで個性ある美しいまちづくりが進むことにつながります。「景観」に関心を持ち、良好な「景観まちづくり」に関わる意識を持った人づくりをねらいとした取り組みの最初の一步です。

(出典：静岡県景観まちづくり学習の手引き参考)



(仁科小学校景観学習) 発表の様子

4. 拠点ごとの景観まちづくりの方針

4つの目標毎の景観まちづくりの方針を踏まえ、特に景観形成を推進すべき地区を抽出し、拠点ごとの景観まちづくりの方針をとりまとめます。

拠点の抽出理由は次のとおりです。

【1】 堂ヶ島エリア

- ・本町で最も観光客が訪れ、遊覧船や飲食・物販施設が集積するエリア。堂ヶ島の海や特徴的な自然景観を活かし、調和したまち並みを創出することにより、観光拠点としての価値を高めていきます。

【2】 黄金崎エリア

- ・特徴的な黄金崎クリスタルパークの建築物、馬ロックなどの奇岩がある黄金崎公園等、本町の固有の景観が集積するエリア。これらの景観の保全継承を図り、観光拠点としての価値を高めていきます。

【3】 西天城高原エリア

- ・豊かな緑に囲まれ、のどかな牧場景観や駿河湾の眺望を眺めることができるエリア。美しい自然環境の保全継承を図り、本町の山と緑の観光拠点としての価値を高めていきます。

【4】 やまびこ荘周辺エリア

- ・旧大沢里小学校跡地を活用した町営宿泊施設「やまびこ荘」の周辺エリア。特徴的なやまびこ荘の建物の保全を図るとともに、関連施設及び周辺地区においてやまびこ荘と調和した景観を創出することにより、やまびこ荘周辺を交流拠点として価値を高めていきます。

【5】 役場周辺エリア

- ・町役場を中心に各種公共公益施設が集積する町民生活の中心拠点として位置付けられるエリア。中心拠点として相応しい景観の創出を図り、町民の生活環境の向上に繋げていきます。

【6】 田子エリア

- ・田子漁港から潮騒の塔、瀬浜海水浴場までの海岸沿いのエリア。海と調和する緑地景観やまち並み景観の保全と向上を図り、生活環境の向上や交流人口拡大に繋げていきます。

【7】 安良里エリア

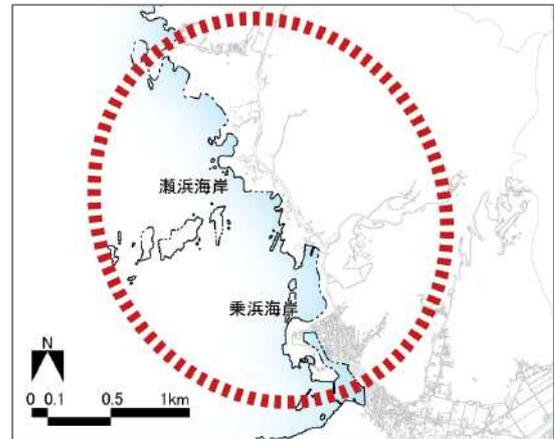
- ・西伊豆町役場安良里出張所から安良里漁港、海豚供養塔へと続く海岸沿いのエリア。海と調和する緑地景観やまち並み景観の保全と向上を図り、生活環境の向上や交流人口拡大に繋げていきます。



【1】堂ヶ島エリア

（1）対象範囲

- ・仁科地区、国道 136 号沿道の瀬浜海岸から乗浜海岸付近のエリア



（2）景観形成方針

①堂ヶ島の貴重な自然景観の保全と活用

- ・断崖と海と緑で構成される堂ヶ島の特徴的な自然景観、西伊豆固有の夕陽景観等の景観がより魅力的になるよう、周辺の建築物・工作物の色彩や形態意匠を誘導するとともに、看板や廃屋、あるいは眺望を阻害する樹木等、景観阻害要因の改善、除去に努めます。
- ・夕陽を美しく眺める視点場を明確に設定するとともに、視点場の景観整備や視点場同士をつなぐ移動動線の整備を進め、来訪者に情報発信します。

②利用者の視点に立ったもてなし景観の創出

- ・観光客に堂ヶ島のイメージをより高めるため、民間の飲食施設や物販施設等の建築物・工作物について、周辺の自然景観や背後の山並み等と調和するよう色彩や形態意匠を誘導するとともに、老朽化した建物の修繕を進めます。
- ・観光客の利便性を高めるバス停表示や案内サイン、あるいは手すりや防護柵等の工作物について、周辺景観との調和に配慮した質の高いものとなるよう努めます。
- ・遊覧船乗り場周辺の公共空間について、ユニバーサルデザインに配慮しつつ、周辺景観と調和した休憩施設等の整備を進めます。また、花壇整備等を進め、観光客をもてなす彩りある景観づくりを進めます。
- ・国道 136 号からトンボロへのアクセスルートは、アクセスルートの適切な維持管理や美化・清掃、案内サインの整備を進めます。
- ・仁科漁港から内港沿いに沢田公園や枯野公園に繋がるルートを散策道として位置づけ、案内サインの整備、沿道の建築物等の適切な維持管理を進めます。また、沢田の集落内では路地空間への植木鉢等による緑化、空き家の有効活用を進めることにより、魅力的な路地景観の創出に努めます。

③軸となる道路景観の向上

- ・対象地区内の国道 136 号区間は、来訪者に対して本町の印象に大きな影響を与える特に重要な区間であることから、屋外広告物の無闇な掲出の抑制に努めるとともに、掲出する場合は、規模や意匠に配慮するとともに、集約化に努めます。
- ・より良好な道路景観を創出するために、無電柱化の推進について検討するとともに、沿道空間を活用し、休憩スポットの配置、花壇の配置を進めます。

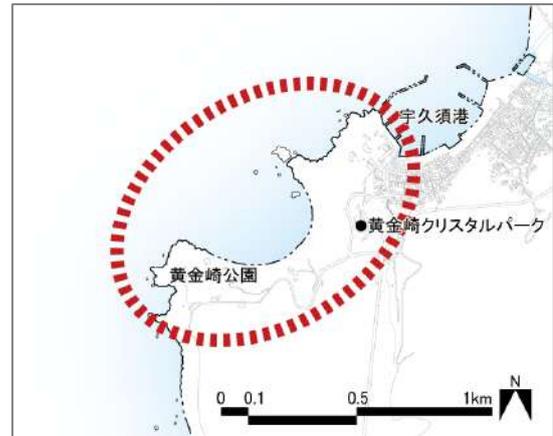


堂ヶ島エリア景観形成方針図

【2】黄金崎エリア

(1) 対象範囲

- ・黄金崎公園、黄金崎クリスタルパーク、宇久須港を含むエリア



(2) 景観形成方針

①黄金崎海岸や夕陽、四季折々の自然を楽しめる景観の創出

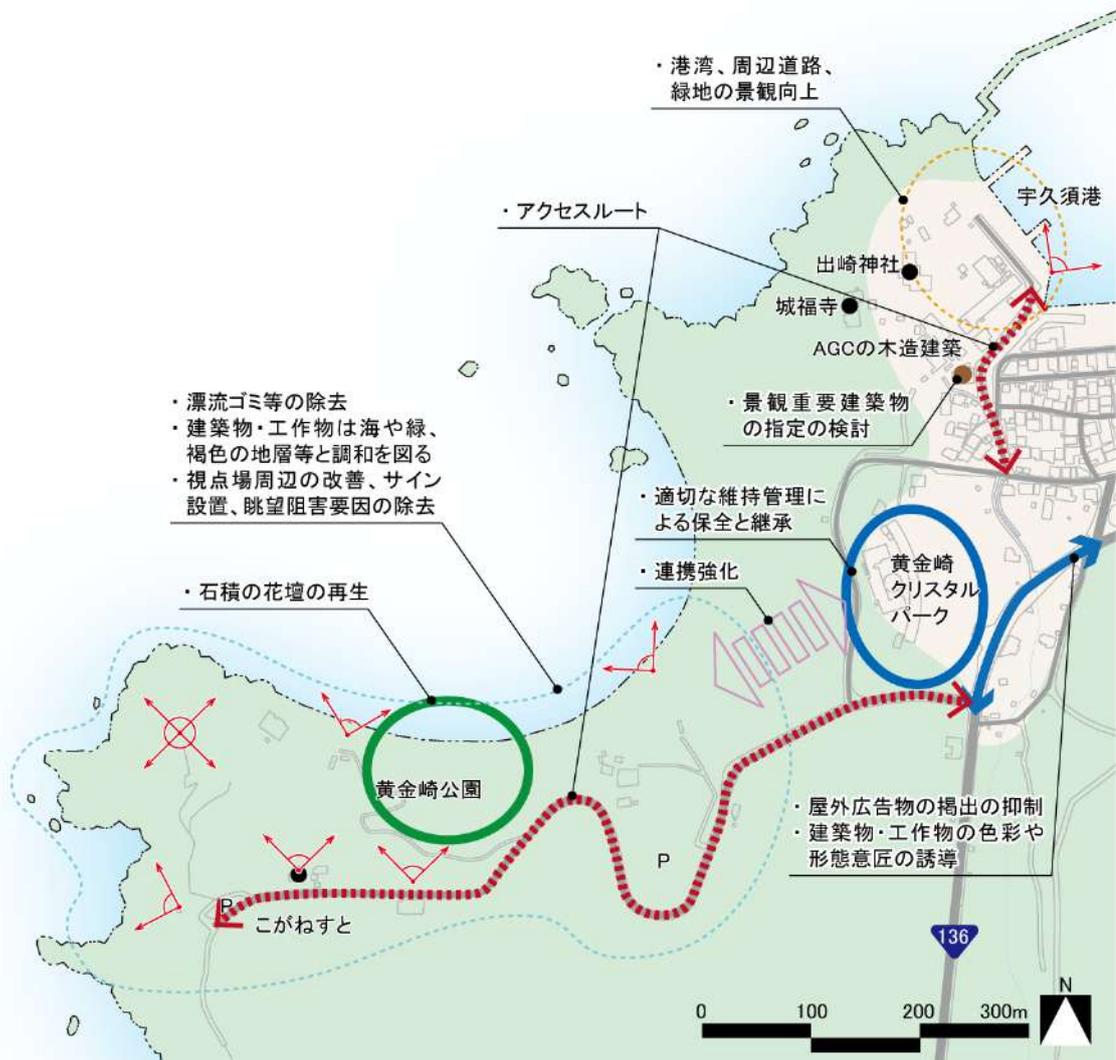
- ・黄金崎公園内の建築物・工作物は、海や緑、褐色の地層等、黄金崎の特徴的な自然景観と調和するよう、高さや規模、形態意匠に配慮します。
- ・黄金崎海岸や夕陽等の良好な眺望景観の視点場を位置付け、海岸のゴミ等の除去、視点場の周辺の改善、案内サインの設置等を進めるとともに、繁茂した樹木のように視点場からの眺望の阻害要因を除去するよう努めます。
- ・石積み花壇を再生し、適切な維持管理を進めるとともに、来訪者が利用しやすい仕組みを整備し、海が広がる花畑の中で多くの人が賑う景観づくりを進めます。

②黄金崎クリスタルパークを拠点とした黄金崎エリアのにぎわい景観の創出

- ・地域のランドマークとなる黄金崎クリスタルパークは、今後も適切な維持管理及び修繕を進め、後世への継承に努めるとともに、交流景観を創出する拠点として効果的な利活用を図ります。
- ・黄金崎クリスタルパークと黄金崎公園について、動線の整備、景観に配慮した案内サイン整備等により連携を強化し、にぎわいある景観づくりを進めます。
- ・黄金崎クリスタルパークが接し、黄金崎公園に来訪する主要動線となる国道136号については、無闇な屋外広告物の掲出を抑制し、沿道の建築物や工作物の色彩や形態意匠を誘導します。

③宇久須港周辺の景観の魅力の向上

- ・宇久須港周辺部は、釣り客等が多く訪れるエリアであり、町のイメージを印象づける場所であることから、港周辺への産業に支障が無いよう十分留意しつつ、クリスタルパークと宇久須港を繋ぐアクセスルートを設定するとともに、港湾、周辺道路、緑地等の公共空間について、良好な景観づくりを進めます。
- ・民間が所有する地域の歴史文化を継承するような建造物については、景観重要建造物の指定制度を活用するなど、今後も継承するよう努めます。

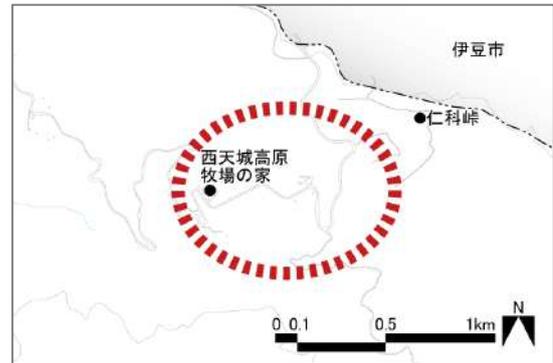


黄金崎エリア景観形成方針図

【3】西天城高原エリア

(1) 対象範囲

- ・西天城高原の牧場の家、牧草地、仁科峠等を含むエリア



(2) 景観形成方針

①美しく緑豊かな高原景観の保全と継承

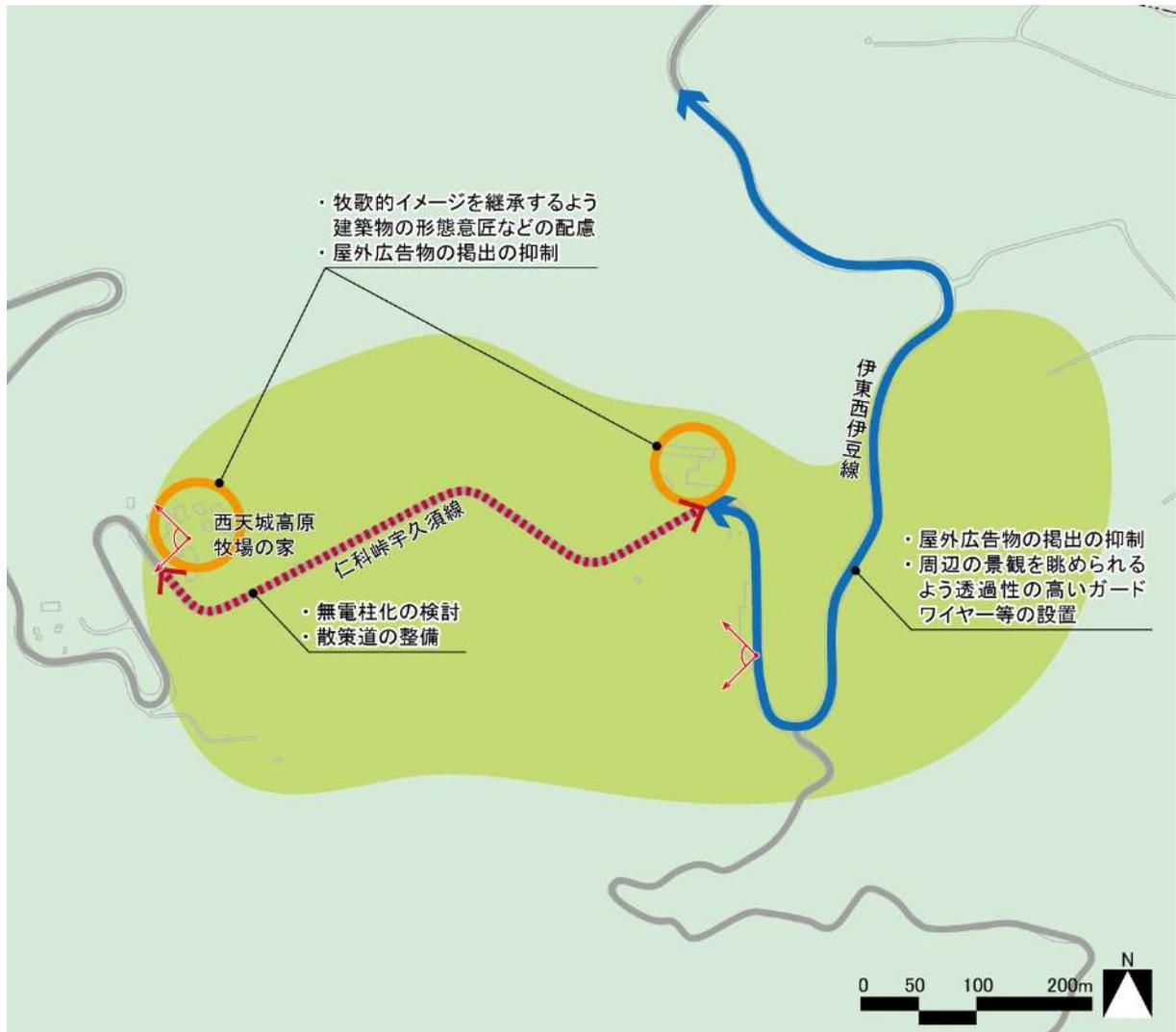
- ・起伏ある地形の上に、豊かな緑や牧草地が広がる特徴的で爽快な西天城高原の景観の保全に努め、後世に継承します。
- ・西天城高原の山並みや宇久須集落、あるいは駿河湾に沈む夕陽等、美しく特徴的な眺望を眺めることができる場所を視点場として位置付け、視点場周辺の景観整備を進めるとともに、眺望景観の保全方策を進めます。

②のどかな牧場景観の保全と継承

- ・牧場の家の敷地内にある建築物や工作物について、周辺の自然景観と調和しつつ、牧歌的なイメージを継承できるよう、形態意匠、色彩、材質等について配慮します。
- ・屋外広告物については、できるだけ掲出を抑制するとともに、掲出する場合は、可能な限り規模を抑えつつ、周辺景観と調和した色彩や材質を使用するよう配慮します。
- ・牧場の家及び周辺の牧草地等の景観を活用できるよう、周辺における歩行空間の整備などを検討します。

③周辺の道路景観の向上

- ・対象地区内の仁科峠宇久須線沿道は、屋外広告物のむやみな掲出の抑制に努めるとともに、掲出する場合は、規模や意匠に配慮するとともに、集約化に努めます。
- ・道路上から周辺の景観を眺めることができるよう、ガードレール等の設置を可能な限り控え、設置する場合は透過性の高いものとするとともに、周辺景観と調和する色彩とします。
- ・沿道景観の向上を図るために、無電柱化について検討を進めます。

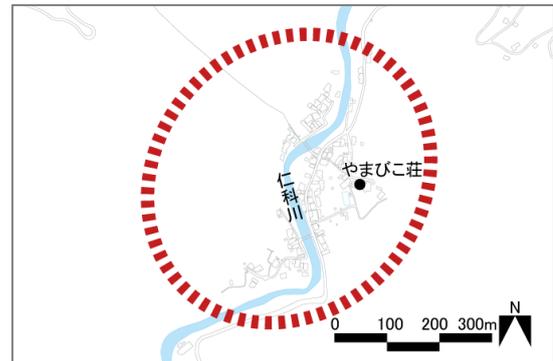


西天城高原エリア景観形成方針図

【4】やまびこ荘周辺エリア

（1）対象範囲

- ・やまびこ荘及び伊東西伊豆線の沿道集落を含む一帯のエリア



（2）景観形成方針

① 個性的なやまびこ荘の建物の保全継承

- ・かつての大沢里小学校の面影を継承している個性的なやまびこ荘の外観を今後も保全継承します。
- ・やまびこ荘の敷地内において、バーベキュー施設等の改修、あるいは新たな施設整備を進める際には、やまびこ荘との調和を図るとともに、フェンスや柵等の工作物についてもやまびこ荘との調和に配慮します。

② やまびこ荘周辺の集落景観の保全継承

- ・やまびこ荘に隣接する山神社は、境内の適切な維持管理を行います。
- ・消防団詰所や祢宜ノ畑公民館等の公的な建造物は、やまびこ荘と同じ板張りの意匠とするなど、やまびこ荘と調和した外観となるよう努めます。
- ・やまびこ荘周辺の伊東西伊豆線沿道の集落については、周辺の自然景観との調和を図るとともに、特徴的な石垣や生垣等の保全を図り、現在の集落景観の保全継承を図ります。
- ・屋外広告物については、できるだけ掲出を抑制するとともに、掲出する場合は、可能な限り規模を抑えつつ、周辺景観と調和した色彩や材質を使用するよう配慮します。
- ・集落内で見られる特徴的な樹木は、景観重要樹木の指定などを検討し、適切に保全継承します。
- ・集落の眺望景観や仁科川の眺望等を眺めることができる場所を視点場として位置付け、視点場周辺の景観整備を進めるとともに、眺望景観の保全方策を進めます。

③ やまびこ荘と集落を囲む緑地景観の保全継承

- ・やまびこ荘や集落の周囲を囲む豊かな緑は、適切な維持管理を進め、保全継承を図ります。
- ・やまびこ荘から出発するハイキングコースについて、適切な維持管理を行うとともに、案内サインの整備を進め、多様な人々が利用する景観を創出します。

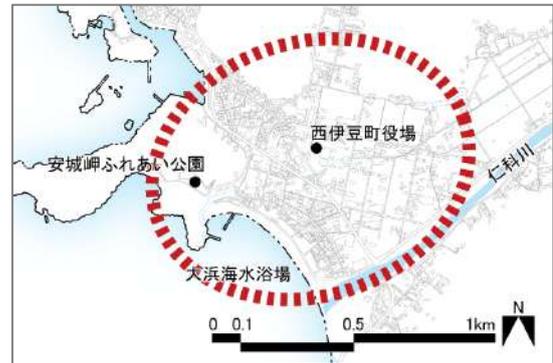


やまびこ荘周辺エリア景観形成方針図

【5】西伊豆町役場周辺エリア

（1）対象範囲

- ・西伊豆町役場を中心とした周辺集落と大浜海水浴場、安城岬ふれあい公園を含むエリア



（2）景観形成方針

①西伊豆町役場周辺のまち並み景観の向上

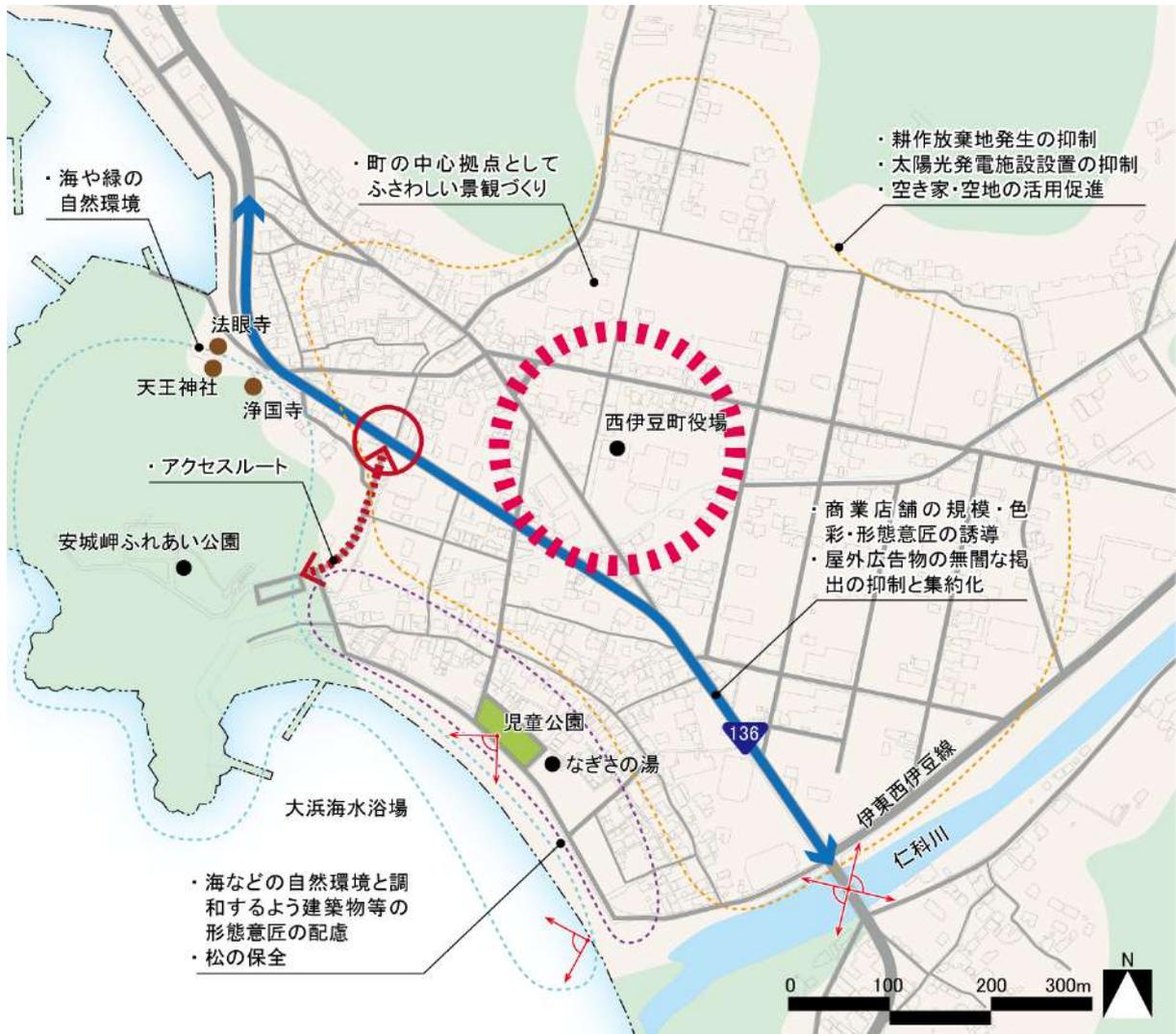
- ・西伊豆町役場周辺が、町の中心拠点としてふさわしいまち並みになるよう、建築物や工作物の高さや色彩、形態意匠等が周辺のまち並みや自然景観と調和するよう配慮します。
- ・西伊豆町役場の道路や広場等の公共空間においては、中心拠点としてふさわしい、周辺景観と調和したシンボリックな空間、町民の憩いの空間の創出に努めます。
- ・集落内に点在する農地においては、可能な限り農地として維持するよう努めるとともに、太陽光発電施設用地への転用を抑制します。
- ・集落内に発生している空き家・空き地については、適切な維持管理、あるいは出来るだけ活用促進に努め、周辺景観を阻害しないように努めます。

②国道 136 号沿道のまち並み景観の向上

- ・国道 136 号沿道の商業施設については、比較的規模が大きくなる傾向にあり、周囲に与える影響が大きいことから、周辺景観と調和するよう建物の規模や色彩、形態意匠に配慮します。
- ・対象地区内の国道 136 号区間は、来訪者に与える本町のイメージとして特に重要な区間であることから、屋外広告物の過大、過剰な掲出の抑制に努めるとともに、掲出する場合は、規模や意匠に配慮するとともに、集約化に努めます。
- ・国道 136 号から安城岬ふれあい公園に繋ぐ道路については、公園を訪れる人々が期待感を持つよう、沿道の道路工作物の改修や草花による緑化等について進めていきます。

③大浜海水浴場や安城岬ふれあい公園等の緑と水の景観の向上

- ・大浜海水浴場や安城岬ふれあい公園、あるいは海岸沿いの松並木など、エリア内の沿岸部や緑地等の自然景観の適切な維持管理を進め、保全を図ります。
- ・海岸部付近に立地する建築物や工作物は、自然景観を阻害することがないように、形態や意匠に配慮します。
- ・夕陽を美しく眺める視点場を明確に設定するとともに、視点場の景観整備や視点場同士をつなぐ移動動線の整備を進め、来訪者に情報発信します。

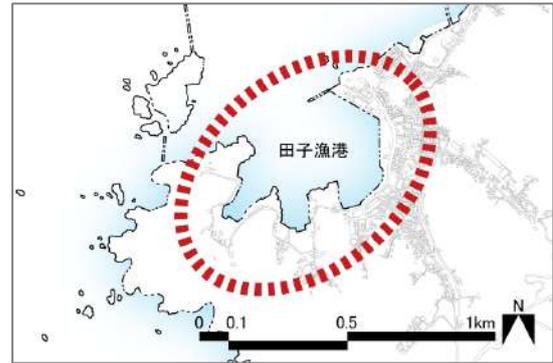


西伊豆町役場周辺エリア景観形成方針図

【6】田子エリア

(1) 対象範囲

- ・田子漁港から潮騒の塔、燈明ヶ崎の瀬浜海水浴場までの海岸沿いのエリア



(2) 景観形成方針

① 田子の漁村集落景観の保全と向上

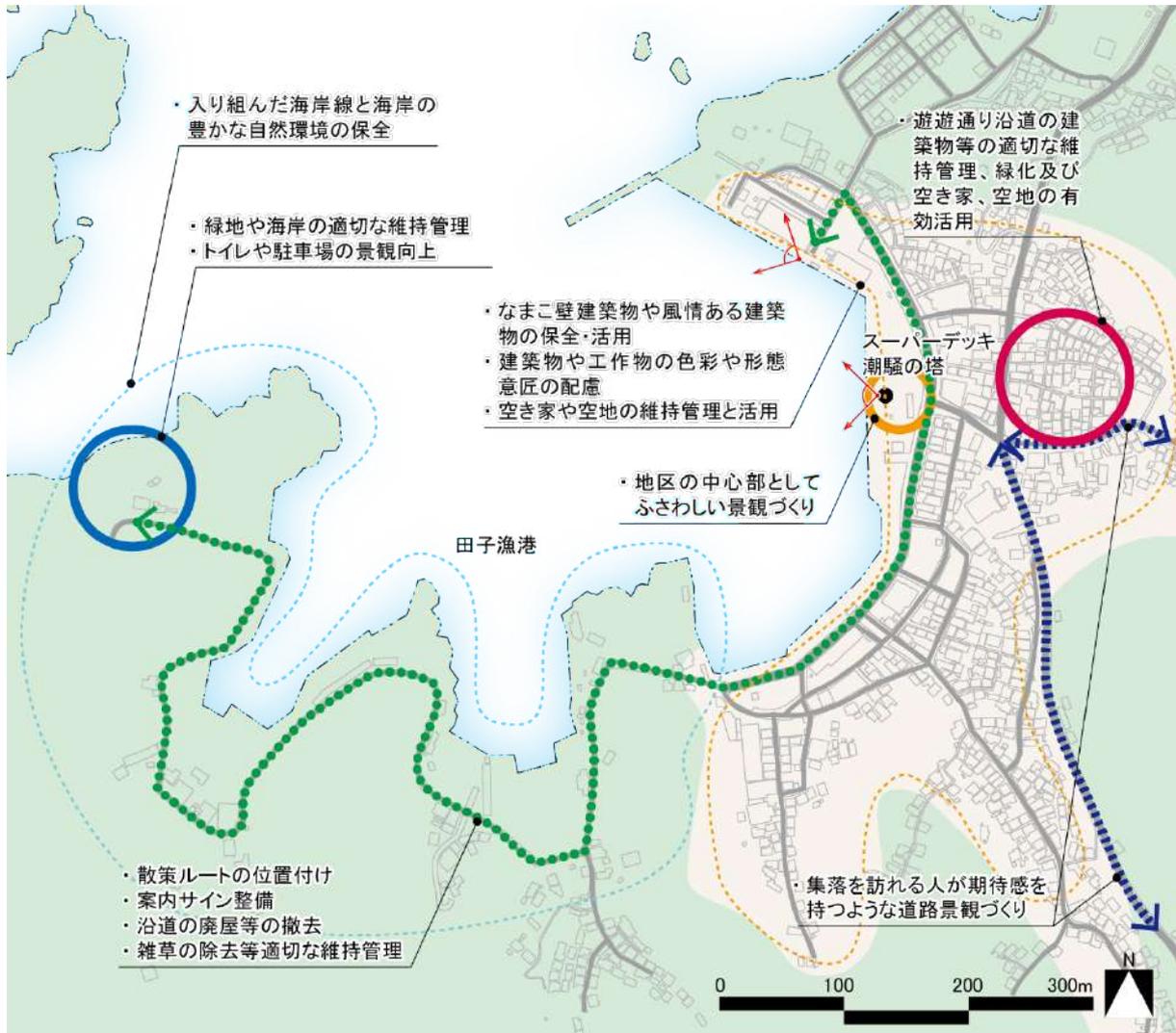
- ・田子地区の急峻な山に囲まれ、山の斜面地にも住宅が密集し、路地などが多く形成される風情ある漁村集落のまち並みを保全するために、建築物や工作物の色彩や形態意匠に配慮します。
- ・集落内に発生している空き家・空き地については、適切な維持管理、あるいは出来るだけ活用促進に努め、周辺景観を阻害しないように努めます。
- ・遊遊通りは、今後も維持することを基本としつつ、魅力ある通りの景観を創出するよう沿道の建築物等の適切な維持管理に努めるとともに、緑化及び空き家・空き地の有効活用を進めていきます。
- ・スーパーデッキ潮騒の塔や田子郵便局の周辺は、地区の中心部として相応しい景観となるよう、道路やスーパーデッキ周囲の広場空間の適切な維持管理を進めるとともに、建築物の色彩や形態意匠に配慮します。
- ・国道136号と集落を繋ぐ道路については、集落を訪れる人々が期待感を持つよう、草花や花木による緑化に努め、建築物や工作物、あるいは空き地等の適切な維持管理を進めます。
- ・集落内で見られるなまこ壁の建物や伝統的な風情ある建築物などは、適切な維持管理を図るとともに、今後も継承するよう努めます。

② 海岸沿いの豊かな自然景観の保全と向上

- ・エリア西側の燈明ヶ崎の豊かな緑、入り組んだ海岸線と海等の豊かな自然環境を適切な維持管理を行い、保全と向上を図ります。
- ・夏季に多くの海水浴客が訪れる瀬浜海水浴場周辺は、周辺緑地や海岸部の適切な維持管理を進めるとともに、トイレや駐車場等の施設等の景観向上を図り、魅力的な海水浴場づくりを進めます。

③ 散策ルート上の景観の向上

- ・田子の集落から燈明ヶ崎の海岸線を通る道路を散策ルートとして位置づけ、歩行者の安全確保を行いつつ、案内サイン整備や沿道の廃屋等の撤去、雑草の除去等、適切な維持管理により、快適な歩行空間の確保と良好な散策ルートの景観づくりを進めます。
- ・散策ルート上、あるいは集落内などにおいて、夕陽を美しく眺める視点場を明確に設定するとともに、視点場の景観整備や視点場同士をつなぐ移動動線の整備を進め、来訪者に情報発信します。

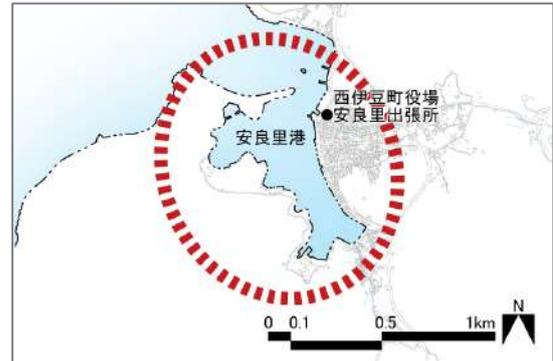


田子エリア景観形成方針図

【7】安良里エリア

(1) 対象範囲

- ・西伊豆町役場安良里出張所から安良里漁港、海豚供養塔へと続く海岸沿いのエリア



(2) 景観形成方針

①安良里の漁村集落景観の保全と向上

- ・安良里地区の急峻な山に囲まれ、低層な建築物が密集し、路地などが多く形成される風情ある漁村集落のまち並みを保全するために、建築物や工作物の色彩や形態意匠に配慮します。
- ・集落内に発生している空き家・空き地については、適切な維持管理、あるいは出来るだけ活用促進に努め、周辺景観を阻害しないように努めます。
- ・国道 136 号と集落を繋ぐ道路については、集落を訪れる人々が期待感を持つよう、草花や花木による緑化に努め、建築物や工作物、あるいは空き地の適切な維持管理を進めます。
- ・集落内で見られるなまこ壁の建物や伝統的な風情ある建築物などは、適切な維持管理を図るとともに、今後も継承するよう努めます。

②海岸沿いの豊かな自然景観の保全と向上

- ・網屋崎等の豊かな緑、入り組んだ海岸線と海等の豊かな自然環境を適切な維持管理を行い、保全と向上を図ります。

③ 散策ルートでの景観の向上

- ・安良里の集落から西側の海岸線を通る道路を散策ルートとして位置づけ、歩行者の安全確保を行いつつ、案内サイン整備や沿道の廃屋等の撤去、雑草の除去等、適切な維持管理により、快適な歩行空間の確保と良好な散策ルートの景観づくりを進めます。
- ・散策ルートの沿道にある海豚供養塔等の地域資源について、適切に保全を図るとともに、周囲の修景等により景観向上を図ります。
- ・散策ルート上、あるいは集落内などにおいて、夕陽を美しく眺める視点場を明確に設定するとともに、視点場の景観整備や視点場同士をつなぐ移動動線の整備を進め、来訪者に情報発信します。



安良里エリア景観形成方針図

第4章 良好な景観まちづくりのための行為の制限に関する事項

1. 景観誘導の仕組み

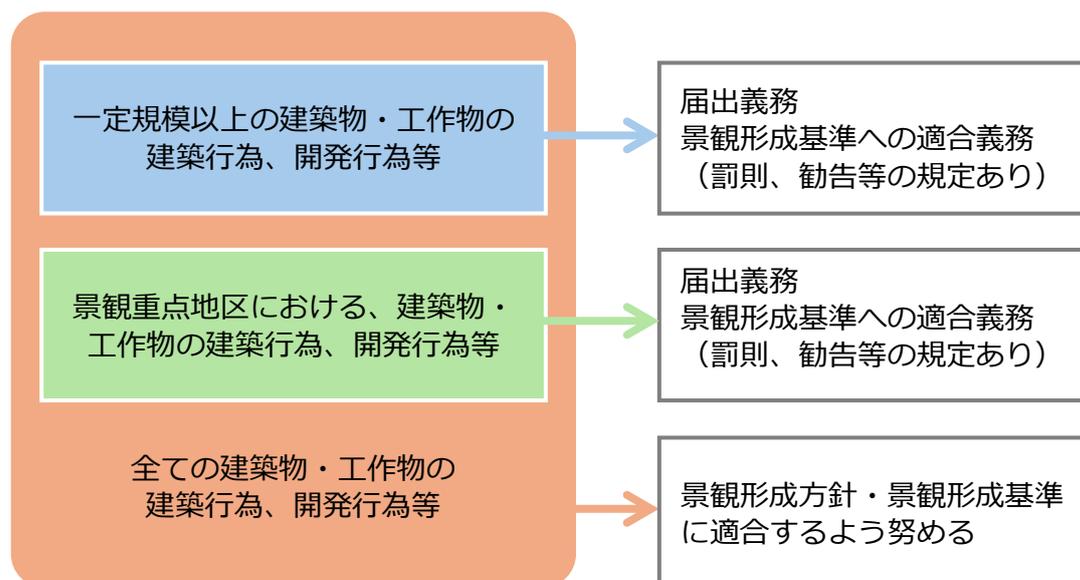
第3章の「目標ごとの景観まちづくり方針」に基づき、良好な景観形成を図るために、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

周辺景観に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の建築物・工作物の建築行為や開発行為等（届出対象行為）については、景観法等に基づく町への届出が必要となり、景観形成基準の適合が求められます。

また、前述の「拠点ごとの景観まちづくりの方針」に基づき、特に重点的に景観形成に取り組む必要があるエリアを景観重点地区として指定します。景観重点地区として指定した場合は、同様に届出が必要となり、地区独自の景観形成基準の適合が求められます。

いずれも適合しないと認められる場合は、設計変更やその他の必要な措置をとる旨の勧告を行う場合があります（景観法第16条第3項）。また、建築物の建築、工作物の建設等（特定届出対象行為）の形態意匠については、勧告よりも強制力の強い、変更命令を行う場合があります（景観法第17条第1項）。

一方、届出対象とならない建築物・工作物の建築行為、開発行為等についても、地域の景観を構成する要素となっていることから、住民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針と景観形成基準等に適合するよう配慮をお願いしていきます。

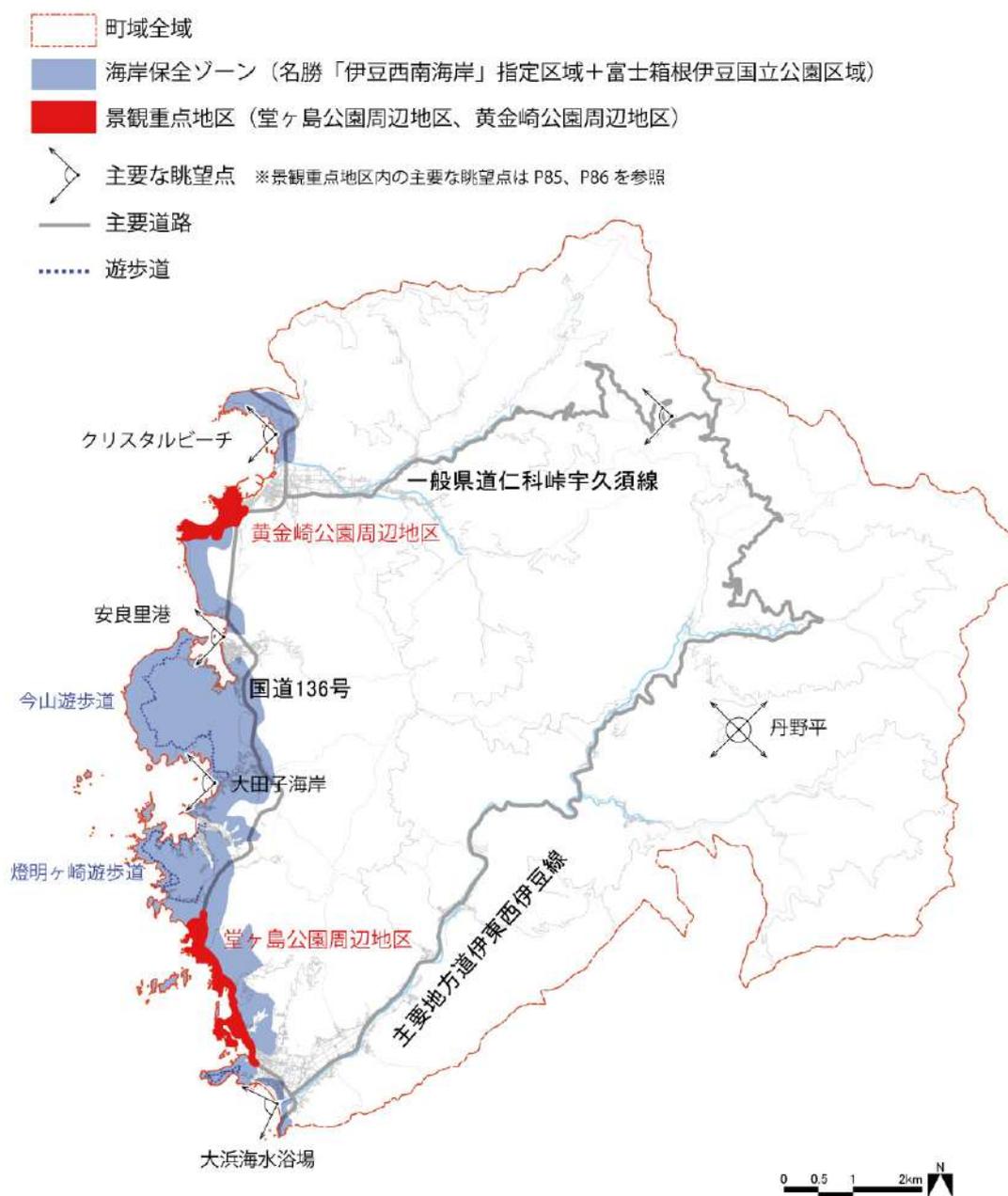


2. 届出の対象区域

届出の対象区域は、景観計画区域（町域全域）です。

沿岸部においては、美しい海岸景観を保護する地区として、名勝「伊豆西南海岸」及び富士箱根伊豆国立公園に指定されていることから、両地区の指定区域を「海岸保全ゾーン」に設定します。

景観重点地区は、「黄金崎公園周辺地区」及び「堂ヶ島公園周辺地区」を定めます。



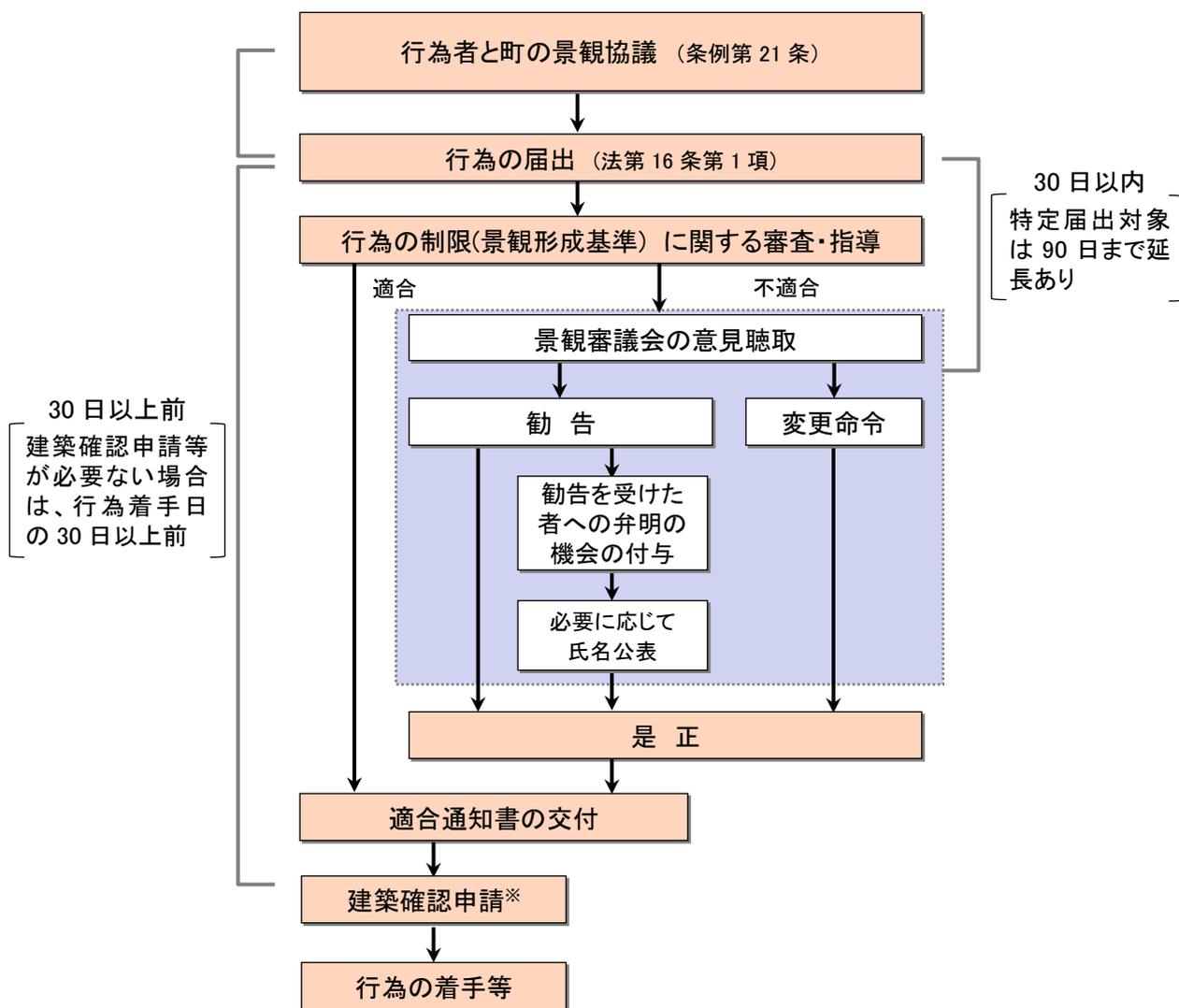
届出対象区域図

3. 景観協議及び届出対象行為の手続きの流れ

下記の届出手続きにより、建築等の行為の内容が景観形成基準に適合しているかどうか審査を行います。

良好な景観形成の誘導基準等については定性的なものにならざるを得ないものが多く、個々の建築行為が周辺環境等の地域性にふさわしいものであるかは、景観形成基準への適合のみで判断できるものではありません。

そのため、建築計画の変更が可能な早期段階に、その場にふさわしい景観配慮の在り方について、町と行為者が話し合い、計画に反映していただけるよう、届出の前に、計画内容について事前に景観協議を行う制度を創設し、条例に定めるものとします。



※令和7年4月1日より、工事着手する都市計画区域外での建築物について、建築確認申請が必要となる範囲が拡大しました。

2階建て以上の木造建築物や、延べ面積200㎡を超える建築物について申請が必要です。

4. 届出対象行為

届出の対象となる行為は、次のとおりとします。

(1) 届出対象行為

行為の種別		届出対象となる規模、要件	
		町域全域（海岸保全ゾーン含む）	景観重点地区
建築物^(※1)の新築、増築、改築、移転、外観の変更 <small>（外観の変更とは、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更する部分の見付面積が当該見付面積の5分の1以上のものをいう。）</small>		・高さ ^(※3) が10mを超えるもの ・延べ面積が500㎡以上のもの	・延べ面積が200㎡以上のもの
工作物^(※2)の新設、増築、改築、移転、外観の変更	柵・塀	・高さが1.5mを超えるもの ただし、獣害対策用の電気柵などは除く	
	擁壁	・高さが1.5mを超えるもの	
	上記以外	・高さが10mを超えるもの	・高さが5mを超えるもの
開発行為		・施工区域の面積が500㎡以上のもの	全て
土石の採取その他の土地の形質の変更			
木竹の伐採			
屋外における物件の堆積			
再生可能エネルギーの設置	太陽光発電設備の設置	・建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さが10m又は床面積の合計が500㎡を超える建築物で、設置パネルの面積の合計が50㎡を超えるもの	全て
		・土地に自立して設置する場合は、設置パネルの面積の合計が300㎡を超えるもの	全て
	風力発電設備の設置	・土地に自立して設置する場合は、高さが10mを超えるもの（ブレード含む）	全て

(※1) 建築物とは、建築基準法第2条第1号に定めるものをいう。

(※2) 工作物とは、建築物以外の工作物で次に掲げるものをいう。

- ・擁壁その他これに類するもの
- ・電波塔、送電鉄塔その他これらに類するもの
- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの

- ・広告塔、装飾塔(モニュメント)、記念塔、彫像の類
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、セメント、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設(地下に貯蔵するものを除く。)
- ・ごみ焼却場、汚物処理場その他これらに類する施設
- ・太陽光発電設備その他これに類するもの
- ・風力発電設備その他これに類するもの
- ・その他、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として町長が指定するもの

(※3)建築物及び工作物の高さは、建築物等が接する地表面の最低位置から当該建築物等の最高部までの高さとする。なお、建築物の屋上に設置される工作物は、当該建築物の高さを含めた当該工作物上端までの高さとする。

ただし、次の行為は届出を要しないものとします。

根拠	行為の種別
西伊豆町景観まちづくり条例(予定)	・届出対象となる規模の建築物にあって、改築又は増築で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
景観法第16条第5項	・国または地方公共団体が行う行為(ただし、通知は必要)
景観法第16条第7項	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の管理行為、軽易な行為 ・非常災害のため必要な応急措置 ・景観重要建造物^{※1}について許可を受けて行う行為 ・景観重要公共施設^{※2}の整備 ・景観重要公共施設について許可を受けて行う行為 ・農用地区域内において許可を受けて行う行為 ・国立公園の特別地域において許可を受けて行う行為(景観計画に上乗せの許可基準が定められているもの)^{※3} など
景観法施行令第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・地下における行為 ・仮設の工作物の建設等 ・除伐、間伐、整枝など木材の保育のために通常行われる伐採 ・枯損した木竹、危険な木竹の伐採 ・自家の生活のために必要な木竹の伐採 ・法令に基づく処分による義務の履行として行う行為 など
景観法施行令第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・名勝伊豆西南海岸の特別地区(A地区)で行う行為^{※4} ・屋外広告物法の条例に適合する屋外広告物の表示等 など

※1 景観重要建造物については後掲 P87 参照

※2 景観重要公共施設については後掲 P90 参照

※3 本計画は、上乗せ許可基準は定めていないため、該当するものではありません。

※4 文化財保護法第125条第1項の許可に関わる行為。第1種(B地区)及び第2種(C地区)は届出が必要です。

5. 景観形成基準

景観形成基準は、第3章に定める景観まちづくり方針に基づき、良好な景観形成を図るために遵守または配慮すべき事項として定めるものです。

本基準は、(1) 町域全域（海岸保全ゾーンを含む）に関する景観形成基準および、(2) 景観重点地区における景観形成基準から構成されており、その内容は次のとおりです。

※なお、行為地が下記の指定区域内にある場合は、別途、個別の計画書をあわせて確認してください。

- ・富士箱根国立公園区域内…「富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画」の取扱い方針
- ・名勝伊豆西南海岸指定区域内…「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の保存管理区分と取扱い基準

(1) 町域全域に関する景観形成基準

ア 建築物（工作物）の新築、増築、改築、移転、外観の変更

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
基本事項	<input type="checkbox"/> 前章の目標ごとの景観まちづくりの方針に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮する。	—
配置	<input type="checkbox"/> 地形の高低差がある場合はそれを活かし、周囲の自然景観や良好な集落地景観を損なわないよう配置に留意する。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍においては、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。 <input type="checkbox"/> 社寺や歴史的建造物、特徴的な樹木等の優れた景観資源に隣接する場合は、当該資源の保全に配慮した位置とする。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望点や遊歩道からの眺望を阻害しないよう、特に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物の規模が大きい場合は、道路境界や敷地境界からできる限り後退するなど、周囲の建築物や道路に威圧感を与えない配置とする。	P1・2
高さ	<input type="checkbox"/> 山稜の近傍においては、稜線を乱さないよう、できる限り低い高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺の集落地景観から著しく突出した印象を与えない高さとする。 <input type="checkbox"/> 周辺にまとまりある農地が広がっている場合、背後の山並みや農地と調和するよう、できる限り高さを抑える。 <input type="checkbox"/> 良好な眺望を阻害しない高さとなるよう配慮する。	P3・4

<p>屋根形状</p>	<p>□原則、勾配屋根とし、勾配は山の稜線との調和や周辺の家並みとの調和に努める。</p> <p>□屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適切な覆いで隠すよう努める。</p> <p>□海岸保全ゾーンにおいては、原則、切り妻、寄棟、入母屋、方形等、勾配屋根とする。やむを得ず、陸屋根になる場合は、傾斜パラペットを設置する等、デザイン上の工夫を行う。屋上設備については、主要な眺望点、遊歩道及び道路等から視認されないよう、特に配慮する。</p>	<p>P4・5</p>
<p>屋根・屋上に設置する太陽光発電設備</p>	<p>□主要な眺望点や主要道路からの眺めに著しい支障を及ぼすものではないこと。</p> <p>□勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮する。</p> <p>□太陽光パネル及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色もしくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用する。あるいは、屋根材と太陽光パネルが一体化した製品の使用に努める。</p> <p>□配管類や屋外用パワーコンディショナー等の付属設備は、建築物と一体化させるよう配慮する。やむを得ず一体化が困難な場合は、壁面と同系色とするなどの配慮を行う。</p>	<p>P6</p>
<p>形態・意匠</p>	<p>□建築物の規模が大きい場合は、建物を分棟化するなど、圧迫感を与えないよう配慮する。</p> <p>□社寺や歴史的建造物、特徴的な樹木等の優れた景観資源に隣接する場合は、これらと調和するよう、形態・意匠、色彩、材料を工夫し、周辺景観に違和感なくなじむよう配慮する。</p> <p>□集落地内にある場合は、家並みの連続性に配慮し、周辺の自然景観や集落地景観と調和するよう、形態・意匠を工夫する。</p>	<p>P7・8</p>
<p>材料</p>	<p>□外壁、屋根及び外構には、耐久性に優れた素材を用い、木材や石材などの自然素材の活用により、周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>□外壁、屋根及び外構には、できる限り光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用しない。</p>	<p>P8</p>
<p>建築設備</p>	<p>□外壁または屋外に設ける設備は、道路から見えにくい位置に配置する。やむを得ず見える場所に設置する場合は、外壁と調和する色調の採用や目隠しの設置などにより、目立たないよう配慮する。</p>	<p>P9</p>

□外構において照明を行う場合は、光源を隠すとともに、柔らかで落ち着いた雰囲気となるよう配慮する。

色彩

P14・15

屋根

□町域全域の屋根の色彩は、別表1に掲げる色彩範囲内の色を使用する。
ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・和瓦または銅板を用いる場合
- ・町長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合

P16・17

■別表1 町域全域 屋根の基準色の範囲

色相		明度	彩度
R	5R~10R	2以上7以下	4以下
Y R	0.1YR~10YR		5以下
Y	0.1Y~10Y		4以下
GY	0.1GY~10GY		3以下
G	0.1G~5G		3以下
その他 有彩色	5.1G~10PB	2以上7以下	1以下
	0.1P~4.9R	使用不可	
N	2以上8以下		

□海岸保全ゾーンにおいては、別表2に掲げる焦げ茶色、灰黒系色、赤錆系色又は暗緑系色を使用する。
ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・和瓦または銅板を用いる場合
- ・所管する省庁が了承したと町が認めた場合

■別表2 海岸保全ゾーン 屋根の基準色の範囲

	色相		明度	彩度
焦げ茶色、 赤錆系色	R	5R~10R	2以上5以下	4以下
	Y R	0.1YR~10YR		4以下
焦げ茶色	Y	0.1Y~5Y		3以下
暗緑系色	Y	5.1Y~10Y	2以上5以下	3以下
	GY	0.1GY~10GY	2以上5以下	2以下
	G	0.1G~5G	2以上6以下	2以下
灰黒系色	N	2以上6以下		

外壁

P18～
P22

□町域全域の外壁の色彩は、別表3に掲げる色彩範囲内の色を使用する。
ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等で仕上げた場合
- ・町長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合

■別表3 町域全域 外壁の基準色の範囲

色相		明度	彩度
R	5R～10R	5以上	1以下
Y R	0.1YR～10YR	9以上	2以下
		3以上	4以下
Y	0.1Y～10Y	9以上	3以下
		3以上	4以下
その他 有彩色	0.1GY～10PB	5以上	1以下
	0.1P～0.49R	使用不可	
N		4以上	

□なお主要道路からよく視認できる建物については、周囲の景観特性を踏まえ、別表4に掲げる推奨色を使用するよう配慮する。

■別表4 町域全域 外壁の推奨色の範囲

	色相	明度	彩度
背景または 周囲が森林	5YR～5Y	5以上7以下	2以下
背景または 周囲が農地		7以上9以下	2以下

□アクセントカラーを使用する場合は、外観の各方面の見附面積の1/5以下に限り使用できるものとし、色彩範囲は別表5に掲げる。

■別表5 町域全域 外壁のアクセントカラーの許容範囲

色相		明度	彩度
R	5R～10R	2以上	3以下
Y R	0.1YR～10YR	2以上	5以下
Y	0.1Y～10Y	2以上	5以下
その他 有彩色	0.1GY～10PB	2以上	3以下
	0.1P～0.49R	使用不可	
N		2以上	

□海岸保全ゾーンにおいては、ベージュ、褐色系、クリーム色、灰色系、乳白色系を使用するものとし、色彩範囲は別表6に掲げる。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等で仕上げた場合
- ・所管する省庁が了承したと町が認めた場合

■別表6 海岸保全ゾーン 外壁の基準色の範囲

	色相		明度	彩度
ベージュ、灰色系	Y R	0.1 Y R ~ 10 Y R	8以上9以下	2以下
褐色系、ベージュ、灰色系			3以上8未満	3以下
乳白色系、クリーム色、ベージュ、灰色系	Y	0.1Y~5Y	8以上9以下	2以下
褐色系、ベージュ、灰色系			3以上8未満	3以下
乳白色系、灰色系	N		4以上9以下	

□海岸保全ゾーンにおいて、アクセントカラーを使用する場合は、外観の各方面の見附面積の1/5以下に限り使用できるものとし、色彩範囲は別表7に掲げる。

■別表7 海岸保全ゾーン 外壁のアクセントカラーの許容範囲

色相		明度	彩度
Y R	0.1 Y R ~ 10 Y R	2以上	4以下
Y	0.1 Y ~ 5 Y	2以上	4以下
N		2以上	

敷地

垣・柵・塀

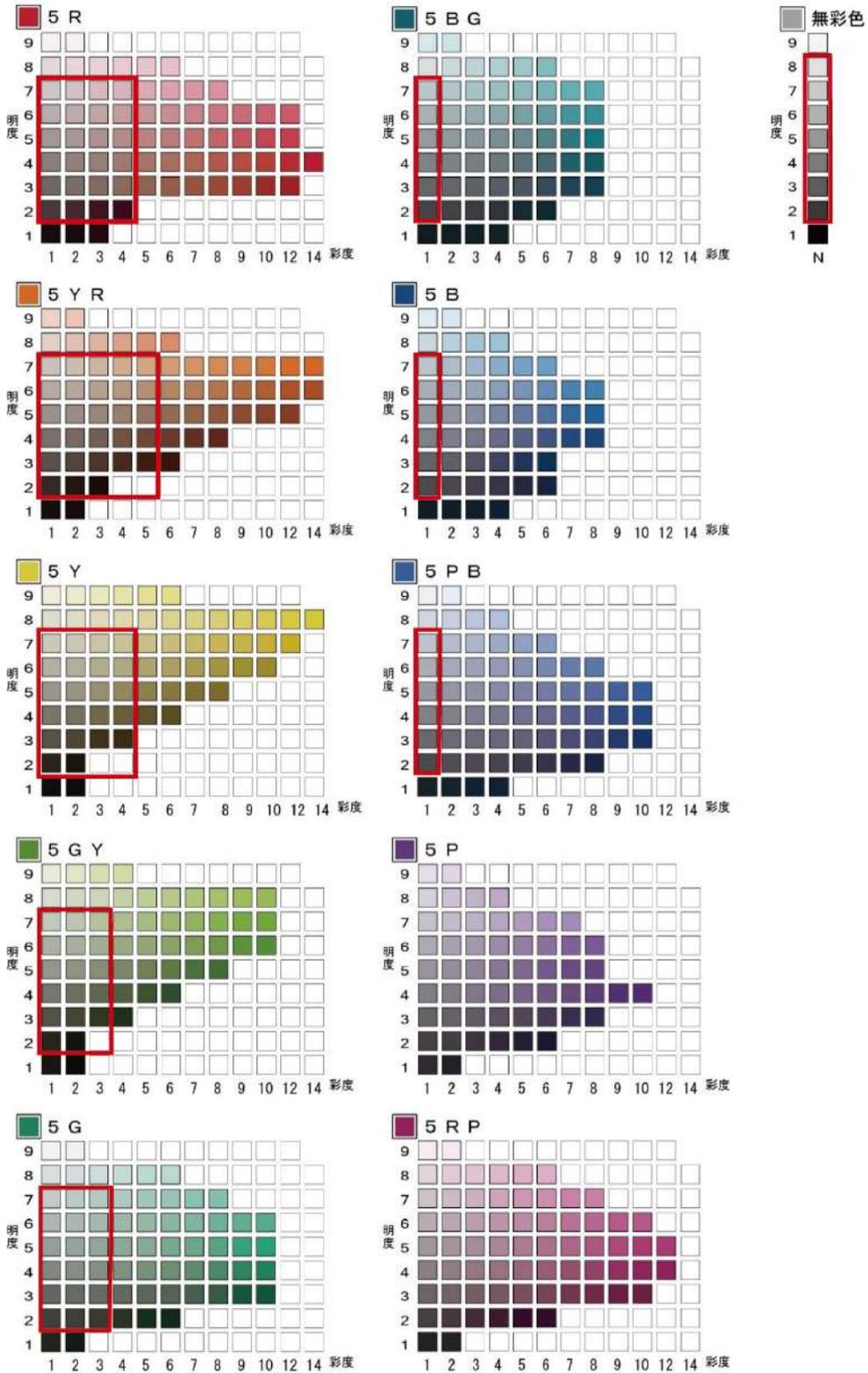
- 既存の石垣は、保全に努める。撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。
- ブロック塀や金網フェンスの使用はできる限り避け、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。
- フェンス等を使用する場合は、グレーベージュやダークグレー等の落ち着いた色とし、できる限り緑化する。

P10・11

擁壁	<input type="checkbox"/> 擁壁は、勾配やひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げや緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。	P11
ごみ置き場	<input type="checkbox"/> 集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する、あるいは歩行者から見えにくい配置や緑化等による修景に努める。 <input type="checkbox"/> ごみ出しネットを使用する場合は、ブラウン系等の目立ちにくい色を使用する。	P12
緑化	<input type="checkbox"/> 主要道路に面する部分及び主要道路から後退して生じる空地については、緑化に努め、西伊豆町の玄関口として相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。	P12
駐車場	<input type="checkbox"/> 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、周辺景観と調和するよう配慮する。	P13

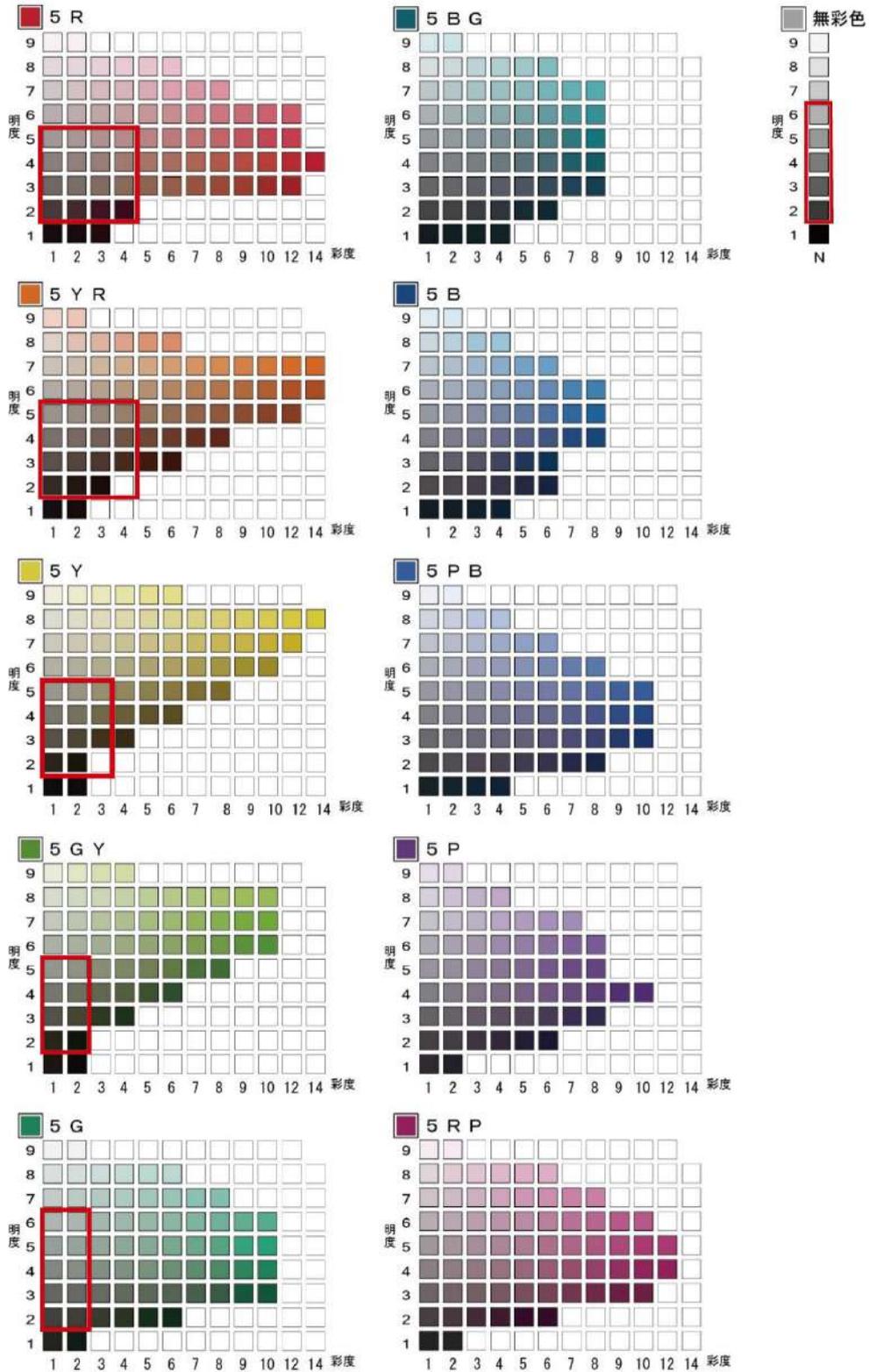
町域全域 屋根の基準

別表1 基準色範囲



■海岸保全ゾーン 屋根の基準

別表2 基準色範囲

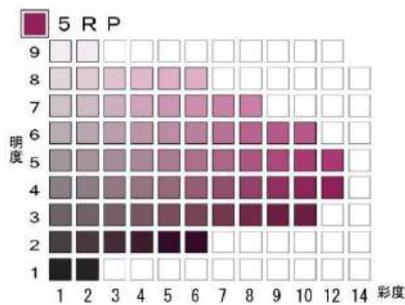
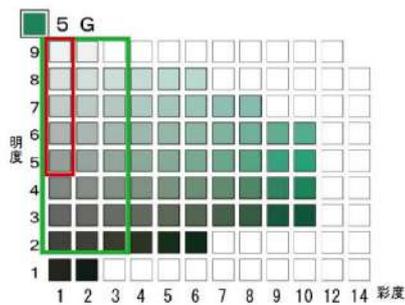
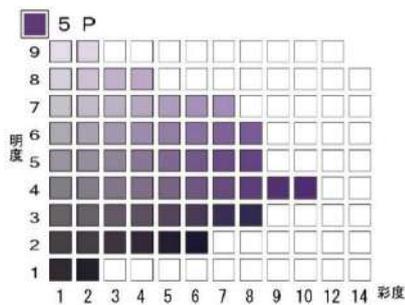
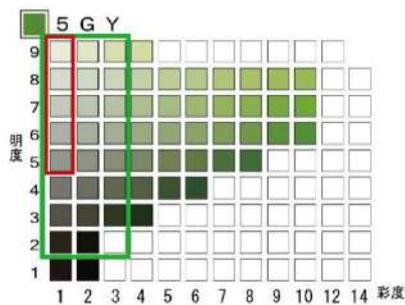
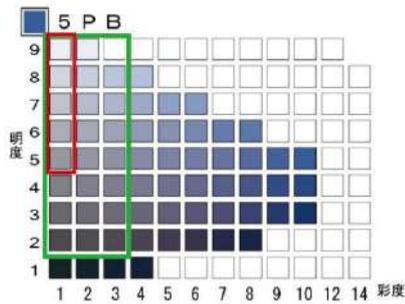
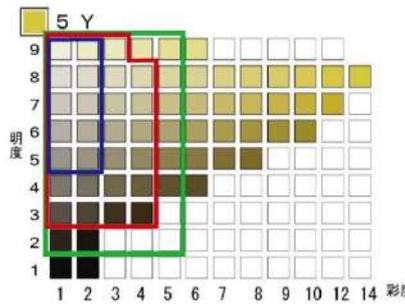
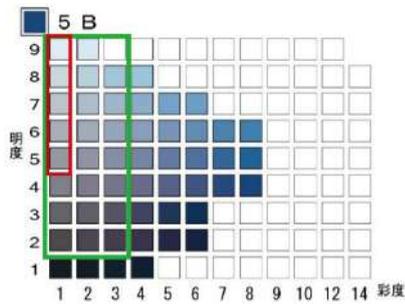
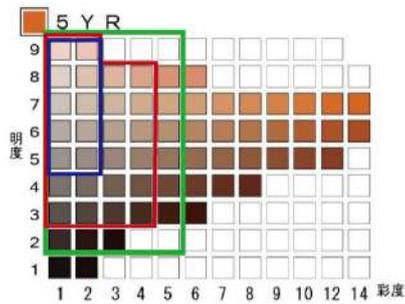
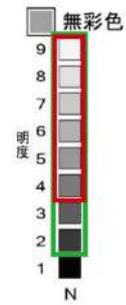
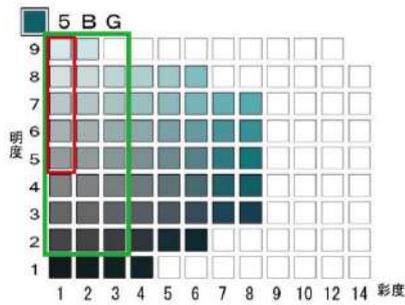
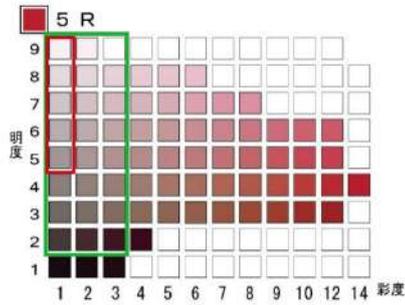


町域全域 外壁の基準

別表3 基準色範囲

別表4 推奨色範囲

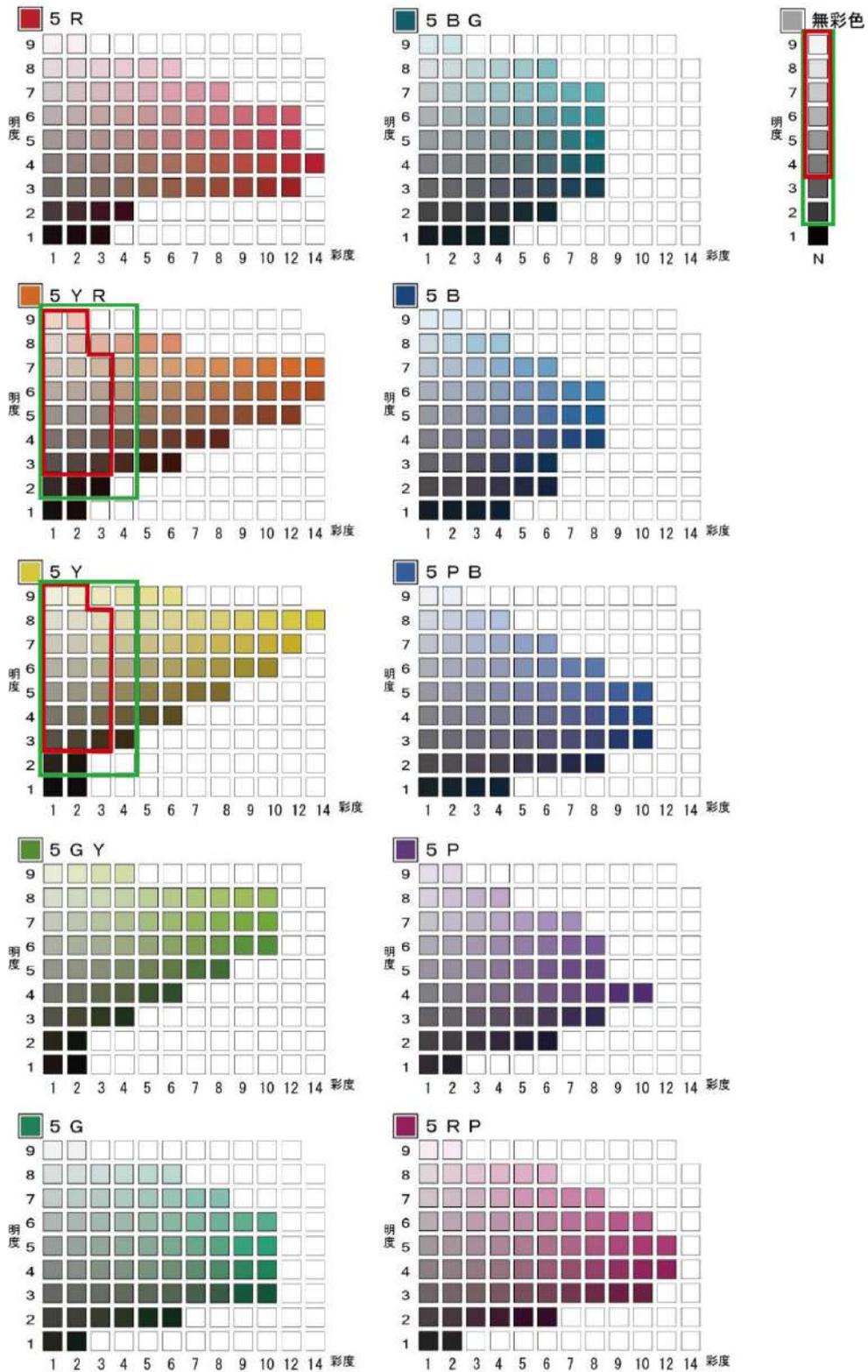
別表5 アクセントカラー許容範囲



■ 海岸保全ゾーン 外壁の基準

別表6 基準色範囲

別表7 アクセントカラー許容範囲



イ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
鉄塔、アンテナの類	<p>□設置に際しては、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、社寺や歴史的建造物等の景観資源周辺への設置、観光スポットへ向かう沿道の設置は極力避ける。</p> <p>□敷地の許す範囲内で道路から5m以上後退させるとともに、下部を植栽等により目立たないよう工夫する。</p> <p>□山岳等においては、主要な眺望点から見て自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。</p> <p>□色彩は、できる限り目立たないよう眺望や山並み景観に配慮した色調を用いる。</p>	P24・25
煙突、記念塔(モニュメント)、彫像の類、高架水槽、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<p>□周囲の山並みや稜線の連続性、周辺の景観や眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできる限り抑え、配置に配慮する。</p> <p>□形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。</p>	P26

ウ 地上に設置する再生エネルギー

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
基本事項	<p>□太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることは困難であるため、立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討すること。</p>	—
地上に設置する太陽光発電施設	<p>□尾根線上、斜面地、高台での設置は避ける。</p> <p>□主要な眺望点をはじめ、主要道路や集落内の眺めの良い場所等から目立たない位置に設置するよう配慮する。</p> <p>□社寺や歴史的建造物等、文化財等の景観資源の周辺への設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、できる限り後退させ、樹木等による緩衝帯を設けるなど、周辺から視認されないよう配慮する。</p>	P27・28

	<input type="checkbox"/> 上記以外の場所においても、道路や敷地境界からできる限り後退させ、植栽で目隠しを行うなど、通行者から容易に見えないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 平地に設置する太陽光発電設備の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 <input type="checkbox"/> 太陽光電池パネル及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色とし、低明度・低彩度・低反射なものを使用する。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備やフェンス等は、周囲の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。	
風力発電施設	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点をはじめ、主要道路や集落内の眺めの良い場所等から目立たない位置とし、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないよう配慮する。	P28

工 開発行為

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍においては、稜線を乱す地形改変を避ける。 <input type="checkbox"/> できる限り現況の地形を生かし、大規模な法面又は擁壁が生じないよう努める。 <input type="checkbox"/> 法面が発生する場合は、素材や表面処理の工夫、緑化等により、周辺の景観と調和させる。	P29
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採については、できる限り小規模に留める。 <input type="checkbox"/> 敷地内にある良好な樹木はできる限り保全するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 海岸保全ゾーンの自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については、極力保全を図る。 <input type="checkbox"/> 海岸保全ゾーンの主要な眺望点周辺及び遊歩道においては、展望を確保しつつ、伐採範囲は必要最小限にとどめる。	P30

オ 土石の採取

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は主要な眺望点や主要道路からできる限り見えない位置とする。 <input type="checkbox"/> 行為の跡地は、緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。	P30

カ 屋外における物件の堆積

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積の位置、方法	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とし、行為の位置は主要な眺望点や主要道路からできる限り見えない位置とする。やむを得ず、直接視認される位置となる場合には、植栽や木格子等を設けるなど、できる限り目立たないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 堆積を始める位置は、道路等の公共施設の敷地境界からできる限り後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。	P31

キ 屋外広告物※

項目	町域全域(海岸保全ゾーン含む)の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
自家広告物、案内図板、一般広告物の設置場所、規模、意匠	<input type="checkbox"/> 原則、建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 夕陽や景勝地、あるいは美しい海岸景観の眺望を妨げるおそれのある場所には、屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 野立て案内図板については、できる限り設置を控える。設置する場合は、集約化、小規模化に努める。 <input type="checkbox"/> 屋上看板については、できる限り設置を控える。屋上や高層階に広告物を掲出する場合は、小規模化や建物との一体化に努める。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> コーポレートカラーの使用は、アクセントや部分使用にとどめ、建築物全体の色彩構成が周辺環境と調和するよう配慮すること。	P32～34

	<p><input type="checkbox"/>海岸保全ゾーンでは、基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色とし、その他の材料を使用した場合は、低彩度の茶系とし、使用する色彩は、基調色以外に2色以内とすること。</p> <p><input type="checkbox"/>屋外広告物には、写真やイラストを使用しないよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>のぼりは、常時掲出しないよう努める。掲出する場合は、掲出期間、掲出数、掲出間距離等について、静岡県屋外広告物条例の基準を遵守する。</p>	
--	---	--

- ※「キ 屋外広告物」に示す基準は、景観法で規制誘導はできないため、遵守すべき指針として御確認ください。
- ※屋外広告物は、現在、静岡県屋外広告物条例による規制を基本としています。屋外広告物条例の許可基準を遵守してください。(伊豆西南海岸広告景観保全地区では、色彩のマンセル値等の基準が設定されています)
- ※名勝伊豆西南海岸の指定区域は、「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の取扱い基準を遵守してください。
- ※富士箱根伊豆国立公園の指定区域は、「富士箱根伊豆国立公園(伊豆半島地域)の管理計画書」の取扱い方針に則してください。

(2) 景観重点地区の景観形成基準

①堂ヶ島公園周辺地区・黄金崎公園周辺地区

ア 建築物（工作物）の新築、増築、改築、移転、外観の変更

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説(別冊)
基本事項	<p>□前章の目標ごとの景観まちづくりの方針に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮する。</p>	—
配置	<p>□地形の高低差がある場合はそれを活かし、周囲の自然景観や良好な集落地景観を損なわないよう配置に留意する。</p> <p>□山稜の近傍においては、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。</p> <p>□社寺や歴史的建造物、特徴的な樹木等、優れた景観資源に隣接する場合は、当該資源の保全に配慮した位置とする。</p> <p>□主要な眺望点からの眺望を阻害しないよう、特に配慮する。</p> <p>□建築物の規模が大きい場合は、道路境界や敷地境界からできる限り後退するなど、周囲の建築物や道路に威圧感を与えない配置とする。</p> <p>□観光スポットへのアクセス路に面する場所では、まち並みの連続性を保つため、できる限り隣接する建物と壁面位置を揃える。大きく後退する場合は、生垣や塀で壁面位置を揃える、あるいは後退してできた空間を活用し緑化を兼ねた魅力あるオープンスペースの景観創出に努める。</p>	P1・2
高さ	<p>□山稜の近傍においては、稜線を乱さないよう、できる限り低い高さとする。</p> <p>□周辺の集落地景観から著しく突出した印象を与えない高さとする。</p> <p>□周辺にまとまりある農地が広がっている場合、背後の山並みや農地と調和するよう、できる限り高さを抑える。</p> <p>□良好な眺望を阻害しない高さとなるよう配慮する。</p>	P3・4
屋根形状	<p>□原則、切り妻、寄棟、入母屋、方形等、勾配屋根とする。やむを得ず、陸屋根になる場合は、傾斜パラペットを設置する等、デザイン上の工夫を行う。屋上に設備を設ける場合は、主要な眺望点、遊歩道及び道路等から見えないよう、特に配慮する。</p>	P4・5

<p>屋根・屋上に設置する太陽光発電設備</p>	<p>□主要な眺望点や主要道路からの眺めに著しい支障を及ぼすものではないこと。</p> <p>□勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮する。</p> <p>□太陽光電池パネル及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色もしくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用する。あるいは、屋根材と太陽光パネルが一体化した製品の使用に努める。</p> <p>□配管類や屋外用パワーコンディショナー等の付属設備は、建築物と一体化させるよう配慮する。やむを得ず一体化が困難な場合は、壁面と同系色とするなどの配慮を行う。</p>	<p>P6</p>
<p>形態・意匠</p>	<p>□建築物の規模が大きい場合は、建物を分棟化するなど、圧迫感を与えないよう配慮する。</p> <p>□社寺や歴史的建造物、特徴的な樹木等の優れた景観資源に隣接する場合は、これらと調和するよう、形態・意匠、色彩、材料を工夫し、周辺景観に違和感なくなじむよう配慮する。</p> <p>□集落地内にある場合は、家並みの連続性に配慮し、周辺の自然景観や集落地景観と調和するよう、形態・意匠を工夫する。</p>	<p>P7・8</p>
<p>材料</p>	<p>□外壁、屋根及び外構には、耐久性に優れた素材を用い、木材や石材などの自然素材の活用により、周辺景観との調和に配慮する。</p> <p>□外壁、屋根及び外構には、できる限り光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用しない。</p>	<p>P8</p>
<p>建築設備</p>	<p>□外壁または屋外に設ける設備は、道路から見えにくい位置に配置する。やむを得ず見える場所に設置する場合は、外壁と調和する色調の採用や目隠しの設置などにより、目立たないように配慮する。</p> <p>□外構において照明を行う場合は、光源を隠すとともに、柔らかく落ち着いた雰囲気となるよう配慮する。</p>	<p>P9</p>
<p>色彩</p>		<p>P14・15</p>
<p>屋根</p>	<p>□別表8に掲げる焦げ茶色、灰黒系色、赤錆系色又は暗緑系色を使用する。ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和瓦または銅板を用いる場合 ・所管する省庁が了承したと町が認めた場合 	<p>P17</p>

■別表8 景観重点地区 屋根の基準色の範囲

	色相		明度	彩度
焦げ茶色、赤錆系色	R	5R~10R	2以上5以下	4以下
焦げ茶色	Y R	0.1YR~10YR		4以下
	Y	0.1Y~5Y		3以下
暗緑系色	Y	5.1Y~10Y	2以上5以下	3以下
	GY	0.1GY~10GY	2以上5以下	2以下
	G	0.1G~5G	2以上6以下	2以下
灰黒系色	N		2以上6以下	

外壁

- 景観重点地区においては、ベージュ、褐色系、クリーム色、灰色系、乳白色系を使用するものとし、色彩範囲は別表9に掲げる。
 ただし、次の場合はこの限りではない。
 ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等で仕上げた場合
 ・所管する省庁が了承したと町が認めた場合

P21・22

■別表9 景観重点地区 外壁の基準色の範囲

	色相		明度	彩度
ベージュ、灰色系	Y R	0.1 Y R ~ 10YR	8以上9以下	2以下
褐色系、ベージュ、灰色系			3以上8未満	3以下
乳白色系、クリーム色、ベージュ、灰色系	Y	0.1Y~5Y	8以上9以下	2以下
褐色系、ベージュ、灰色系			3以上8未満	3以下
乳白色系、灰色系	N		4以上9以下	

- 景観重点地区において、アクセントカラーを使用する場合は、外観の各方面の見附面積の1/5以下に限り使用できるものとし、色彩範囲は別表10に掲げる。

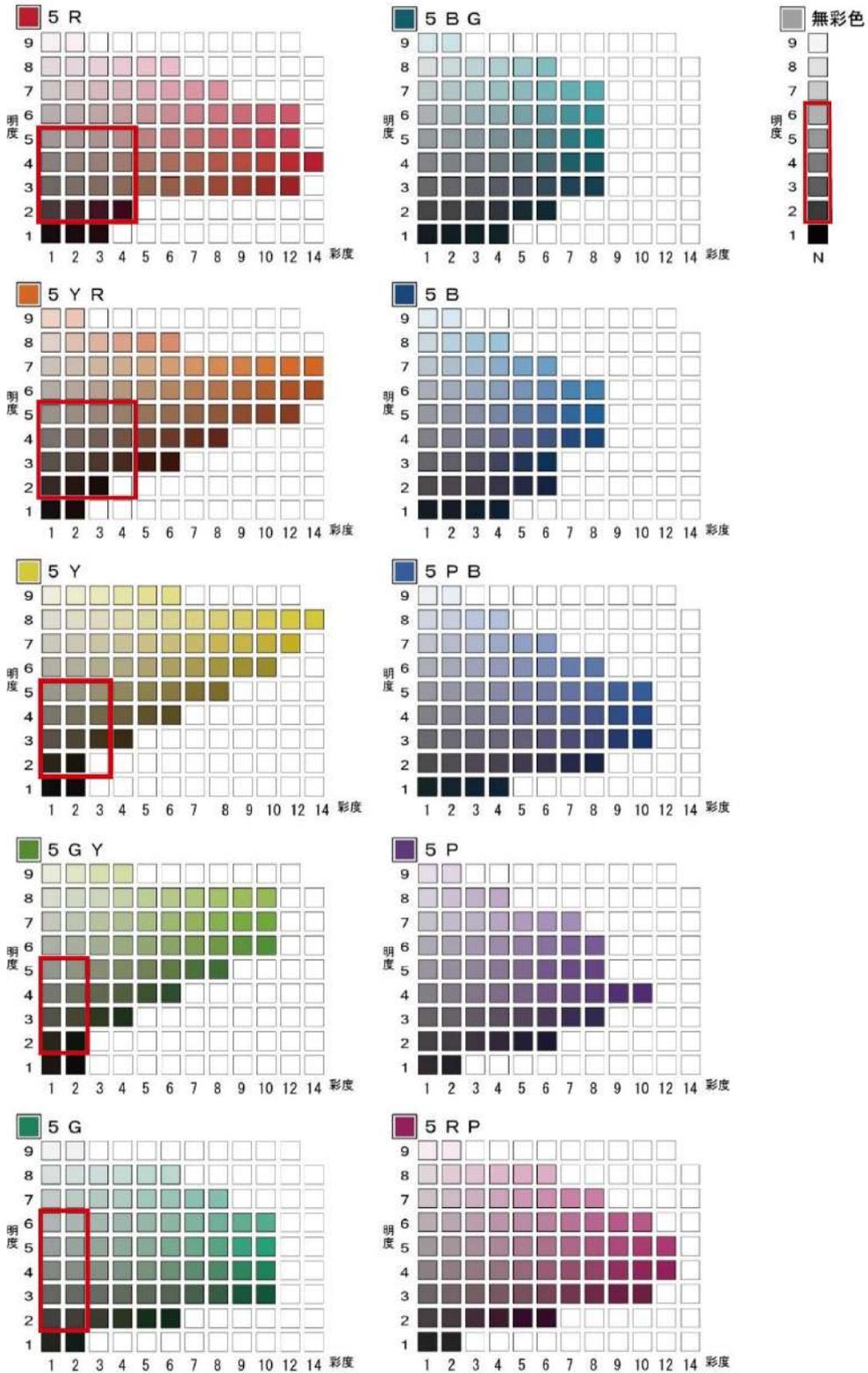
■別表10 景観重点地区の外壁のアクセントカラーの許容範囲

色相		明度	彩度
Y R	0.1YR~10YR	2以上	4以下
Y	0.1Y~5Y	2以上	4以下
N		2以上	

敷地		
垣・柵・塀	<input type="checkbox"/> 既存の石垣は、保全に努める。撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> ブロック塀や金網フェンスの使用はできるかぎり避け、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> フェンス等を使用する場合は、グレーベージュやダークグレー等の落ち着いた色とし、できる限り緑化する。	P10・11
擁壁	<input type="checkbox"/> 擁壁は、勾配やひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたいうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げや緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。	P11
ごみ置き場	<input type="checkbox"/> 集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する、あるいは歩行者から見えにくい配置や緑化等による修景に努める。 <input type="checkbox"/> ごみ出しネットを使用する場合は、ブラウン系等の目立ちにくい色を使用する。	P12
緑化	<input type="checkbox"/> 主要道路に面する部分及び主要道路から後退して生じる空地については、緑化に努め、西伊豆町の玄関口として相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 観光スポットへのアクセス路に面する場所では、花や緑を効果的に配置し、来訪者の目を楽しませる演出に努める。	P12
駐車場	<input type="checkbox"/> 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、周辺景観と調和するよう配慮する。	P13

■景観重点地区 屋根の基準

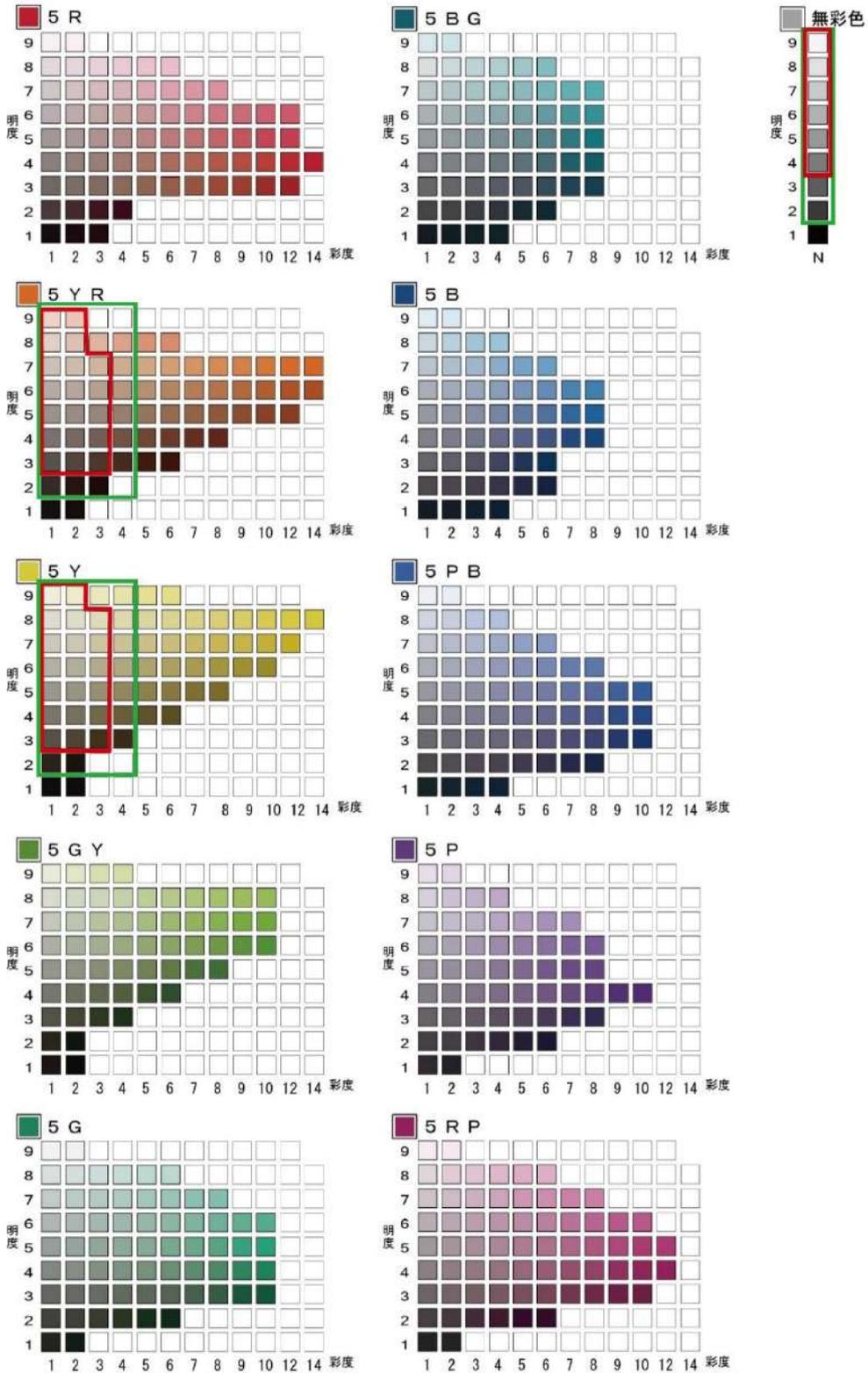
別表8 基準色範囲



■ 景観重点地区 外壁の基準

別表9 基準色範囲

別表10 アクセントカラー許容範囲



イ 工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
鉄塔、アンテナの類	<ul style="list-style-type: none"> □設置に際しては、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、社寺や歴史的建造物等の景観資源周辺への設置、観光スポットへ向かう沿道の設置は極力避ける。 □敷地の許す範囲内で道路から5m以上後退させるとともに、下部を植栽等により目立たないように工夫する。 □山岳等においては、主要な眺望点から見て自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。 □色彩は、できる限り目立たないように眺望や山並み景観に配慮した色調を用いる。 	P24・25
煙突、記念塔(モニュメント)、彫像の類、高架水槽、遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	<ul style="list-style-type: none"> □周囲の山並みや稜線の連続性、周辺の景観や眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできる限り抑え、配置に配慮する。 □形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 	P26

ウ 地上に設置する再生エネルギー

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> □太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることは困難であるため、立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討すること。 	—
地上に設置する太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な太陽光発電施設の設置は避ける。 □小規模な太陽光発電施設を設置する場合においても、生物多様性保全に支障がなく、主要な眺望点をはじめ、主要道路、観光スポットへのアクセス路等から見えない位置に配置するよう配慮する。 □尾根線上、斜面地、高台での設置は避ける。 	P27・28

	<input type="checkbox"/> 社寺や歴史的建造物等、文化財等の景観資源の周辺への設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、できる限り後退させ、樹木等による緩衝帯を設けるなど、周辺から視認されないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の場所においても、道路や敷地境界からできる限り後退させ、植栽で目隠しを行うなど、通行者から容易に見えないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 平地に設置する太陽光発電設備の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 <input type="checkbox"/> 太陽光電池パネル及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色とし、低明度・低彩度・低反射なものを使用する。 <input type="checkbox"/> パワーコンディショナーや分電盤などの付属設備やフェンス等は、周囲の景観と調和した色彩とし、低彩度で統一する。	
風力発電施設	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点をはじめ、主要道路や集落内の眺めの良い場所等から目立たない位置とし、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないよう配慮する。	P28

工 開発行為

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍においては稜線を乱す地形改変を避ける。 <input type="checkbox"/> できる限り現況の地形を生かし、大規模な法面又は擁壁が生じないように努める。 <input type="checkbox"/> 法面が発生する場合は、素材や表面処理の工夫、緑化等により、周囲の景観と調和させる。	P29
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採については、できる限り小規模に留め、自然性が高い森林や巨樹等の貴重な樹木については、極力保全を図る。 <input type="checkbox"/> 主要な眺望点周辺及び遊歩道においては、展望を確保しつつ、伐採範囲は必要最小限にとどめる。	P30

オ 土石の採取

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
鉱物の掘採又は土石の類の採取	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とし、主要な眺望点をはじめ、主要道路観光スポットへのアクセス路等から見えない位置とする。 <input type="checkbox"/> 行為の跡地は、緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する	P30

カ 屋外における物件の堆積

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積の位置、方法	<input type="checkbox"/> 行為の範囲は必要最小限とし、主要な眺望点をはじめ、主要道路、観光スポットへのアクセス路等から見えない位置とする。やむを得ず、直接視認される位置となる場合には、植栽や木格子等を設けるなど、できる限り目立たないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 堆積を始める位置は、道路等の公共施設の敷地境界からできる限り後退させ、高さを抑え、整然と堆積する。	P31

キ 屋外広告物※

項目	景観重点地区の景観形成基準	景観形成基準の解説 (別冊)
自家広告物、案内図板、一般広告物の設置場所、規模、意匠	<input type="checkbox"/> 原則、建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 夕陽や景勝地、あるいは美しい海岸景観の眺望を妨げるおそれのある場所には、屋外広告物を設置しない。 <input type="checkbox"/> 野立て案内図板については、できる限り設置を控える。設置する場合は、集約化、小規模化に努める。 <input type="checkbox"/> 屋上看板については、できる限り設置を控える。屋上や高層階に広告物を掲出する場合は、小規模化や建物との一体化に努める。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の高さ、形態、色彩、意匠は、建築物、周辺の景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 基調色は、自然材料を使用した場合素材の色とし、その他の材料を使用した場合は、低彩度の茶系とし、使用する色彩は、基調色以外に2色以内とする。	P32～ P34

	<p><input type="checkbox"/>コーポレートカラーの使用は、アクセントや部分使用にとどめ、建築物全体の色彩構成が周辺環境と調和するよう配慮すること。</p> <p><input type="checkbox"/>屋外広告物には、写真やイラストを使用しないよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>のぼりは、常時掲出しないよう努める。掲出する場合は、掲出期間、掲出数、掲出間距離等について、静岡県屋外広告物条例の基準を遵守する。</p>
--	---

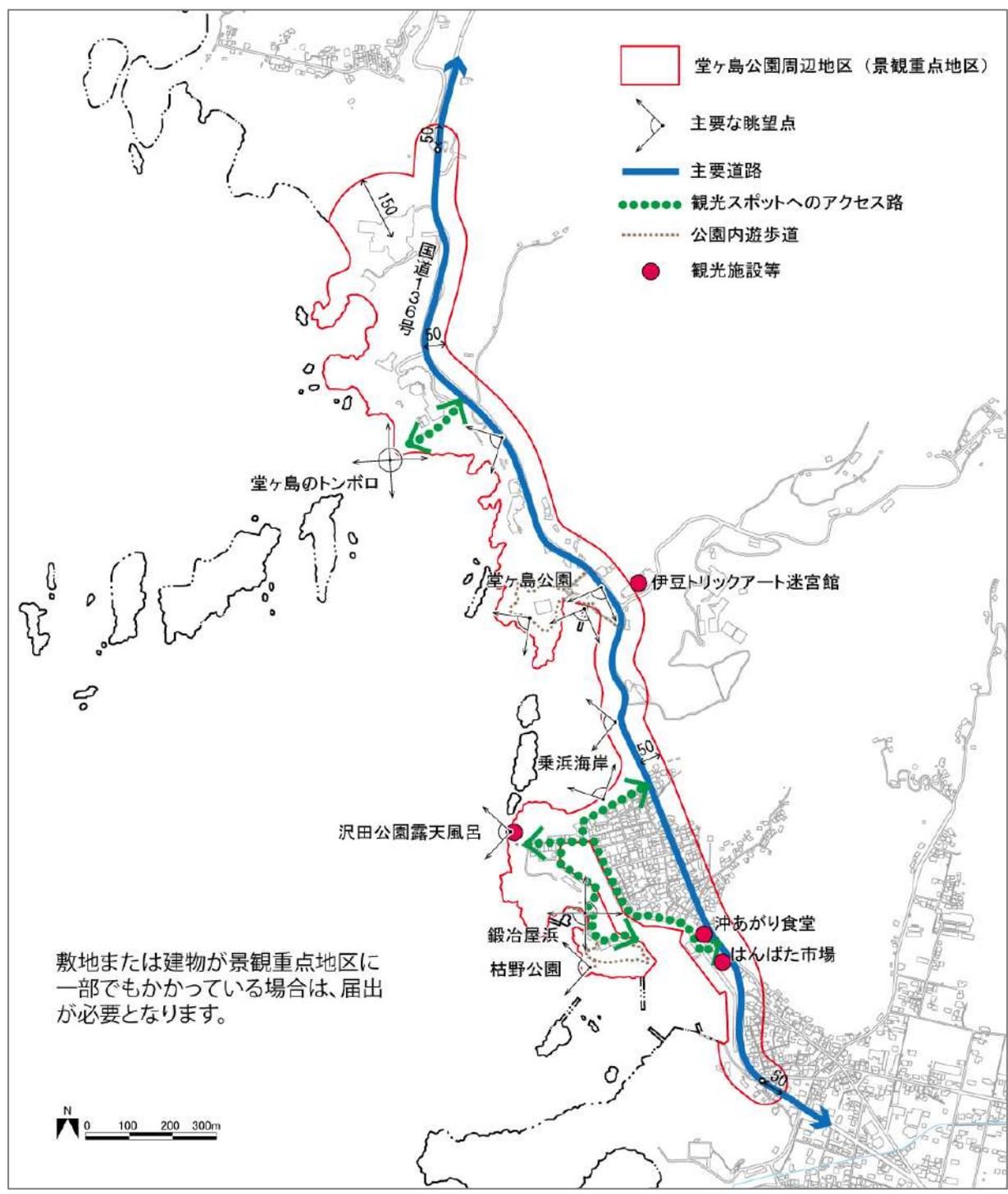
※「キ 屋外広告物」に示す基準は、景観法で規制誘導はできないため、遵守すべき指針として御確認ください。

※屋外広告物は、現在、静岡県屋外広告物条例による規制を基本としています。屋外広告物条例の許可基準を遵守してください。(伊豆西南海岸広告景観保全地区では、色彩のマンセル値等の基準が設定されています)

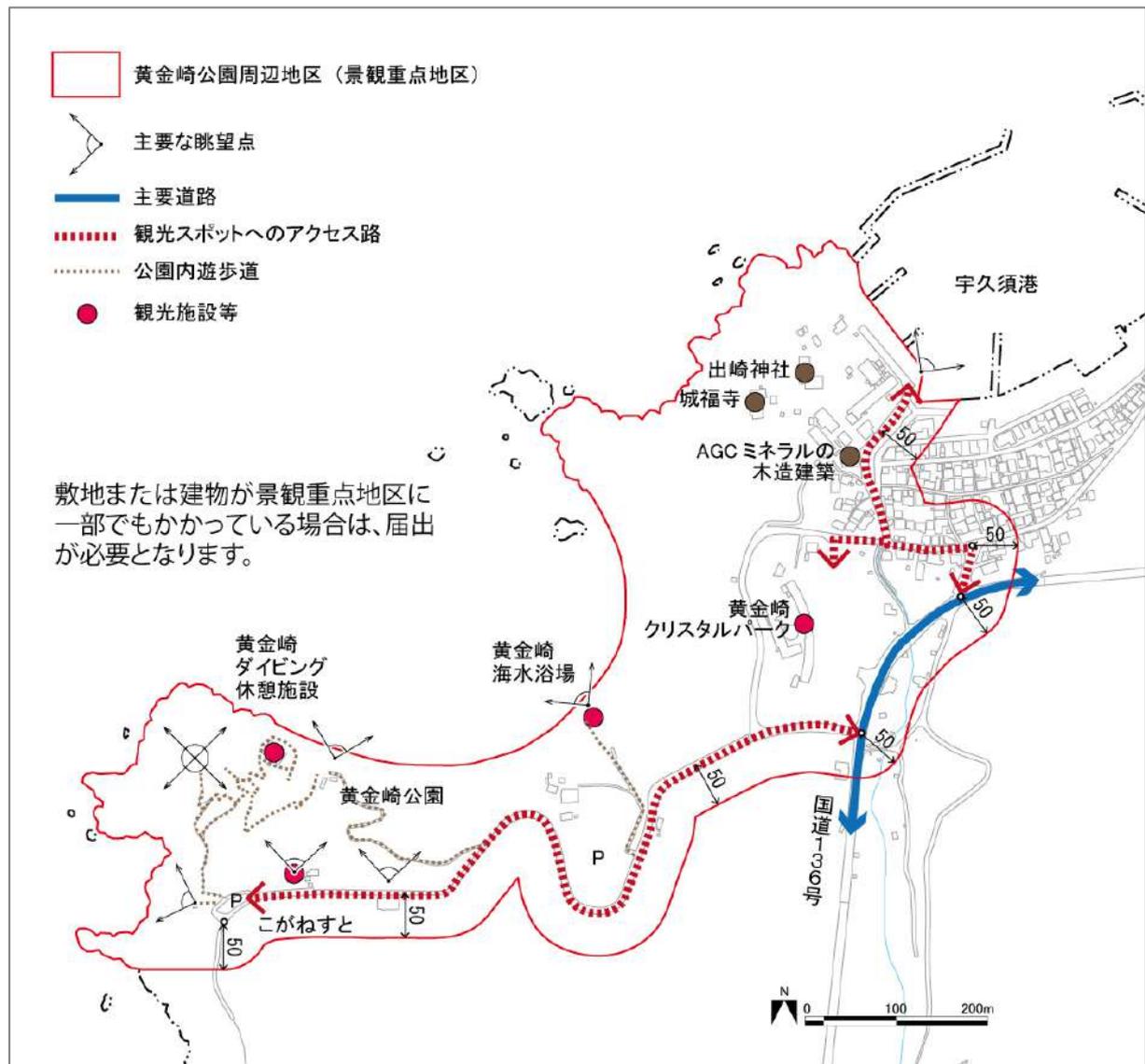
※名勝伊豆西南海岸の指定区域は、「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の取扱い基準を遵守してください。

※富士箱根伊豆国立公園の指定区域は、「富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）の管理計画書」の取扱い方針に則してください。

■堂ヶ島公園周辺地区（景観重点地区）の範囲と主要な眺望点



■黄金崎公園周辺地区（景観重点地区）の範囲と主要な眺望点



第5章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

本町の良い景観形成のために特に重要な建造物や樹木を景観重要建造物（景観法第19条第1項）及び景観重要樹木（景観法第28条第1項）に指定し、保全を図ることとします。

指定にあたっては、所有者と協議し、同意を得ることを基本原則としつつ、当該建造物や樹木の状態等を確認するとともに、西伊豆町景観審議会の意見を聞くものとします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針は次のとおりです。

1. 景観重要建造物の指定の方針

本町や地域にとって良好な景観形成を図る上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる建造物であり、以下のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定対象とします。

<景観重要建造物の指定の方針>

- ① 地域のシンボルとして、住民に親しまれている建造物
- ② 地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する建造物
- ③ 築学上、優れたデザインを有する建造物

■ 指定候補



町営やまびこ荘

やまびこ荘は1973年に廃校になった大沢里小学校の建物を残してほしいという地元の声により、生まれかわった町営宿泊施設であり、住民に愛され、親しまれている建造物です。

趣のある古い校舎のレトロな外観は、地域のシンボリックな存在です。



AGC ミネラル株式会社事務所（旧東海工業株式会社）

黄金崎クリスタルパーク近くに位置するこの建物は、西伊豆におけるガラス産業の発祥地として、地域の歴史を伝える象徴です。

昭和13年（1938年）に東海工業株式会社伊豆事業所として設立され、伊豆珪山で珪石を採掘し、国内板ガラス生産を支えました。昭和63年（1988年）の創立50周年を契機に、賀茂村が「ガラス文化の里づくり」を立案し、黄金崎クリスタルパーク設立のきっかけとなりました。



安良里の宝来屋（旧宝来屋旅館）

元旅館である「宝来屋（ほうらいや）」は、地域のシンボリックな存在であり、昭和の文豪・三島由紀夫（1925～1970年）が宿泊し、作品を執筆したことで知られます。築約100年の建物は現在、地域の拠点として住民ボランティアの活動に活用されています。三島由紀夫は1960年（昭和35年）に長期滞在し、西伊豆の自然や文化を題材にした小説『獣の戯れ』を執筆しました。

2. 景観重要樹木の指定の方針

本町や地域にとって良好な景観形成を図る上で重要であると認められ、道路等の公共の場所から公衆によって容易に見ることのできる樹木であり、以下のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定対象とします。

<景観重要樹木の指定の方針>

- ① 地域のシンボルとして、住民に親しまれている樹木
- ② 地域の自然、歴史、文化、産業、生活等を象徴する樹木
- ③ 美観上、優れた樹形を有する樹木

■指定候補



永明寺の大イチョウ

永明寺の境内にあってひととき目を引く大イチョウは、昭和43年に県の天然記念物に指定された。推定樹齢は約540年。古くから町を見守っている歴史ある木として親しまれている。



宇久須神社のクスノキ

宇久須という地名は、大楠がなまって「ウグス」になったと伝えられている。その名にふさわしく宇久須神社の入口に大きなクスノキがあり、古くから町を見守っている歴史ある木として親しまれている。

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 基本事項

現在、本町の屋外広告物は、文化財保護法及び自然公園法、並びに静岡県屋外広告物条例による規制を基本としていますが、景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に基づき、屋外広告物の景観誘導を図るため、今後の社会情勢を鑑みて、景観行政団体である市町村の特例（屋外広告物法第28条）を活用し、町条例の制定について検討します。

条例で定める規制基準は、本町の景観特性を踏まえたものとします。

2. 制限の方針

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件に関する基準は、本町の景観特性を踏まえるとともに、本景観計画の第3章、第4章を踏まえ、以下の方針に基づき定めることとします。

<屋外広告物に関する行為の制限の方針>

- ・基準として設定する内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等に関することとする。
- ・基準は、地域の特性を踏まえつつ、現行の静岡県屋外広告物条例の基準に基づき、本計画で定める景観まちづくりの基本方針及び景観形成基準を参考として、設定する。
- ・基準は、規模を必要最小限とするとともに、色彩や意匠は、国道136号沿道のまち並み景観、あるいは森林景観や海岸景観、農村景観、歴史的文化的景観等を阻害しないものとするよう設定する。

第7章 景観重要公共施設の指定の方針

1. 景観重要公共施設の指定に関する方針

道路・河川・公園・海岸・港湾等公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、当該公共施設の管理者等と協議し、その同意を得た上で、景観重要公共施設に指定します。

- ① 本町のイメージを表す中心的かつシンボリックな公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ② 多くの町民や観光客が利用している、あるいは今後利用が見込まれる公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの

■指定候補



スーパーデッキ潮騒の塔

田子漁港に設置された観光展望機能を兼ね備えた水門である。水門上部には船の甲板をモチーフとしたデッキが整備されており、田子漁港の全景を望むことができる。また、夜間には船舶用ライトが点灯するなど、港湾景観の演出及び観光スポットとしての機能を有している。

2. 景観重要公共施設の整備に関する方針

次に掲げる景観重要公共施設については、良好な景観を形成するため、整備を行う際には次の整備方針に取り組むものとします。

(1) 国道136号（つば沢バス停～乗浜バス停間：約1.5km）

① 指定理由

- ・本区間は堂ヶ島公園周辺地区（景観重点地区）内に位置しており、来訪者に対して本町の印象に大きな影響を与える特に重要な道路景観であることから、景観重要公共施設として指定します。

② 整備方針

- ・防護柵の整備にあたっては、海岸線への眺望を確保するために、透過性の高いものを採用するよう配慮する。色彩は、「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を踏まえダークブラウンとすることを基本とし、路線としての連続性と統一性に配慮する。
- ・照明灯柱、標識柱等の道路附属物の整備にあたっては、美しい海岸線や豊かな緑と調和す

る形態・意匠となるよう配慮する。色彩は「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を踏まえ、ダークブラウンもしくは亜鉛メッキとすることを基本とし、路線としての連続性と統一性に配慮する。

- ・歩道の舗装の色彩は、美しい海岸線や豊かな緑との調和に配慮し、彩度の高い色は避ける。路線としての連続性と統一性を確保するため、落ち着いた色合いの低彩度 YR 系色を基本とする。
- ・法面は周囲の自然環境と調和した構造・形態とし、緑化に努める。
- ・道路の草刈など適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。

第8章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくり主要方策

本町の良好な景観形成のために、今後10年間を目途に早急に取り組むべき施策について、景観まちづくり主要方策として位置づけ、住民、事業者、行政の協働により、計画的かつ総合的に進めていきます。

(1) 法制度や事業制度を活用した施策

① 景観重点地区計画の追加

- ・本計画では、黄金崎公園周辺地区と堂ヶ島公園周辺地区を景観重点地区として定めていますが、今後、社会情勢の変化や地区住民の景観形成への機運の向上などを見極め、必要に応じて、段階的に景観重点地区を追加指定していくこととします。
- ・景観重点地区の指定候補地は、P41～P55に示す、景観形成の拠点を優先することとします。

② 町独自の屋外広告物条例の制定

- ・国道136号沿道の大規模な屋外広告物や色彩等が派手な屋外広告物、あるいはのぼりや野立て屋外広告物等は、良好な町の景観を阻害する要因となることから、本町の良好な景観を阻害することなく、西伊豆町の景観特性を踏まえた屋外広告物の掲出を誘導するために、町独自の屋外広告物条例の制定について検討します。

③ 質の高い公共空間の創出

- ・景観重点地区や景観形成の拠点等の公共空間については、積極的に周辺景観と調和した質の高い公共空間の創出に努めることとします。
- ・公共空間の高質化にあたっては、国の街なみ環境整備事業や県の観光地エリア景観計画等の制度を活用し、効率的に進めていくことを基本としつつ、地区住民の意向を踏まえて進めていきます。
- ・高質化の対象となる公共空間は、道路、公園・広場、河川、あるいは公共サインなどを想定します。

(2) 町独自の施策

① 表彰制度の創設

- ・町独自の景観賞・住宅コンクール・花壇コンクール等の開催について検討するとともに、これらで評価された建築物や工作物、広告物、あるいは景観形成に功績がある者や団体については、その所有者や設計者、関係者を表彰する制度の創設を検討します。

② 景観まちづくり出前講座の実践

- ・景観まちづくりの意義や目的、あるいは地域で取り組む景観まちづくり活動へのアドバイスなど、景観まちづくりに関わることに町民にレクチャーするために、景観まちづくり出前講座の制度を創設します。
- ・講座の開催にあたっては、必要に応じて学識経験者や専門家などを招いて実施することとします。

③ 景観教育の実践

- ・これまで残されてきた西伊豆町の景観資源を保全し、後世に確実に継承するために、次世代を担う子どもたちを対象として、景観教育を実践します。
- ・具体的には、学校や民間団体と連携し、総合学習を活用した小中学生向けの景観教育プログラムなどを検討し、小中学生年代から景観への意識を醸成します。

④ 景観まちづくりに関する情報の発信

- ・景観まちづくりに関する情報を、町の広報紙やホームページ、SNS、各種パンフレットなどを利用して積極的に情報発信します。特に、景観法に定められる景観計画の住民提案制度や景観整備機構制度、その他町の独自制度等を町民が積極的に活用できるよう、情報発信に努めます。
- ・町の観光施策や町のPR施策などと連携し、本町の良い景観資源を情報発信することにより、町民の景観まちづくりに関する意識の醸成を図ります。

2. 景観まちづくりの推進体制の整備

景観まちづくりを推進するため、専門家の助言や参画、町民や町民活動団体等による景観まちづくり活動の推進などにより、町民・事業者・行政の協働による推進体制を整備します。

(1) 町民・事業者・行政の役割

本町において良好な景観形成を進めるためには、町民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。今後、様々な主体と連携することで、町民協働による良好な景観形成を推進していきます。

① 町民の役割

- ・町民は、自らが景観の形成の主体であることを意識し、町が実施する景観まちづくりに関する取組に主体的に参加します。
- ・身近にできる景観まちづくりの取組（地域に調和した家屋の色彩配慮、道路や公園等の公共空間に面した敷地内の清掃活動など）を個々の生活で行うよう努めます。
- ・まちづくり活動を行う地域団体・NPO等においては、良好な地域景観をつくるための活動を積極的に進めるとともに、景観形成のための提言等に努めます。

② 事業者の役割

- ・事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識して、本町の景観形成の考え方や方針等を理解し、景観形成に関する施策や事業に積極的に協力します。
- ・事業者が所有及び計画する建築物や工作物等は、周辺景観と調和した意匠とするよう努めるとともに、景観まちづくりに関する活動に参加するなど、町域及び地域の良好な景観形成に貢献していきます。

③ 行政の役割

- ・町民、事業者、行政による景観形成が的確に推進されるよう、町民や事業者の取組支援、景観形成に係る多様な情報発信、さらに景観に関する人材育成や意識の醸成を進めます。
- ・施策の実施にあたっては、町民や事業者の意向やアイデアを把握する機会を設け、十分に反映されるように努めます。
- ・公共施設等（道路、河川、公園等の公共施設及び公共建築物）の整備等を行う場合、町の景観形成の先導的役割を果たすよう、景観に配慮した整備に努めます。
- ・本景観計画の普及啓発に努めるとともに、計画に基づく施策の実施に取り組みます。

（２）西伊豆町景観審議会を設置

- ・町の景観行政の諮問機関として、学識経験者、関係団体の代表者、町民などによる西伊豆町景観審議会を設置します。
- ・西伊豆町景観審議会においては、下記の事項について審議することを想定します。

■想定される審議事項

- 景観計画の変更、運用
- 景観重点地区の指定
- 景観重要建造物・樹木の指定
- 景観法に基づく届出に対する勧告、変更命令
- 景観整備機構の指定
- 屋外広告物に関する事項
- その他景観まちづくりに関する重要な事項

（３）国、県、周辺市町との連携強化

- ・道路や河川などの公共施設について、周辺の景観に十分配慮したものとなるよう、管理者である国や県と情報交換を積極的に行うなど、連携強化を図ります。
- ・町民や事業者の景観まちづくりに関する活動を支援するため、景観に関する専門家派遣制度、道路協力団体（道路法）、河川協力団体（河川法）など国や県の制度の活用努めます。
- ・伊豆半島の観光振興に向けて、県の広域的な指針を踏まえて、周辺市町と連携しながら景

観の改善に取り組みます。

(4) 庁内関係各課の連携強化

- ・今後の景観まちづくりに関わる施策の推進、あるいは多様な施策推進の際に景観形成の視点に配慮するために、庁内関係課の情報交換を積極的に行うなど、連携強化を図ります。

(5) 景観整備機構制度の活用

- ・町民と行政が連携した景観まちづくりの活動の促進のために、町民が主体となる景観に関する取組を行う NPO 法人や公益法人を育成し、景観法に基づく「景観整備機構」として指定します。

■想定される業務（景観法第 93 条に規定）

- 有識者の派遣、情報の提供、相談
- 景観重要建造物・樹木の管理
- 景観重要公共施設に関する事業の実施
- 景観農業振興地域整備計画に従った農地の管理
- 景観形成に関する調査研究
- その他景観まちづくりの促進に必要な業務（空き家の保全や活用など）

3. 進行管理と改定

良好な景観の形成は長い時間を要することから、本計画においては、特に目標年度を設けないこととします。

しかし、今後想定される社会情勢の変化、あるいはまちづくりの方向性の変化などに適切に対応していくために、概ね 10 年毎に景観計画の改定を行うこととします。

また、重点地区の追加や景観形成のための新たな施策の推進が求められる場合など、計画改定が必要な場合は、随時改定を行うものとします。

A scenic landscape photograph of a sunset over a bay. The sun is low on the horizon, casting a warm orange and yellow glow across the sky and reflecting on the water. The sky is filled with soft, wispy clouds. In the foreground, the dark silhouettes of trees and mountains frame the view. The water is calm, with gentle ripples.

西伊豆町景観計画

西伊豆町役場 建設課 建設係

〒410-3501 静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須270-1

電話 0558-55-0212